

平成二十一年三月

平成二十年度國學院大學特別推進研究「近世における前期国学の総合的研究」成果報告書

荷田春満門人一覧稿

宝永四年荷田春満日次記

享保十年羽倉信名日記

研究代表者 文学部教授 根岸 茂夫

蒙神學正傳之
 約契
 龔齊戒契於
 大業師謹辱蒙於
 祇道德之深肯且
 神語一字總括傳
 及古傳之蘊奧啓
 明之至教而挫暗
 向明者不拘乎弟
 子之舊新特察乎
 志學之淺深探乎
 信道之厚薄承無
 有一事之遺漏令
 續師家統道之真
 傳矣小子等自茲
 後尊信於
 神德親因於
 業師為厚志而勤
 學職之徒禁說妖
 一神職之徒禁說妖
 神安怪邪而賑乎

謹契
 大宗師荷田宿禰信盛老先生大人閣下
 元祿十三年歲次庚辰八月朔日
 芝崎主稅平好高
 元祿十三年歲次庚辰十二月十一日
 平内大隅平政治
 元祿十四年歲次辛巳八月九日
 浦島主殿藤原實
 元祿十四年歲次辛巳秋八月九日
 中嶋五郎作宗
 元祿十五年歲次壬午春正月十日
 修理其從下藤原實直
 元祿十五年歲次壬午春二月朔日
 古市藤之進孝慈
 元祿十五年歲次壬午春二月十五日
 森上助八郎藤原方
 元祿十五年歲次壬午春二月廿八日
 中村允衛門安景
 元祿十五年歲次壬午春三月五日
 月思主哥平藤原
 元祿十五年歲次壬午春三月五日
 早川監物藤原藤長
 元祿十六年歲次癸未春三月十二日
 藤原宗光

目次

研究の計画と概要	根岸 茂夫	1
荷田春満門人一覧稿	松本 久史	5
史料		13
元禄十三年十一月一日より 蒙神学正伝之約契		
正徳六年四月吉日 牧野忠辰神道伝授誓詞		
享保十六年四月 神体安鎮等三ヶ条相伝につき松本為寛誓盟		
元文元年十月二十二日 日本書紀解釈伝授につき祓川直親誓盟		
宝永四年 荷田春満日次記		
解題	松本 久史	19
享保十年 羽倉信名日記		
解題	根岸 茂夫	27

研究の目的と概要

研究代表 根岸 茂夫

近世国学の四大人の鼻祖と称される荷田春満（羽倉齋信盛、一六六九—一七三六）が、「唐八聖人ノ国、日本八神ノ国ト云ハ、却ツテ小サキ了簡」と述べて、総合的な学問体系を構想していたこと、八代將軍徳川吉宗の文教政策に協力して古書や漢籍の調査蒐集に当たり、律令の研究を命じられ、論語や春秋を講ずるほど漢学に通暁し、幕府儒者林鳳岡が判らなかつた漢籍を解き明かして吉宗に報告していたこと、歴史的に武家政権を批判する思想をもっていた、という事実は、今まであまり知られることはなかつた。現在流布する辞典の中には、春満を国学者としてではなく歌学者としてのみ評価するような記述さえある。しかし春満は、近世儒学が中世的な仏教の学問体系から自立を遂げて花開く時期の十七世紀末から十八世紀前期、中世的な和学のなかから近世国学を成立させるとともに、新たな儒学興隆の影響をも受けながら、和漢の総合的な学問を動員して日本の文化・伝統・歴史を追求しようとしていた。荷田春満は、「総合的人文学」ともいふべき学問を目指していたのであり、それが本居宣長以降の国学とは異なる「前期国学」の特徴なのである。

本研究は、荷田春満を中心とした「前期国学」を、國學院大學を中心に歴史学・文学・神道学・法制史学など各分野の研究者が集まり、共同して学際的・総合的に検討を加え、文学・神道・史学・法制・有職などにわたる学問の実態と、春満および門人たちの活動、彼らが活躍した十七世紀後半から十八世紀前半の社会や政治・文化を明らかにすることを目的とする。その方法として、戦後公開されることになつた京都市伏見区東丸神社所蔵の七八〇〇点以上ののぼる東羽倉家文書の調査と、それらの解説・分析を通じて実証的検証を行う。東羽倉家は、山城国紀伊郡深草の稲荷社（現、

伏見稲荷大社）の「御殿預家」として、中世以来稲荷社の財政を管理した社家であり、荷田春満の生家である。稲荷社はいわゆる「上七社」として、伊勢神宮、石清水八幡宮・賀茂社などに次ぐ社格を有し、全国的信仰を集め、朝廷・幕府とも深い関係を結んでいた。そのため、同家文書を分析することは、春満を起点とした近世国学の形成と発展・特質が明らかになるだけではなく、幕末までにおよぶ門人の活動、稲荷社内での祭祀・経済、神仏関係、稲荷社と朝廷・幕府との関係など、社会実践面への国学の影響を考察することにつながる。

なお本研究は、平成十五年（一八八）度文部科学省科学研究費補助金によって実施された「近世国学の展開と荷田春満の史料的研究」（課題番号一五三二〇〇八六 研究代表者 根岸茂夫）により東羽倉家文書の目録化を完了し、平成十九年三月刊行の科学研究費報告書に史料目録を掲載し、この成果をもとに平成十九年度國學院大學特別推進研究「近世における前期国学の総合的研究」により共同研究を実施し、『荷田春満年譜稿・寛文十一年羽倉信詮日記』を刊行した成果をふまえている。

荷田春満は、関係史料の多くが未公開であつたため、春満を中心とする前期国学の研究は未開拓の分野として残されていた。しかし、東丸神社宮司松村準二氏御夫妻の特段の御協力・御高配と、伏見稲荷大社をはじめ多くの御支援により東羽倉家文書の調査・整理が許され、平成十八年度までの科学研究費補助金による調査で史料の概要が明らかとなった。かつ春満の著作類について、平成十三年度から國學院大學により編纂事業が始まつた『新編荷田春満全集』（おうふう刊）全十二巻のうち、現在十巻までが刊行され、東羽倉家史料を中心に自筆を含む春満の著作、彼の講義を弟子が筆記・整理した筈記などが順次翻刻され、多くの新史料が刊行された。

この刊行により、従来からの春満の評価と学問的位置付けは再検討を要することが明らかとなった。著作・節記などのテキスト分析による学術・思想面の解明と、東羽倉家文書の分析による社会的・歴史的な背景や実践面の解明を同時に行わなければ、春満をはじめとする前期国学の史的意義は究明されない。その前提として、まず春満の業績と活動の全貌を把握するため、昨年「荷田春満年譜稿」を作成し、併せて春満が中心となって開催した歌会の記録を整理した。

学術面における春満とその門人たちの史料について、その解読と検討は、現段階においては着手されたばかりであり、中世末から近代に至る東羽倉家史料の大半を占める稲荷社家としての史料、すなわち神社組織・財政、朝廷・神祇伯家、幕府に対する史料の調査などについても同様である。共同研究の参加者は、史料の概要を把握するために、まず寛文期から明治期に至る代々の東羽倉家当主の日記について解読と考察に着手し、昨年その成果の一部を寛文十一年「羽倉信詮日記」（春満の父の日記）として「荷田春満年譜稿」と併せて刊行した。

東羽倉家の文書は、春満を中心として羽倉家関係、稲荷社内関係、朝廷・幕府・社会との関係という「同心円的」構造を構成していることが同家史料の目録化によって解明された。具体的な課題は、以下の通りである。

- 1、春満の学問が時間・空間的に広がっていく過程の概要を明らかにする（学術面からの解明）。

I 春満の著述類の内容分析を進め、文学、神道、史学、法制、有職等の学術的位置付けを行う。

II 春満門人関係史料を分類・整理した上で、影響の具体像を分析して、春満の学問の継承・発展過程を検証する。

III 春満没後の影響について、荷田在満・賀茂真淵に代表される江戸系と、羽倉（荷田）信名・大西親盛をはじめ、羽倉（荷田）信名にいたる京都系に区分し、人的・学的交流を検討し、比較を行う。

2、春満を中心とした社会関係を明らかにする（社会実践面からの解明）。

I 羽倉家の家系・出自等の言説、祖先祭祀・神葬祭の実践

II 稲荷社内の荷田氏系と秦氏系祠官の関係、および本願寺愛染寺との神仏関係

III 朝廷・幕府および社会との関係

朝廷：稲荷祠官の非蔵人出仕、官位叙任、奉幣・折禱、執奏の神祇伯との関係

幕府：朱印状交付、社領支配、社殿造営、享保以降の文教政策

社会：門人の諸活動、稲荷社の信仰圏との関わり（稲荷勧請）

3、上記両者を総合的に検討し、前期国学の意義を解明する。

東羽倉家文書は近世学術資料としても一級史料であり、それら史料の詳細な研究は他にはみられない大きな特徴となり得る。本研究により、近世前期国学が齎した学術知と近世社会のダイナミックな関係性を示すことが出来る。これは、日本における人文科学の学史上の知見を豊かにするとともに、近世学芸のもつ史的意義の考察に大きく寄与するであろうと予想される。

史料に基づく実証的研究を推進するために、これまでの調査・研究により下記の通り分類された東羽倉家文書の項目ごとに課題を設定し、史料を解読・翻刻しながら分析・研究を進め、同時に目録の増補・修正を図り、月例の研究会を開催して、史料翻刻等の作業状況の報告や確認を行い、問題意識の共有に努め、その結果を論文や関連学会等での口頭発表、史料集の刊行などで公表するという方法で研究を進めることとした。

A 荷田春満関係史料 内容：稿本・著書・写本・草稿・書入本・門人・

学説・書状

課題：荷田春満の学問の特質と政治的・社会的立場との関係、および学問継承の考察

B 羽倉家関係史料 内容：系図・古伝・口宣案・伯家教書・相続・日記

課題：羽倉家の家学の解明と春満との関係、稲荷社内での位置付け

C 社家・社務関係史料 内容：縁起・社伝・祭式・祝詞・遷宮・繪旨・

勸請

課題：稲荷社内での諸関係の構造把握、朝廷・幕府・地域社会との関係

D 学芸関係史料 内容：詠草・詩歌・文芸・諸芸

課題：春満門人の著述、学統の分析、近世文人社会形成過程への影響

E 書籍・刷物など 内容：神書・国書・漢籍・和書・近代書籍・印刷物

課題：羽倉家所蔵書籍の解明と考察による学問と社会関係

以上の史料の性格と問題意識から、本研究では調査に重点を置き、京都市伏見区の東丸神社において年三回の現地調査を実施し、できるだけ多くの史料を実見し精査した。ことに今年度の調査では、1、学術面からの解明について、従来春満の業績として知られていなかった史学・法制・有職などの史料を中心に検討を加え、春満の著作・節記などの関係史料を調査・検討した。また春満の門人に関わる史料を調査・検討し、門人帳・歌会の記録などを実見・精査した。2、社会実践面からの解明については、東羽倉家の日記を中心に調査・検討した。かつ、東羽倉家史料目録の順に沿って史料を改めて点検した。同時に、史料をデジタル撮影して電子媒体に保存するとともに、史料の風通し・防虫・防湿などの保存措置を施した。

学内の研究活動においては、現地調査の結果をうけて各自の研究を深めるとともに、現地調査・検討した史料の一部を翻刻した。本書に掲載し

た松本久史作成の「荷田春満門人一覧稿」は、日ごろの研究成果の一部である。今後さらに増補する予定であるが、成果を公開し研究を便ならしむために提示した。また、宝永四年「荷田春満日次記」ならびに元禄十三年十一月一日より「蒙神学正伝之約契」は、すでに何度か活字化され知られてはいるが、誤植等も目立つので原本と照合して翻刻した。併せて、門人の誓詞である正徳六年四月吉日「牧野忠辰神道伝授誓詞」、および関連史料の享保十六年四月「神体安鎮等三ヶ条相伝につき松本為寛誓盟」・元文元年十月二十二日「日本書紀解釈伝授につき祓川直親誓盟」を翻刻し掲載した。牧野忠辰は越後長岡藩主、松本為寛（上社禰宜、従五位上、伊豆守、元文五年卒、三十五歳）・祓川直親（上社神主、正四位下、佐渡守、安永四年卒、六十一歳）はともに稲荷社の祠官である。

一方、研究会を開催して東羽倉家の日記を解説・検討した。本書に掲載した享保十年「羽倉信名日記」はその成果の一部であり、春満の実弟で東羽倉家を相続して稲荷社の御殿預であり、門弟としても春満を敬慕していた羽倉信名の日記である。かつ、現地における点検を元に、東羽倉家史料目録を増補・修正し、ホームページを更新し、写真のデジタルデータの整理し、以後の研究や公開にむけての環境整備を図った。本年度の成果を元に、今後の研究をさらに推進していきたい。

本研究は、東丸神社宮司松村準二氏御夫妻の特別の御許可と御高配、伏見稲荷大社宮司中村陽氏はじめ職員の方々の多大の御支援を賜り、國學院大學の特別研究推進を受けた研究の成果であり、関係各位に深謝する次第である。なお、本研究の研究分担者青木周平教授が昨年十一月十一日急逝された。謹んで生前の本研究に注がれた愛情と熱意を謝し、御冥福を祈る次第である。

特別推進研究 研究組織

(研究代表者) 根岸 茂夫	國學院大學・文学部・教授	日本近世史	博士 (歴史学)	研究総括・史料の体系化
(研究分担者) 青木 周平	國學院大學・文学部・教授	日本上代文学	博士 (文学)	上代文学関係史料の考察
高塩 博	國學院大學・法学部・教授	日本法制史	法学博士	春満の律令と近世法制史の考察
松本 久史	國學院大學・研究開発推進機構・講師	近世神道史	博士 (神道学)	神社・神道史上の考察・春満門人の解明
吉岡 孝	國學院大學・文学部・准教授	日本近世史	文学修士	江戸幕府の文化・教学政策と春満の関連
(研究協力者) 一戸 渉	総合研究大学院大学・文化科学研究科日本文学研究専攻博士課程	日本近世文学	文学修士	
早乙女牧人	東海大学・文学部・非常勤講師	日本中世文学	文学修士	
谷川 愛	東京大学総合研究博物館・特任助教	日本近世史	文学修士	
中村 正明	國學院大學・文学部・兼任講師	日本近世文学	文学修士	
舟木 勇治	國學院大學大学院・文学研究科・博士課程後期	日本上代文学	文学修士	
(会 務) 堀口裕美子	國學院大學・文学部・資料室員		文学士	

荷田春滿門人一覽稿

松本 久史

I 門人

氏名	本姓	入門年月日	西暦	出身地	居住地	階層	所属	没年	出典	備考
芝崎主悦好高	平	元禄13年11月1日	1700		江戸	神職	神田明神	享保18年	門人契約及姓名簿・御府内備考	吉賢・宮内少輔
平内大隈政治	平	元禄13年12月11日	1700		江戸駿河台下住	幕府大工棟梁			門人契約及姓名簿・賀茂真淵伝	
浦鬼主殿延員	藤原	元禄14年8月9日	1701		江戸	神職	神田明神		門人契約及姓名簿	
中島五郎作宗五		元禄14年8月9日	1701		江戸	商人・茶人			門人契約及姓名簿	三十間彌住(三宅『荷田春満』)
松原多中		元禄14年頃	1701			武士	吉良家家臣		賀茂真淵伝	
西東直定(修理亮從五位下藤原朝臣直)	藤原	元禄15年1月21日	1702			神職	芝神明宮・神主	延享元年7月21日(72歳)	門人契約及姓名簿・御府内備考	孫次郎・奎助・直昌
古市藤之進孝慈		元禄15年2月1日	1702	江戸	江戸	武士・漢学者	前橋酒井家臣	享保7年	門人契約及姓名簿・国書人名辞典	南軒と号す。『甲斐国郡志』著者か(『荷田春満』)
森上助八郎盛芳	源	元禄15年2月15日	1702						門人契約及姓名簿	
中村八左衛門安景		元禄15年2月28日	1702						門人契約及姓名簿	
月岡主計政像	平(藤原力)	元禄15年3月5日	1702		江戸	神職	神田明神・下社家		門人契約及姓名簿・賀茂真淵伝	
早川監物藤長	藤原	元禄15年3月5日	1702		江戸	神職	神田明神・下社家		門人契約及姓名簿・御府内備考	
浦鬼主馬光寿(尚重力)	藤原	元禄16年3月12日	1703		江戸	神職	神田明神・下社家		門人契約及姓名簿・御府内備考	享保18年甫喜山と改名
木村左膳師親	藤原(秦力)	元禄16年3月12日	1703		江戸	神職	神田明神・下社家		門人契約及姓名簿・賀茂真淵伝・御府内備考	凶書
松浦内匠正明	藤原	元禄16年4月3日	1703		江戸	神職	八丁堀稲荷社(松島町松島稲荷力)		門人契約及姓名簿	江戸松嶋町松嶋稲荷神主の松浦勘解由と関連あるか? 享保六年四月死『東京都神社史料』第五輯45p参照
吉田助六郎倫	源	元禄16年5月5日	1703			武士力	長岡藩士力		門人契約及姓名簿	書簡によれば神代巻にかなり関心を持つ
杉浦国頭	藤原	元禄16年5月6日	1703	遠江国浜松	遠江国浜松	神職	諏訪社・大祝	元文5年	門人契約及姓名簿・『杉浦国頭の生涯』	『信濃守從五位下藤原朝臣国頭』と表記
古市繁孝矩		元禄16年5月7日	1703			武士	(酒井雅楽頭家臣の子)		門人契約及姓名簿・宝永4年日次記・荷田春満	
植木貞左衛門	越智	元禄16年10月15日	1703						門人契約及姓名簿	

三宅求馬重	藤原	元禄16年10月15日	1703			神職カ			門人契約及姓名簿	
黒田正達(足)	源	宝永元年4月10日	1704			儒者	桑名・越後高田藩		門人契約及姓名簿	
森民部暉昌	藤原	宝永元年4月18日	1704	遠江国浜松	遠江国浜松	神職	五社・神主		門人契約及姓名簿	
藤田右近都安	藤原	宝永元年8月12日	1704						門人契約及姓名簿	
嶋田喜内忠通		宝永元年8月28日	1704						門人契約及姓名簿	
加藤弥三右衛門元直		宝永元年9月1日	1704						門人契約及姓名簿	
木津丈大夫武久	橋	宝永元年9月15日	1704						門人契約及姓名簿	
加藤一格正武	藤原	宝永元年11月15日	1704						門人契約及姓名簿	
水谷吉兵衛重周		宝永2年2月8日	1705	江戸					門人契約及姓名簿	
嶋川修理直積		宝永2年2月23日	1705		相模国	神職	子安社	正徳2年	門人契約及姓名簿・賀茂真淵伝	
庵原政唯	物部	宝永3年冬	1706		石見国	神職	物部神社		賀茂真淵伝・宝永4年日記	
桃井保教		宝永4年4月12日	1707	信濃国諏訪郡		神職	下諏訪社	享保15年	宝永4年日記・和学者総覧	吉川惟足門人
浦鬼延弘		宝永4年4月頃	1707		江戸	神職	「橋の稻荷の社」		宝永4年日記・荷田春満歌集	鉄砲洲稻荷カ
諸井某		宝永4年4月頃	1707						宝永4年日記	
松平信充(信緋)権之助		宝永4年4月頃	1707		江戸	武士	幕臣		宝永4年日記	備後守・書院番頭
藤原光久		宝永4年4月頃	1707			神職	神田明神		宝永4年日記	
船越景通		宝永4年4月頃	1707		江戸	武士	幕臣	正徳元年	宝永4年日記・寛政重修諸家譜	延宝8年に上賀茂に寄進の記述あり。何らかの神道伝授を受けた形跡が見られる。史料纂集『賀茂別雷神社文書』1、145p
小出某		宝永4年4月頃	1707						宝永4年日記	
榎本宗五		宝永4年4月頃	1707						宝永4年日記	
中井某		宝永4年4月頃	1707		江戸カ	神職	白山神主(小石川白山社カ)		宝永4年日記・御府内備考	中井図書カ(御府内備考)

坂原		宝永4年4月頃	1707			武士力	幕臣力		宝永4年日記・「万葉集和仮名訓」	
佐波善四郎盛真		宝永4年5月5日	1707				hbb		宝永4年日記・「万葉集和仮名訓」	
千鳥祐字	大臣	宝永5年以前	1708	大和国奈良	大和国奈良	神職	春日若宮	正徳5年	国全史・和学者総覧	『古事記聞書』春日社にあり『国書総目録』
興津藤左衛門正辰	藤原	宝永6年頃	1709	信濃国信代		武士	松代藩士	元文3年	『万葉集和仮名訓』	
冬木某		宝永6年頃	1709						『万葉集和仮名訓』	
忠政		宝永6年頃	1709						『万葉集和仮名訓』	
光暲		宝永6年頃	1709						『万葉集和仮名訓』	
五十丸		宝永6年頃	1709						『万葉集和仮名訓』	
牧野忠辰		正徳4年以前	1714	越後国長岡		武士	越後長岡藩主		牧野忠辰誓詞	正徳4年に伝授を受ける
村井政方		享保10年頃	1725	出羽国能代		商人	屋号越後屋	享保17年	『古今秘伝集考』・和学者総覧・秋田人名大事典	号玉泉。享保11年に古今伝授受ける
杉浦明理	藤原	享保13年	1728	遠江国浜松	遠江国浜松	神職	諏訪社	享保18年11月	静岡県社会文化史上巻・杉浦国頭の生涯	式部と称す
山本平大夫広満	藤原	享保14年頃力(『小汀抄』等跋序に「よる」)	1729		出羽国由利郡赤尾津					黒田正足門人
賀茂真淵		享保18年	1733	遠江国浜松	遠江国浜松	町人(本陣)	御三卿田安家臣	明和6年		岡部氏
杉浦国満	藤原	享保19年	1734	遠江国浜松	遠江国浜松	神職	諏訪社・大祝	明和3年		
斎藤右近信幸	菅原	不詳		遠江国見附	遠江国見附	神職	見附天神社			
穂積(竹内・斎藤)通泰	穂積	不詳		遠江国半場	江戸	町人	日本橋通新石町名主		静岡県社会文化史上巻・和学者総覧	
杉浦房邇(朋途)	藤原	不詳(享保)		遠江国浜松	遠江国浜松	神職	諏訪社	享保18年	静岡県社会文化史上巻	
今泉八九郎正組		不詳		遠江国浜松	遠江国浜松				静岡県社会文化史上巻	
中井近直		不詳		遠江国引佐郡伊谷	遠江国引佐郡伊谷	神職	二宮神社		静岡県社会文化史上巻	主水

中山然満		不詳		遠江国 浜松				荷田東丸・静岡県社会文化 史上巻	
鈴木七右衛門 重経		不詳		京都伏 見	遠江国浜 松	武士	本庄家臣	静岡県社会文化史上巻	信舎の弟、本庄氏家臣
柳瀬方塾		不詳		遠江国 浜松	遠江国浜 松	町人	呉服商人	静岡県社会文化史上巻	歌人
青山敏文	物部			筑前国 鞍手郡直 方	筑前国鞍 手郡直方	神職	多賀社	直方市史上	大炊頭
根本胤満	平			上総国 上総間		神職	八幡宮	国学全史	
山名武内靈淵						儒者		国学全史	
松平定賢						武士	越後高田・白 河藩主)	明和7年	久松松平
北條権之進氏 章						武士	(若狭小浜酒 井家臣)		信舎の弟
富士信章	和部 邇			駿河国	駿河国	神職	富士浅間社	寛保元年	荷田東丸・近世学芸論考 23p
東友長	狛			大和国 奈良	大和国奈 良	楽人			荷田東丸
蘇我五郎兵衛 通孝									荷田東丸
沢井道伴					京	医師			荷田東丸
芝崎好寛					江戸	神職	神田明神	寛延3年8月 24日	荷田東丸・御府内備考
芝崎好全					江戸	神職	神田明神	享和二年3月 24日	荷田東丸・御府内備考
松室近江救重				京	京	非藏人		元文元年	荷田東丸
祓川東親				山城国 乙訓郡 久世		神職	菱妻神社	宝暦12年	荷田東丸
藤ノ森長邦				山城国		神職	藤森神社	宝暦12年	荷田東丸
僧 東湖					江戸	僧侶			荷田東丸
山口寿斎正義									
柘植伝左衛門 知清	平				江戸	武士	幕臣	延享元年	和学者総覧、寛政重修諸家 譜 9-285p

II 親族・稲荷社関係

氏名	本姓	出自	居住地	階層	摘要	没年	出典
荷田在満	荷田	多賀高惟男、春満養子	江戸	幕臣・御三卿田安家臣	藤之進、東之進、字持之、号仁良齋、初大字、享保8年6月には長野左門と称す(信名日記)	寛延4年(46歳)	荷田(東羽倉家)系図
羽倉信名	荷田	信詮8男、春満弟	伏見	御殿預	主膳正、撰津守、主馬、民部、宝永2年6月5日権預、從四位下	寛延4年(68歳)	荷田(東羽倉家)系図
多賀高惟	荷田	信詮3男、春満弟	近江坂本	医師	幼名久馬介、始信近、称道員、養寿院道作門弟多實(乙島ともいふ)、道勺の養子となり医を業とし、道員と号す、坂本延暦寺中北谷垂王院住(稲荷社社家系図)、為多實道句養子業医(歌集)	元文3年(68歳)	荷田(東羽倉家)系図
羽倉信章	荷田	信名男	伏見	権御殿預	茂丸、初名信理、民部、享保3年5月8日権預、同15年6月26日石見守、從五位上	享保20年(29歳)	荷田(東羽倉家)系図
羽倉蒼生子	荷田	多賀高惟女、春満養女			民子、初名逸、或楓里	天明6年(65歳)	荷田(東羽倉家)系図
羽倉真崎	荷田	羽倉信元女、母は信詮長女茂子、春満姪、杉浦国頭室	浜松			宝暦4年	荷田(東羽倉家)系図
大西親盛	秦	安田親夏3男、大西親友養子	伏見	社務		安永7年(76歳)	稲荷社社家系図
大西親方	秦	大西親定男	伏見	上社神主		宝暦6年(53歳)	稲荷社社家系図
松本為胤	秦	松本為恒男	醍醐石田住	社務		宝暦5年(69歳)	稲荷社社家系図
松本為寛	秦	松本昌為男	伏見	上社禰宜		元文5年(35歳)	稲荷社社家系図
松本高任	秦	松本高道男	伏見	上社神主		安永4年(64歳)	稲荷社社家系図
松本為雄	秦	松本為胤長男、松本為勝養子	伏見	社務		安永8年(66歳)	稲荷社社家系図
安田親教	秦	安田親冬男	下久我	中社神主		寛政7年(80歳)	稲荷社社家系図
羽倉延武	荷田	羽倉信元男、信名養子	伏見	権御殿預		延享3年(39歳)	稲荷社社家系図

史料

元祿十三年十一月一日（宝永二年二月二十三日）蒙神学正伝之約契

東羽倉家文書A・二・一・四四

〔端裏〕「蒙神学正伝之約契 門人連名」

蒙神学正伝之約契

龔齊戒契於 大業師、謹辱蒙於

神祇道德之深旨、且神語一字總括伝、及古伝之蘊奧啓明之至教、而挫暗向

明者、不拘乎弟子之旧新、特察乎志学之浅深、探乎信道之厚薄、承無有

一事之遺漏、令統師家統道之真伝矣、小子等自茲後尊信於

神徳、親因於 業師為厚志而勤学、

一神職之徒禁説妖妄邪而、賑乎 神社、

一釈氏之徒者緊禁為其伝、至修験法之類・売占筮之儔・又業加持祝咒・為

産之男女、則甚禁為其伝矣、若講君前或貴公及官長之序、禁徒在其堂裏

而至避之無奈何、則其講弁必用意焉、然不為魯莽之講以神書而為為妄矣、

且非此耳、如是講意為臨時而必然矣、

一期貨利且譽聞而、禁写蘊奧寿梓行世、

一弟子互厚其情相交、緊禁相欺相侵、為先覺者導後覺、後契者扣前契矣、

且雖後学之徒、其智明英而有得其要曉・其奥者、則禁謙藏乎心裏、至

于外而講所発明矣、為与羣弟周也、其所曉者、若違於古伝、則所以誤

乎 業師焉、

一弟子及得其伝、至其学熟而、或聚衆而講、或至各処講、若非其人則緊禁

為其精伝焉、且以再伝之徒各必告 師家、若其居隔山海、則啓、護封

而告乎 師、伝所及之無窮、

一儼有誇己之棍徒、至逢詰罔乎 師説而誹謗乎古伝之教、則不吝於秘旨

顯証、取舍乎当否而除弘乎彼妄暗、尊於 師教焉、

一惜所受之精伝、筆備乎不忘之書、若有嗣学之子、則承 業師之許容為

授其嗣、至無嗣者、則生前常道之、身終之後必以其書呈 師家矣、或

雖有子不為其学則亦然矣、禁私之也、

一約契之後有故而為隨他師、則告 師家、不然則為告其同学之人、

一若至有 宗師之出処不善之事、則弟子顯告之、不為触乎外人之見聞而

得乎毀退之評焉、尤在於弟子之間則互責其善無怨無怒、如兄弟如手足而

要和於

神明之盛徳而各成其徳矣、

一右各条弟子所述如此、若失守於此契、則上受

天帝之責、下当

地祇之譴、永触陰殺之邪暴受取集違於己身之応矣、

謹契、

大宗師荷田宿禰信盛老先生大人閣下

元祿十三年歲次庚辰冬十一月朔日

芝崎主税平好高（花押）

元祿十三年歲次庚辰十二月十一日

平内大隈平政治（花押）

元祿十四年歲次辛巳穰八月九日

浦鬼主殿藤原延員（花押）

元祿十四年歲次辛巳秋八月九日

中嶋五郎作宗五（花押）

元祿十五年歲次壬午春正月廿一日

修理亮從五位下藤原朝臣直（花押）

元禄十五年歲次壬午春二月朔日

古市藤之進孝慈 (花押)

元禄十五年歲次壬午春二月十五日

森上助八郎源盛芳 (花押)

元禄十五年歲次壬午春二月廿八日

中村八左衛門安景 (花押)

元禄十五年歲次壬午春三月五日

月岡主計平政像 (花押)

元禄十五年歲次壬午春三月五日

早川監物藤原藤長 (花押)

元禄十六年歲次癸未春三月十二日

浦鬼主馬藤原光寿 (花押)

元禄十六年歲次癸未春三月十二日

木村左膳藤原師親 (花押)

元禄十六年歲次癸未四月三日

松浦内匠藤原正明 (花押)

元禄十六年歲次癸未五月五日

吉田助六郎源倫 (花押)

元禄十六年歲次五月六日

信濃守從五位下藤原朝臣国頭 (花押)

元禄十六年歲次癸未五月七日

古市繁孝矩 (花押)

元禄十六年歲次癸未十月十五日

植木貞右衛門越智正永 (花押)

元禄十六年歲次癸未冬十一月朔日

三宅求馬藤原重 (花押)

宝永元年歲次甲申夏四月十日

黒田正達源惟繇 (花押)

宝永元年歲次甲申夏四月十八日

森民部藤原暉昌 (花押)

宝永元年歲次甲申秋八月十二日

藤田右近藤原郡安 (花押)

宝永元年歲次甲申秋八月二十八日

鶴田喜内忠通 (花押)

宝永元年歲次甲申秋九月朔日

加藤弥三右衛門元直 (花押)

宝永元年歲次甲申夏九月十五日

木津丈太夫橘武久 (花押)

宝永元年歲次甲申冬十一月十五日

加藤一格藤原正武 (花押)

宝永二年歲次乙酉春二月八日

水谷吉兵衛重周 (花押)

宝永二年歲次配二月廿三日

鶴川修理藤原直積 (花押)

(卷子装、切継紙一七・九×一四〇・一cm)

正徳六年四月吉日 牧野忠辰神道伝授誓詞

東羽倉家文書 A・二・二・三三五

敬白誓詞事

掛母畏母天神地祇八百万神達之広前尔恐美恐美母申佐久、夫我朝者神国奈利、就中久此太清祓者代々之皇極奉祭神事奈利、近世呂是乎伝者希奈利、是尔羽倉氏東麻呂伝来之留、今吾牧野氏紀忠辰朝臣東麻呂尔授之、苟尔神明之冥感尔叶布物奈利、又 神籬磐境者神道極秘之伝奈利、此神封者社稷之極意奈利、今又東麻呂尔授之事、苟神道之本望奈利、然者則全他伝多言有辺加羅須、若相背於者、神罰冥罰当蒙者奈利、仍神文如件、

牧野駿河守

正徳六_丙四月吉日

忠辰 (花押)

羽倉齋殿

(卷子装、豎紙三六・八×五〇・六cm)

享保十六年四月 神体安鎮等三ヶ条相伝につき松本為寛誓盟

東羽倉家文書 A・二・三・三二九八 (二・二)

(包紙) 一

為寛

誓盟

直親

国満

誓約之事

一 神躰安鎮之事、

一 太玉串之拝之事、

一 神拝之事、

右三ヶ条之義、今度預御相伝忝存候、尤下官家伝之一通雖有之、為寛幼稚之砌祖父及父落命二付不伝巨細之口授、依之貴家之伝来令懇望之処、口伝

等不殘御伝授被下本望之至毛頭猥二不可致執行、勿論嫡子耆人之外容易二他授他言仕間敷候、仍而誓約如件、

享保十六歲次辛亥新夏 上社祝奏為寛 (花押)

御殿預荷田信名殿

(豎紙三二、一×四二、五cm)

* 同包紙に A・二・三・三二九八 (二・二) 同封

元文元年十月二十二日 日本書紀解釈伝授につき祓川直親誓盟

東羽倉家文書 A・二・三・三二九八 (二・二)

誓盟

此度日本書紀解釈之義懇望之処、御許容之上御伝授被下、恭悦不斜候、以後猥不可吻于口外、且雖為信仰之輩非其人は不可解釈、或於相背は可蒙天神地祇之神罰者也、此等之趣信名大人江可然御通達可被下候、仍誓盟如件、

元文元年

祓川宮内

丙辰十月廿二日

直 (花押)

荷田延武殿

(豎紙二八、八×四〇、六cm)

* A・二・三・三二九八 (二・二) の包紙に同封

宝永四年

荷田春満日次記

解題

松本 久史

本書は、荷田春満の自筆として現存する唯一の日記である。京都市伏見区東丸神社に所蔵される。『国語類聚』(A・1・2・217)の料紙として用いられたため、偶々紙背として残存したものである。おそらく昭和戦前期の『荷田全集』編集の前後と思われる頃に裏打ちで補修されたと推定されるが、紙背を判読可能にするため、裏打ちの料紙は薄紙である。本来は『国語類聚』として袋綴で装丁されていたようだが、現状では両面を見る便のため、袋綴を開いた状態で保存されている。料紙は緒紙、寸法は見開きで竪二四・五cm×横三四・六cm。『国語類聚』は表紙とも四六丁であるが、このうち本文四丁から一六丁までの紙背が本日記となっており、一三丁分が現存している。日記は一丁二行、一行一五字から一七字程度の草書で記されており、祝詞のみは楷書となっている。宝永四年四月九日から七月九日までの三カ月の記録であるが、その間に二カ所、数丁分の欠落がある。本書は昭和十二年六月に、春満二百年祭の記念出版として『宝永四年日記記並書翰集』の題で翻刻され、荷田春満大人二百年記念会から発行された。また、菟田俊彦校注『神道大系 論説編二十三 復古神道(一) 荷田春満』(神道大系編纂会 昭和五十八年)にも、この活字本を底本として翻刻されている。本翻刻は東丸神社所蔵の原本から起こしているが、これらかつての翻刻も適宜参照した。従来への翻刻では、原本で省略された部分を補ったり、文字にも若干の脱漏があり、今回改めて原本を基に翻刻することとした。

春満は元禄十三年に江戸に出府し、神田明神神主の芝崎好高を門人にし、その人脈を生かして次々に門人を獲得し、それらに講義を行っていた。また春満の門人帳は宝永二年入門までのものしか現存していないこともあ

り、本書は江戸における春満の活動および門人の動向を窺い知り得る貴重な史料である。

凡例

- 史料翻刻に当たっては近世一般の史料集に準じて、以下のようにした。
- 一 漢字は常用漢字を基本とし、その他の漢字は旧字とした。平仮名・片仮名はそのままとし、変体仮名は平仮名に改めた。ただし助詞の江・而は、漢字で示した。合字は現行の仮名に直した。
 - 二 近世慣用の文字はそのままとし、誤字・脱字などは該当の文字の右傍に()でその旨を示した。
 - 三 欠字は一字あけ、平出は二字あけた。人名で二字分あいているのは、原本のままである。
 - 四 抹消・訂正は、抹消部分を「」で括り、その下に訂正の文字を()で示した。
 - 五 丁が改まる箇所を「」で示した。
 - 六 通読の便を図るため、日付以外の本文は一字下げ、和歌は二字下げとした。

日次記

荷田宿禰信（花押一盛）

宝永四年歲次丁亥夏四月

九日 くもる、けふを卯日ときくに、故里の神まつりおもひ出て、

いなり山 絶ぬまつりの けふことに

こゝろにかゝる あふひ草かな

御殿のあふひも、けふかけわたすらんと、ありさま見る如くにおもひやらる、折しも橋の稲荷の社つかさ浦鬼延弘来りて、今日の祭りの神事なと物語りす、あつまに八二月初午の外に卯月のまつり有こと八またしらぬにや、こゝかしこあまたのいなりの御社に、けふを卯月の卯日とてまうつる人八まれなり、祭る社司八猶まれ也、たゝ延弘・正明二人のミ吾ことにしたかひてまつれり、古市孝矩・諸井 ・木村師親・坂原
など来れり、日暮て正明あつかりの稲荷の御社に詣て、本社のみまつりも今や事はてぬらんとそおもふ、帰り入て藤原直積に社まうての法口伝ふ、直積ハ相模国易産社司也、此ころ吾もとにやとり」とりて物まなへり、直積か家の伝へにハ、易産の社ハいにしへ比比多の社といへる、是也とぞ、まつる神ハ大山祇の神のみむすめ木花開耶姫にてましますかゆへに、こやすの社と八名付奉るとそいふ、郡ハ大住にて大山の麓なり、雨降の神大山祇の神なれば、さも有ぬへき伝へなめり、

十日 晴曇りて空きたまらず、鵜川直積かいへるハ、わか郷人の諺に卯月日よりといひて、卯月の空ハいつもかくそ有けると、けふまでハきかさりし諺也、行すゑの空ためしても見るへし、午の時はかりに出て松平信允のもとに行、神代の教を語りて、戌の時こゝろに帰る、

十一日 空猶きのふのことし、月岡政像のもとにて、春後思花といふを題にて人々歌よむ、愚歌ハ、

みし花ハ わすらるへくも 夏木立
しけるわか葉の いろもあかねと

人々の歌ハあつめ書にしるしとゝめたればこゝにかゝす、当座ハ例にて千」歌のよミつきなれば、また春の題の中さくりとりて各よみぬ、子の時過る計に帰りぬ、空はれ月きよく懸て此比にハたくひなき夜のけしき也、つとへる人々ハ、好高・政唯・光久・師親・孝矩・重周のミなり、好高ハ神田社の神主也、政唯ハ石見国物部社の下つかさなれと、物部の社の修理のことねかふとて、年ことに来りて神田の社の境内に旅やとりする人也、去年の冬よりわか教にしたかひて門人のちかひあれば、歌のむしろにも列なれり、政像・光久・師親ハ皆【宮】（好）高の下つかさ也、
教矩ハ坂井雅楽頭の家臣、古市 の子也、

十二日 晴、午の時比に信濃国下諏訪の大禰宜 来りて、わか門人となるへきちかひ書の列にいれり、未の時過る比、例の門人たれかれ来れり、けふ神代上よみはてぬ、夜に入て風つよく吹、

十五日 晴、鵜川直積の願のまゝに太玉串の拝のわか家の式をさつく、そのうへ、さきの親たちの御霊まつることもなく、あやしき仏の教をまなひて、魚鳥のミをくらハざるを道とひか覚へせしを、わか国の常の道のかたはしもきゝ得しかひに、先ミおやのみたま祭り奉らてハ、神あかりしたまひしミおやゝに仕る道うしなふになれば、立かへりてことしより霊祭り仕り侍らんといへるによりて、さらハ霊号つけてあかまへさせん、そのミおやゝの生ませし世のこゝろさし、しわさいかにかありしととへは、しかゝと見聞およひし有さまをかたれるによりて、遠つおやなどの日比のありさまハ委しくもえしらす、たゝ四世の霊まつり仕へ奉ん、此四世のおくりミたまなつけてあたへよと、こへるまゝにつけて授けぬ、先父の霊号ハ八作靈、母の霊号ハ八織靈、祖父の霊名を宗保

靈、祖母の靈名を静水靈と名つけて、そのさき二世八おの靈名のミにて女の靈名をつけず、これ八直積思ふ所ありて請によるものなり、そのさきの二靈、名八第一を本起靈、次を弥齋靈と、四世の御名つけて授けあたへぬ、また子安大神に月次に御奉りてのミいのることしかくゝなり、此よし月次の恒の祝詞申へきさまにつゝり書て得させよと、ひたすらにたのミきこゆるを、いなみかたくて恒例の祝詞書てさつけぬ、思ふ所あれと、ことにはかなれば、詞つゝきもふかく心をもいれすかけつけぬ、

例祝詞

掛麻久毛畏幾子安乃大神乃宇都乃広前仁、恐礼美恐礼美毛申左久、大神乃本自乃御名波神吾田鹿葦津姫登申乎、異御名仁子安登称辞竟奉留事波、瑞籬乃久幾御世与利大山祇神乃座須此大山乃麓乃、下津磐根仁宮柱太敷立、高天原仁千木高知天常磐仁堅磐仁鎮利座氏、御徳波大山乃動奈幾我如久、御恵波相模川乃絶坐留我如久、日日仁比登志久人乎守利賜比、月月仁都紀受嗣乎幸比賜布大神奈礼波、畏幾御氣乎家家仁言継妙奈留一御靈乎方方仁語継氏、四方八方乃八十氏人波、子孫乃八十連不絶有牟嗣乎此神仁登願氏波、一夜乃間仁娠利賜比之大神乃御恵乎受、又娠利之人波産月満氏安有牟産乎此神仁登祈礼波、大神乃火乃中仁座氏御子産賜之仁、母毛御子毛火仁焦礼賜坐利之靈異幾恩頼乎蒙利氏、顕見蒼生数志良受生出之与利、此方子安乃大神登称辞竟奉留、大神乃聞看須豊御食仕奉留登神主・神部・物忌之身乎潔壳心乎清壳氏、品物乎恒乃例乃麻麻尔採集浄壳氏、某年某月某日乃朝日乃豊栄登利仁献留御膳波、年月毎仁八百世仁毛不絶八千世仁毛不変、所聞食牟長御膳乃遠御膳登惟神毛所知食氏、瓊乃辺高知瓊乃腹満双多留御食御酒波、太神乃成幸比賜比之淳浪田挟名田乃豊稻物登聞看之、由加物仁満盛留甘菜辛菜波、大神乃御恵乃広野乃物登聞看之、齋机仁置足波世留緒乃広物緒能狭物、奥津藻菜辺津藻菜

波、大神乃御徳乃大海原乃物登聞看氏、今日乃御膳平安御膳登毛足御膳登毛宇氣幸比賜比氏、今与利【末】（行）末大神乃弥敷座須地乃内登奈久外登奈久都天大日本乃国中仁生出牟天乃益人乃男登奈久女登奈久、貴毛賤毛此大神乃御前仁詣来良牟人波、身穢礼多利登毛神直日仁見直之賜比、心黒【久】（心）登毛大直日仁見直之賜比天、咎壳毛奈久崇利毛奈久、諸乃人乎阿波礼美賜比諸乃祈乎幸比賜比、別仁波大神乃御心乃白銅鏡乃面乎押晴加之氏、周久照之美曾奈波之天、天下弥平加仁四方乃海弥静仁、夜乃守利仁日乃護利仁守利幸比賜陪登、神主某恐礼美恐礼美毛申須、

十六日 晴、朝の程、水谷重周もとより今日来りて神代上を講習ふへきよしをいひこせり、直積も明日ハ子やすへ立帰るへし、けふ太玉申の拝さつけよと、しきりにきこゆるにまかせて、かねてこひきこえし故に次第書よへ書をきししを取出てさつけぬ、午の時ほとに水谷重周来りて、はしめて神代上を講習へり、
十七日 晴、鵜川直積、相模の国子安の里にかへりさりぬ、けふ八例の講日にて人々つとへり、神代下講そめぬ、
十八日 晴、
十九日 晴、下諏訪大禰宜来りまなへり、夜に入て風ふく、
廿日 空くもり、風猶ふきやます、午の時ころ舟越景通のもとに行て神代の教を伝ふ、中井 むしろにつらなれり、日くるゝ程に帰る、風吹やミぬ、
廿二日 晴、例の講日なれハ、たれかれ集へり、
廿三日 晴、物部政唯来れり、此月すゑに八石見国に帰るよしをいへり、
廿四日 晴、夕つかた風吹出、
廿五日 雨ふり、風はけしく吹、申の時ほとに風やミ、空はれたり、水谷重周講習ひに來れり、

廿六日 晴、

廿七日 朝曇、例の講日なれば門人來り集へり、申の時過の比より雨しきりにふり、くれぬ、

廿八日 雨猶ふる、諏訪大禰宜保教來れり、日ころわか家の解除の法正しきよしを伝へきよて、これを授けよといへとも、今われそのつかさにあらず、かゝることわざハそのつかさより授けさつかるそよきといひぬれと、しるて請へるにハのかれかたくて授けあたへぬ、兼て太玉申の拝ミもわか家の法をうけつくへくいへハ、おなしく四拜のことつたへ畢ぬ、

廿九日 曇、夜に入て雨ふる、

五月

一日 くもる、芝崎宮内少輔來【れ】りまなへり、

二日 くもる、遠江国浜松五社神主森民部少輔・諏訪社神主榎浦信濃守より、木村玄竹医師のくたれるにつけて書來る、未の時過る比、ふミ学ふ人々例のままに來つとへり、

三日 晴、

四日 晴、芝崎宮内少輔より書來る、おととひ二日、寺社奉行本多弾正少弼のもとにて、此たひ西丸の御方妊娠の吉事によりて神田社にても御祈申へきよし、稲葉丹波守仰出さるゝのよし、少弼申わたされしにつきて、昨ふより七日か内ハもの忌にこもり侍るよしをつふさに告しらせり、おなし時、芝神主西東修理亮よりも書來る、これハちか比鎌倉へ越て、こゝかしこにやとりて、此ころかへりぬるよしをしらせり、皆例のまゝに菖蒲の節の寿き酒・さかな物などを送り給へるついてなれば也、

五日 くもる、たれかれ菖蒲のことふきに來れり、佐波盛真といふ人はしめて來りて、わか門人のつらにいるへきちかひの名しるしけり、この十二日の講よりむしろにつらなるへきときこぬ、

六日 晴、

九日 晴、舟越景通のもとへ行て神代の教をとく、夜にいりて歸りぬ、

十日 晴、小出 ・榎本宗五來りまねへり、夜に入て牧野道謙に誘れて

小林洞庵のもとに行て、夜半過る比まで物かたりしてかへる

十一日 晴、芝崎宮内少輔來れり、けふハ西の丸へ上りて、みこもり御祈りつかうまつりし祓申などを奉りて侍るよしかたれり

十二日 晴、例の時、神代下巻よむ人々つとひきけり、佐波善四郎盛真もけふよりはしめて席につらなれり、

十三日 晴、芝崎宮内少輔のもとより、今夜日待の物忌する夜なりきたるへきよしをいひこせり、よりて申の時比より行て晚かたに歸りぬ、よみ

つきの千首題の中夏の【題】(月)の題、人々さくりとりて歌よみぬ、予かとりしハ夏月涼と云題にて、

夏衣 涼しきにあかす おり立て

月の霜ふむ 庭の真砂地

十四日 曇、松平信允のもとに行て神代の教伝ふ、

(この間、欠)

神代巻を講、去々年の六月より講はしめしか、けふそ講畢ぬ、

卅日 晴、下諏訪大禰宜來れり、

六月

一日 雨降、

二日 雨はる、例の講日なれば人々集へり、

三日 晴、芝崎宮内少輔、西丸御産月の御祈の玉串奉るとて歸りに來れり、夕つかた松平信允のもとに行て、神代巻よみて伝へぬ、夜に入てかへる、

四日 晴、植竹広頭のもとにまねかれて行て一日かたりぬ、

五日 晴、

六日 晴、舟越景通講習に来れり、暮にかゝりてかへれり、
七日 晴、

この間、欠

七月

朔日 くもる、

二日 晴、例の講日なれば人々つとへり、

三日 雨ふり風ふく、

四日 晴、風尚ふく、松平信允のもとに行て神代の教さつけぬ、月岡政像
席ろにつらなれり、

五日 晴、風尚ふく、木村師親字ひに来れり、

六日 晴、風尚ふく、夕、小林洞庵来りて夜更るまで物かたりして帰れり、

七日 朝の間八くもり、雨もそほふり、巳の時過る比より空はれ風ゆるき
もせず、

八日 晴、神代巻講人々つとへり、

九日 晴、舟越景通のもとにて、神代上巻を復よみはしめぬ、白山神主中
井 つらなりきけり、

以下、欠

享保十年

羽倉信名日記

解題

根岸 茂夫

本書は、山城国紀伊郡深草の稲荷社（現、伏見稲荷大社）御殿預羽倉（東羽倉）信名が記した享保十年（一七二五）の自筆日記である。ただし、十二月は信名が病気のため、子息の権預信章が代筆しているようである。東丸神社所蔵東羽倉家文書のうち、近世前期から明治期にわたる羽倉家代々の日記四四〇冊余の一部である。享保十年日記は二冊に分かれ、上巻（B2・54・940）は、正月から六月までで縦二四・三cm、横一八・七cm、表紙共全六八丁、墨付六七丁であり、下巻（B2・55・941）は、縦二四・六cm、横一八・七cm、表紙共全四七丁、墨付三八丁となっている。

信名は、羽倉（東羽倉）信詮の八男として貞享二年（一六八五）誕生した。母は熊本藩細川家の家臣深尾盛長の女貝子、信詮二男である荷田春満の同母弟である。父信詮を襲いで御殿預となった長兄信友の養子となり、宝永二年（一七〇五）二十一歳で御殿権預となり、享保二年兄信友の死去により羽倉家を相続し三十三歳で御殿預に補任している。御殿預は稲荷社の財政や社殿の管理を司り、東羽倉家が世襲し、その下の目代を西羽倉家が世襲している。信名は、宝永二年従五位下に叙任し、享保二年従五位上、享保八年河内守、本日記の享保十年に四十二歳で正五位下、元文五年（一七四〇）従四位下に進んでいる。寛延四年（一七五二）四月二十四日、六十七歳で没した。

当時羽倉家の家族は、信名のほか、母智光院・妹べん・倅で権預の信章・娘まさがあり、屋敷内には若党一人・下人二人・下女一人がいた。実兄の荷田春満（羽倉斎信盛）は別に屋敷を構え、若党一人・下女二人を召し抱えていた。本日記には「東丸」斎」と記され登場している。

享保十年の稲荷社は、楼門修復が大きな課題となっており、日記では常

の神事祭礼や社務とともに、洛中洛外の町々への勧進の依頼の記事が多い。また信名自身の位階昇進、神祇伯・諸公家・所司代や京都町奉行の諸役人との交渉なども描かれ、近世における稲荷社の動向や御殿預の職掌がよく窺える史料である。

凡例

本書は、研究会において輪読した史料の一部を翻刻したものである。史料翻刻に当たっては近世一般の史料集に準じて、以下のようにした。

一 漢字は常用漢字を基本とし、その他の漢字は旧字とした。平仮名・片仮名はそのままとし、変体仮名は平仮名に改めた。ただし助詞の江・而は、漢字で示した。合字は現行の仮名に直した。

二 近世慣用の文字はそのままとし、誤字・脱字などは該当の文字の右傍に（ ）でその旨を示した。

三 欠字は一字あけ、平出は二字あけた。

四 虫損などで文字が不明な場合、字数を□で示し、不明な箇所は「」で示した。

五 抹消・訂正は、抹消部分を「」で括り、その下に訂正の文字を（ ）で示した。

六 異筆などは「」で括り、その上に（異筆）などと注記した。

七 研究会には石岡康子・一戸渉・榎本博・笠井希予志・早乙女牧人・谷川愛・田中知行・種村威史・堀口裕美子・松本久史・宮部香織・吉岡孝・渡邊卓が参加し、堀口が会務を担当した。輪読・研究報告した担当者も翻刻した史料を、谷川が原本と校合し、輪読・報告の成果を元に根岸・谷川が注を施した。

(共紙表紙)

享保十乙巳年要門家記 上

四月	十月	当家
五月	十一月	目代
六月	十二月	本願所

「(内表紙)
享保十年

家記

歳次乙巳正月豊日

正預 信名(花押)

御祈祷之月番

正月大	六月小	十一月小	*中神主
二月小	七月大	十二月大	上神主
三月小	八月小		当家
四月大	九月大		目代
五月小	十月大		下神主

社法月番

正月	七月	下神主
二月	八月	中神主
三月	九月	上神主

要門之実録

正月大

一元日庚子、晴、及於晚頭陰天、今旦之大神供如恒例自当家調進、辰ノ下刻計中神主へ御所ヨリ帰着候哉、且下神主之方へ上神主*久我ヨリ参着候哉否之義令問之、中神主は帰宿之由、上神主は未来着之旨也、巳ノ刻計下神主より使来、上神主来着相待居候へとも未被来候、余り及遅刻候へハ定而不参と存之旨申来也、然テ五臈源九郎潔茂来テ窺催之義、上社禰宜家豊来着候哉否之義以使令尋之、不参之旨*松本能登より答之、因テ差五臈案内也、然処案内之内上神主来着之由ニ而出勤也、出仕之輩下中上神主・予・惣目代、正官五人相揃テ出仕、如例下社神主は南弁天堂之前ニ仮立、中神主・上神主・予・目代四人は北大黒堂之前ニ仮立也、禰宜・祝・権職は拜殿之前ニ正官之相揃ヲ待也、出仕之禰宜・祝、正禰宜公広・正祝親定・下社禰宜親当・中社禰宜高道・同祝親安・上社祝親茂・田中祝親

盛・権預信章也、神人は一臈・五臈兩人計也、旧冬より神人方依故障如此無人也、因茲予家来*辻権之助令着烏帽子・淨衣、運送之役二致出勤也、最初之御膳権之助運送、先声五臈勤之、恒例二臈之役也、今年依不參多如此、神酒之運送如此、次之御膳ヨリ権之助は於神供所令点監、然而運送之事中神主・予兩人之家来尾崎彦助・甚之丞幸青侍二召連故、兩人とも役人之義なれば路頭之運送相勤さず、則於仮立之所中神主・予令示談如此相勤ル也、三ヶ日奉射之神供先声有之故、各如此二可相勤旨相定ル也、此外儀式等如例、殿上之式も同前也、

一今日予社中へ之年礼相勤、先目代家へ往、次隠居*東丸公へ參、社中不殘相勤、申ノ下刻計少雨降、

*久我：久我村。乙訓郡のうち。村高は「正保村高帳」では上久我・下久我兩村合わせて一九〇五石余、「享保村名帳」で一九二六石余、「天保郷帳」で一九三〇石余。「享保村名帳」によれば支配は、幕府領玉虫左兵衛代官支配一八七石余、鷹司家領・一条家領各五〇〇石、内侍所領一一四石・久我家領二〇〇石・鳥丸家領一三〇石・東園家領五〇石・六孫王社領一〇〇石・無量寿院松橋寺領三〇石・北面衆知行地八三石余・地下役人勢田豊前守知行地二五石・八幡承仕知行地六石余。稻荷社の祠官安田家が居住し、當時は上下神主が当地から稻荷へ出勤した。

*松本能登：稻荷社氏人。

*辻権之助：神人辻勘右衛門伴。

*東丸：荷田春満。

二日辛丑、晴陰不決、今日之神供如例中社神主ヨリ調進、神前之儀式如昨日、出仕之輩八中上神主・予・目代・正禰宜・祝・下社禰宜・上社禰宜・祝・田中社祝・権預也、神人方如昨日、殿上之式同昨日、然而饗宴之儀式畢而雜使尾崎惣兵衛へ庄や之事、友之助悻悻之助へ*庄屋役申付

候へとも、幼稚之内は公辺等又友之助義、角倉之役義差支候節惣兵衛監督仕候様二申渡又也、畏旨令領掌也、

一今日下神主方へ今晚之謡初之祝物如例為持遣之也、

一今日*花山院殿江如例年昨元旦之大神供御札富等差上ル也、如例初穂米老斗式升御寄附也、

一今晚下神主亭へ謡初之祝義二権預令出席也、

*庄屋役：稻荷社領内支配に関するもので、その任命は神社が行った。

*花山院殿：権大納言花山院常雅。

一三日壬寅、時々雪降、今日之神供如例上社神主より調進、儀式等如昨日、出勤之輩下神主・上神主・予・正禰宜・祝・権祝・下社禰宜・上社禰宜・田中社祝・権目代也、神人ハ一臈・二臈計也、社式等元三ヨリ今日迄如例無滞相濟畢、

一今日当所神人方之年礼也、当年は五臈計相勤ル也、下し物之*菱形花ひら餅は例之通五人へ遣之、先達而請二来ル也、

正月三日

一今日旅所之神人生嶋右京・田中久之助年始之礼二參ル也、門際二而申入歸ル也、

*菱形花ひら餅：花卉餅・葩餅。餅または団子の一種で花卉の形をしたもの。特に薄い円形の求肥を二つ折りにした間に、牛蒡の蜜漬、白味噌、小豆の汁で染めた菱形の求肥を挟んだものが著名。

一四日癸卯、晴陰不決、時々雪降、今日如例式事、神人一臈・雜使尾崎惣兵衛正官五人へ年礼へ參、予相伴三而雜煮出又之、予*足打、二人ハ*平折敷也、

*足打折敷：足付折敷。板製の足が折敷の底の左右につく。普通は白木を用いる。あしうち。木具。

*平折敷：四角のかどを切らない四角なおしき。

一五日甲辰、晴、今晝寅ノ半刻計如例 * 田中社之旧地へ権預召連參詣仕也、
一今日 * 御山詣也、如例下神主方より被催之、正官五人より尻目繩調進
予父子共不參、

一今朝本願所龍山為年礼被參、扇子沓本持參、此序晚刻祝義之義申被置也、
一今晚方本願所へ祝義二往也、饗応等如例、

* 田中社の旧地：「田中社旧跡ハ、東福寺門前田中ノ町ニアリ、今二小社アリ、
古老伝云、昔日ハ社地広太也、今狭キモノハ、延応比ヒ、東福寺御建立ノ時、
寺家ノ領地下ナルモノ多シト也。」(大西親盛撰「稻荷谷響記」上)『稻荷大社
由緒記集成 祠官著作篇』。「東福寺の東南より稻荷山に至る坂路を、還坂、
また車坂ともいふ、此山に詣る古道にて、此坂路の辺に田中社は有けるよし云
伝ふ、山城志卷六云、田中神祠有二、一在東福寺門前田中町、一在横大路村、」
(「稻荷神社考 下」『稻荷大社由緒記集成 研究著作篇』)。なお田中社は御殿
預家が管理していた。

* 御山：稻荷山。「東西七百七間、南北五百五十八間、凡ソ峯数十八ヶ所、谷数
三十ヶ所計リ、東八山城山ヲ限リ、西八当社ノ地ノ堺ヲ限リ、南ハ深草山ノ堺
ヲ限リ、北ハ泉涌寺・東福寺山堺ヲ限レリ。」(「稻荷谷響記」『稻荷大社由緒記
修正 祠官著作篇』)

一六日乙巳、晴、今日堂上方・公家方・京都町方為年礼権預民部予為名代罷
出ル也、

一七日丙午、雪降、今日之神供如例本御惣目代、添御供下神主兩人より
調進、儀式等如例、出勤之輩下神主・予・目代・正禰宜・正祝・上社禰
宜・田中社祝・権預・権目代也、神人方如元三、神供之運送三人、正官
之青侍手かへに仕也、殿上之式如例、

一八日〔乙〕〔丁〕未、陰天、今朝惣目代ヨリ人来、晚来如例奉射算用也、

可致来入之旨正官中へ被触之也、

一今日下神主方へ人ヲ遣、例年伯殿へ正官五人之年礼米四斗六日七日之内
被差上事二候、今年未被差遣候哉、年礼之日限未相知候哉、每例右收納
之返答五人へ被差廻候、失念二候哉否之義尋二遣、返答曰如例一昨日差
上候返状御座候処、昨日殿上三而可令披露之処失念二候、晚程目代家二而
可入披見旨申来ル也、

今晚惣目代信元方へ奉射算用二參、烏帽子・上下・直垂体也、下中神主・
予・惣目代・一臈神人出座、各富老对宛持參、相揃テ銘々富ヲ亭主江遣
御祝 * のしこんふ出ル、亭主より銘々へ被渡也、其跡三而祝義之献有之、
亭主より初テ下神主へ被差返盃、又中神主へ如此段々相畢雜煮鉢ノ飯等
出ル、如例式、

一祝義畢而旧冬之御社之勘定有之、予支配之事故則勘定帳面差出し、下神
主・中神主・目代へ相渡ス、三人之輩披見也、旧冬之惣勘定残銀三百五
匁余有之也、直ニ予方ニ差置、今年中之御社用ニ相用ル也、此序御修理
之義令相談、産子中へ頼候義兎角予了簡可仕との事也、旧冬五人相談之
通何分ニも予了簡之筋を立、書付ニ而成共可差出との事也、当十三日奉射
神事之節於饗宴所社中へも令披露答也、

一今晚当六日伯殿へ五人之礼米被差遣候返状、下神主持參ニ而三人へ披露也、
来ル十八日年礼可相勤旨也、松尾神事等差合候は追而彼御方より日限可
申来旨也、先十八日と可相心得旨申来ル也、

* 熨斗昆布：熨斗蛇の代用として祝儀に用いた。

一九日戊申、晴、今日 * 伏見郡代北条遠江守殿へ権預ヲ為名代年礼へ遣也、
三本入扇子差上ル也、

* 伏見郡代北条遠江守：北条氏朝、河内狭山藩主一万石。享保五(十九)年伏見奉
行。

二十日己酉、晴、今晚目代家ヨリ人廻、奉射神供故明後十二日御雇之旨申来ル也、

二十二日辛亥、晴、今日目代家御雇之御膳仕也、

正月

二十三日壬子、晴、今日奉射御神事也、*当屋惣目代家也、申ノ下刻計神供被催之、儀式如例、出仕之輩正官五人・正禰宜公広・正祝規定・権祝為胤・下社禰宜親当・上社禰宜家豊・上祝親茂・田中社祝親盛・権預信章・権目代信倉、神人方一藤・五藤計也、神供運送之義三ヶ日之通也、神前・殿上之儀式如例、

一今晚饗宴之義相濟而後、禰宜・祝・権職中江申渡入、今度社頭屋形・楼門・拝殿殊外及破損候、因茲被加修覆之義令評定之処、任例山内之松木ヲ以可相繕候へ共、大破之事二候へハ公儀へ願之候而も松木計之社納ニ而ハ中々相調間敷、因茲*当村從公義之御扶助ヲ雖願候可有御許容時節ニ而無之候へハ、所詮当社産子中へ令相談可乞寄附哉と存候、社頭之義二候へハ各存寄之子細も候ハ、可及示談事二ハ、先正官五人評定之趣向一筋有之候条、各其覚悟可有之、何分宜筋存寄も候ハ、不可為閉口、御社之為可被励忠信候、然は向後銘々之寄附事先暫可有捨遠慮焉、尚追而以書付可令沙汰候条、先右之段可有承知旨、予五人之惣代ニ令弁談也、各一同二可然存立之旨返答也、

右之義畢而、如例各的所へ進、如例手水之役神人一藤也、手拭下神主より出ル也、両権社中へ先二進テ左右二令曳松明也、的場之儀式如例、亥ノ刻計諸式首尾能相濟也、各退出、

今晚目代家へ権預ヲ以大当之神式無事ニ相濟候旨嘉義ヲ申送也、如例鯉ノ料理申付、正祝規定且親類方参会、夜半比迄酒宴也、

*当屋：頭尾、専任の神職がなく、祭礼や講などのとき交替で祭祀を主宰し、神靈

を迎える宿を提供する人や家、惣目代家が奉射神事の当番であつた意、

*当村：稲荷村（東山区・伏見区）。山城国紀伊郡のうち、鴨川左岸、稲荷山の西麓に位置。村高は「正保村高帳」で五四〇石余、「元禄郷帳」「享保村名帳」「旧高旧領」ともに五六八石余。「享保村名帳」の領主別内訳は、稲荷社領一〇六石余・北小路局明知七七石・東福寺領一九〇石・南禅寺領一三四石余・清和院領四一石余・幕府領玉虫左兵衛代官支配一八石余、

正月

一十五日甲寅、晴、今朝之*小豆粥如例、本殿上之御殿・*末社・*先祖之靈社等へ献上仕也、

今日之神供如例神樂所預松本筑後方より調進之、新神供之始也、願主は深尾左源次源盛郡也、因茲予方へ案内有之、神供等畢而供物に被送之也、養母智光院殿之家ヨリ献上之願家故也、儀式等如例、

一今日神供畢而饗宴之義相濟、於本願所本願龍山呼出し、今度屋形破損之義二付相談之、趣意申渡入也、

*小豆粥：正月十五日に吉書を焼いた左義長の一環。「諸国図会年中行事大成」には、洛中の家々で早朝に正月の注連飾や吉書を焼き、灰が空に翻ると手跡が上達するといひ、この時「とんど左義長」と囃し、この火で朝の小豆粥を煮たり餅を焼いて食べ、また、爆竹の焦げ残つた竹を厠の内にさして厄病除けとしたり、灰を屋敷の四面に散せば蛇が近づかないという俗信があつたといふ。

*末社：『山州名跡志』によれば、末社は御倉上社（蓋謂奥宮敷）、白狐社、長者社、荷田社、蛭児社、猛尾社、若王子社、日吉社、八幡社。

*先祖之靈社：荷田社。例祭は十二月十三日。

一十六日乙卯、晴、今日御伝、奏*伯家ヨリ状来ル、如左、
口状

例之通来ル十八日社中御礼已刻各御参可被成之旨候、為其如是御座

候、已上、

正月十五日 伯家雜掌

下社神主殿

中社神主殿

上社神主殿

御殿預殿

目代殿

口状

御礼日之儀十八日と申遣候得共、御用之義御座候二付御延引候、

翌十九日巳刻御参可被成候、為其如斯御坐候、已上、

正月十六日 伯家雜掌

下社神主殿

中社神主殿

上社神主殿

御殿預殿

目代殿

右之通今日一度二来ル、則下神主方より被廻之也、

*伯家：神祇伯白川雅冬。元禄十一年神祇伯。享保十年十二月二十三日勅勳により神祇伯を止め蟄居。

一十八日丁巳、陰天、未ノ刻より雨降、今日藤森神主ヨリ祈禱之礼被賦之、去年迄は南学院と申山伏方より毎例くはり候へとも、元来神主方より許容ヲ以くはらせ、其料米等神主家へ被納之処、右山伏近年無相統之者ニ付、今年より古法ニ相改メ、神主方より産子中へ被送之也、初穂ニ青銅十二錢上之也、

*藤森：藤森伏見区深草鳥居崎町。藤森社の発祥の地は現在の稻荷社内未社藤尾社であつたと伝え、藤森社の五月五日の祭礼には三基の神輿が稻荷楼門前に渡御し、藤森天王社の神輿は旧地の藤尾社に一時留め、他の二基の神輿には藤尾社から神饗があつたのち二神は藤森社に還御。

一十九日戊午、陰晴不決、午ノ刻より晴、今日伯殿へ正官五人之年礼相勤、如近年之例三家方老人、両家方老人、双方より唯二人也、已前は正官五人相揃也、然而今日上神主親冬・予兩人参上、如毎例三本入扇子持参仕也、伯殿任御病氣*侍従殿御請也、折鳥帽子・狩衣ニ而御逢、如例御祝詞申上、銘々御祝之のしこふ被下、其後御通として三方二土器二枚持出ル、鈍子ひさけ青侍兩人倍膳也、先侍従公御殿上被成、上神主へ被遣、予へ順盃也、畢而雜煮・ひれの吸物出ル、又土器三枚持出、侍従殿へ一枚、兩人へ一枚宛引盃也、今度錫ニ而御酒一献銘々通也、畢而土器式枚三方二のせ持出ル、且取肴持出ル也、侍従公御取上、親冬へ御さし頂戴、三献加テ取上、又新盃ニ而予へ御さし、三献加テ返上、尤兩人共御肴被下、扱其後は雜掌との盃也、兩人共雜掌へさし及数盃也、侍従公ニハ三方也、兩人は木具足打也、如例式相済也、

一今日御祈禱始之書付出ル、如先規正官五人之名付也、筆者之無念歟太麻献上之日計書付出ル故、予是ヲ相尋候処、御祈禱之義は明日より成共勝手次第可相始旨也、予申上ル、然は今晚より潔斎仕、明後廿一日執行可仕候、則当月は中神主月番二候条、右之旨可相達と申上罷立也、太麻献上は廿六日也、

一今日伯殿より被出候正官五人之書付、月番故中神主方へ為持遣也、夜二入テ中神主より御祈禱触之回状被廻之也、

*侍従：白川雅富。神祇伯雅冬養子。享保元年侍従、同十年十二月二十三日神祇伯。

一廿一日庚申、晴、今日御祈禱始也、如例月番中神主より御祈禱所被相構、予父子參勤、御祈禱執行、

一廿二日辛酉、晴、今日*松平伊賀守公御上着之由也、先日御奉行所より御触有之、先々御老中御上京之格二可相心得之旨也、

*松平伊賀守：松平忠周、信濃上田藩主五万八〇〇石。老中。享保二〜九年十二月京都所司代。九年十二月老中に昇進。十年正月、後任の京都所司代牧野英成とともに上京。

一廿五日甲子、晴、今日御老中松平伊賀守公へ御上京之御悦二安田大膳・権預民部・本願所三人伺公也、名札二社務安善寺・予・愛染と書テ参ル也、前々御諸司御上京之節は社中惣代二耆人罷出候へとも、此度は御老中之御格故神主方・預方双方より参ル也、夜二入テ小雨降、

一今日伯家へ権預ヲ以位階之義御願申上ル、何とぞ初午前御沙汰被下候様二と申入候処、御疎意は無之候、昨日も殿下様へ御窺候処、初午前は上使参、内旁二て御取込二候条、今暫相扣候へとの御内意之由也、兎角何成共御かこつけにて御差延被成候事、無是非次第也、

一今日*九条前殿下様正月御祈禱之太麻如例差上ル也、生鯛二尾相添献ル也、

*九条前殿下：九条輔実。従一位前関白。享保七年関白辞任。

一廿六日乙丑、陰天、今日月番下神主親夏亭二而正官五人・本願所会談有之、御社頭修覆之事也、旧冬令示談置候通、産子方へ之寄附相談之義示談評議也、先二月十日前三五ヶ村之役人方呼寄内談之上二而惣産子中へも申掛ル筈也、

且一社銘々より産子方へ之寄附事頼候義堅停止之義二相定也、

一今日御祈禱始之大麻月番中神主より献上也、安田大膳ヲ被頼被差上、則会席二而首尾能献上相濟候段被申聞也、

一廿八日丁卯、晴、今日御奉行所より御触状廻ル、於京都御仕置被仰付候、

遠嶋・追放・入墨・所弘等之者赦免之御願申上候者、来月十五日迄二西役所へ可訴出、御僉議之上御赦免可被下旨被仰出也、

一廿九日戊辰、陰晴不決、今日如例榊切也、家来共不残来ル、山入之節月番并山廻尉右衛門方へ例之通相達也、八荷切出又也、

一今日如例本殿ヲ奉始、撰社・末社等奉莊飭也、大工権大夫病氣二付悴源右衛門来ル、且本殿上之御殿共二飯屋ヲ打也、

一晦日己巳、陰晴不決、時々雪雨少宛降也、今朝之神供如例毛利三河守公方より調進、儀式如例、出勤之輩正官五人・正禰宜・祝・権祝・上社禰宜・祝・田中社祝・両権官也、

一今朝神供出仕之砌、於神供所中神主何之えしやくもなく被申出八、御本殿之大床へ大工上り候事、不可然義可為無用旨甚立腹之顔色二而被申之、座中挨拶之仁無之故、予答曰、尤之義二候、然共古来より初午兩日之義は数十貫之参銭相仕舞候二付、御社之大工権大夫或其弟子等一兩人宛上ヶ来候、尤前日掃除等之義二付、此兩三日二限り昇殿之義古来より之事二候、聊以近代之例二而も無之候と計相答畢、座中何之無挨拶其通二テ終也、右之義中神主尤之申分二候へとも、古来より此兩三日二限り掃除之准例ヲ以昇り来事、一社一同露頭之義二候処、今更卒二右之申分何とぞ相談之筋も可有之事二候処、差当りたる評談也、

一今日如例群参故、御奉行所より廻り目付衆被参也、

一如例昨日切出し候榊ノ枝二杉葉ヲ結添、参詣之諸人二相与ル也、

二月

一朔日庚午、晴、今日都鄙遠近貴賤群参也、

一今申刻計予正五位下之願相濟候二付、伯殿より正官五人へ書状到来、如左、

口状

從 伯殿仰二候、荷田信名申正五位下之事、只今 勅許二候、
為御礼明日早々 御參可有之候、已上、

二月朔日

伯家雜掌

下社神主殿

中社神主殿

上社神主殿

御殿預殿

目代殿

右之通申來、予正五位下之事、去々年既二可相濟処二少差障事有之及延
引、予去々年来日夜朝暮此大願二投身命、諸方令入魂候へとも兎角指支
候処、 * 当今様御大乳人目代家二少々縁有之、其上大御乳人ノ令弟橋
本安房橋吉勝、予無二懇意二付、先例家格等委細令演説、於当社各別社
職如此相滯事、社職之冥加も失申段ひたすらに相歎候処、則大御乳人才
発之女義故、社格家系等之義分明二被聞届、忝も予悲歎愁鬱之訳内々二
達 天聴、今日幸当社御鎮座ノ始之日ヲ以如此奉蒙 勅許也、神慮

天恩冥加至極難在次第、家之面目外聞等難尽筆端、家門類族祝悦歡躍
此事二極ル、全大御乳人兄弟之恩願後世尤不可忘者也、于時予四十一才、
中置七年二テ叙正五位下事、是当家心仁已來之初例也、尤於目代家は四
年五年之例雖有之、讒人之所為二而兩家之位階時々如此相滯也、然此度
首尾能相濟大慶候、夜二入テ下中上神主目代家へ礼二往也、且正祝親定真
実之仁三而去々年来甚悲歎世話深切之厚志故一礼二參也、

終日快晴、諸式静謐二相濟、子ノ刻計御礼之參社神拜之式如何、
今晚正祝親定・中祝親安為悦來入也、

* 当今様：中御門天皇。在位宝永六年〜享保二十年。

一二日辛未、晴、時々雪降、烈風吹也、今日伯殿江御礼二參、則口上申入候

処、伯殿二も別而御満足之由被仰出也、 * 二条関白様・ * 職事坊城頭弁殿へ
御礼二參ル也、夫より五摂家方議奏之御衆へ御礼二參、又前内府公大御
乳人へも參也、橋本房州吉勝へも參、申ノ刻時分相仕舞也、
今朝中社神主親友為悦來入也、且正祝より為祝義二升樽着被送也、

* 二条関白：二条綱平。享保七〜十一年関白。

* 職事坊城頭弁：坊城俊将。享保九年藏人頭・右大弁。

一三日壬申、晴、今日 * 櫛笥前内府公より今度之御祝二御使被下、御家司
近藤木工より狀來ル、為御祝義御着代金百疋被下也、冥加之至家之面目
也、

一御伝 奏伯三位公より為御祝義雜掌安川求馬ヲ被下也、塩鱈^シ尾簀卷被下
也、如此之義他家二無例事、当家之面目予幸福之至也、御両所へ之御請
二は明日參上之筈也、求馬使へ追祝酒令饗心也、

* 櫛笥前内府：櫛笥（四条）隆實。享保八年二月一日〜四日内大臣。

二月

一四日癸酉、晴、今日前内府公・伯公へ昨日之御礼へ伺公仕也、取次ヲ以
申入ル也、

一今日 * 平松三位公より為御悦雜掌石黒主膳被下之也、三輪素麵^シ折被下也、
直二御礼二參也、

今朝正禰宜公広・上社祝親茂為悦被參也、

* 平松三位公：平松時春。非參議、享保四年從三位。

一五日甲戌、陰天、時々少雨降、今日伯家より狀來、明六日予正五位下之
口 宣案、田中祝親盛從五位下之口 宣御渡し可被下旨、正官五人へ申來
也、

一六日乙亥、晴、今日田中祝親盛同道二テ口 宣頂戴へ參上、伯殿職事へ之
礼物之事、予八金子百疋宛也、伯家雜掌へ鳥目二十疋、田中祝より十疋、

兩人一所三三十疋二貫目録二書兩人之名書付遣也、伯殿職事へ・八へき台二載也、伯殿二而頂戴仕、則青侍ヲ被添坊城頭弁殿へ參御礼申也、弁殿へ八金子百疋へき台二のせ上ル、雜掌へ鳥目二十疋紙包へき二のせ遣也、首尾能頂戴大慶々々、田中祝之職事ハ・日野西殿也、夫故分々二參也、

一 帰宅之後、下中神主・目代家へ相届ル也、以權預申遣也、

*へぎ…へぎ折敷、四方に折りまわした板縁をつけた木製の角盆または隅切盆。食器や神饌をのせるのに用いる。

*日野西：日野西兼栄。享保四年藏人、享保八年從四位上右中弁。母は藤森神主時命の女。

二月

一八日丁丑、晴、今日・九条五ヶ村之庄屋年〔役人〕（寄芝）本願所へ參集、正官五人・愛染寺六人立会、則五ヶ村之庄や年寄方江対談、今度社頭破損仕候二付樓門拜殿ヲ始ふきかへの義取掛り申度、社中及相談候処、屋形多候故容易之義二而は難取掛儀、尤公儀へも山内之松木之事願上候而取掛り可申候へとも、中々松木計之義二而は難相續、凡銀高二十四五貫目も入可申積り二候故、当時公儀へハ御修理之事一向御取上無之事故、産子中へ寄附之事頼入社中存寄二候、因茲五ヶ村之事ハ先神輿本之義候へハ各へ申談候上二而、惣産子中へも頼入度存候間、何とそいつれも相談之上村々被申合、寄附之事頼入之旨委細二申談ル也、尤大社之事故勸化奉加之様二ハ難成候故、只産子中計助力之事頼入度、左候へハ何とそ村々町々二而稱荷講杯と申様成義ヲ家別二被取組、一三年相掛り、其成共講銀等被相集、年々寄附給候様二頼入旨申談候処、いつれも先承知仕候、罷歸惣中へも申触相談之上返答可申との事也、

一 今日庄や年寄方へ於本願所一汁五菜之精進料理振舞也、仕出先本願所より被仕出之也、尤勸進坊共給仕挨拶仕也、

*九条五ヶ村：西九条村（下京区・南区）か。葛野郡のうち。江戸初期に一部が町場化し、金換町・三軒替地町・松本町・清水町・伊勢松町の五町となる。村高は「元禄郷帳」「享保村名帳」で二二七石余、支配は「享保村名帳」では幕府領一〇四七石余・東寺領二六一石・太子堂四石余・遍照心院（大通寺）領

二石余・市屋道場（金光寺）領七斗余・慶松庵領七升余・雑色五十嵐氏知行地五斗余・同松村氏知行地一斗余。社寺には太神宮寺・稻荷神社旅所・知恩院末福田寺・同寺末西福寺・万福寺末長建寺がある。

一 十日己卯、晴、今日九条五ヶ村庄や年寄一昨日參集之輩へ、此間は苦勞之段為謝礼、勸進坊順意ヲ以礼へ遣也、

一 十五日甲申、快晴、今日目代家ヨリ大神供調進也、儀式等如例、当朔日献上之神供二候処、初午故今日調進也、是定例也、

一 十六日乙酉、晴、今日如例月次之御祈祷執行也、然テ今日嘉例之通当家千度振舞相勤ル也、社中神人諸役人且初午二頼候輩不残よふ也、

一 廿一日庚寅、晴、今日町御奉行所より触状来ル、今度之御諸司・牧野佐渡守公御上京之節、寺社方并町人出礼之事、從御奉行所日限差図ヲ請可罷出との事也、

御上京は来ル廿五日之由也、

*牧野佐渡守：牧野英成。丹後田辺藩主三万五〇〇〇石。享保九年十二月十九年京都所司代。

一 廿四日癸巳、晴、今日九条五ヶ村より之返事、為惣代東九条村田中源右衛門来、返事二曰、先日社中より之頼之事村々令相談候処、年数を経候て寄附之事は難仕候間、此節一度二多少二不限致寄附切候様二可仕との事也、尤社中二も又存寄之義候ハ、追而源右衛門方迄可申遣との旨也、

一 廿六日乙未、晴、中神主亭二而正官五人・本願所会談、五ヶ村より返答二付礼状遣答也、

一廿七日丙申、今日九条五ヶ村へ今度御修理を加候二付、寄附之義頼入候
処、先村々得心之段返答有之故、過分ニ存旨礼状遣也、歩市兵衛へ申付、
東九条田中源右衛門方へ向遣、それより村々順々ニ廻しくれられ候様ニ
頼遣也、

三月

一朔日己亥、晴、今日之神供如例当家ヨリ調進、儀式等如例、

一二日庚子、晴、今日今度御上京之御諸司牧野佐渡守初而御参内之由也、

一三日辛丑、晴、今朝之神供如恒例惣目代ヨリ調進、儀式等如例、

一今日御諸司・御奉行所へ之礼、上神主月番故安田大膳被参也、御諸司へ
寺社之礼未相濟候へとも、節句之礼は相勤ル也、

一九日丁未、陰天、時々小雨降、今日松平伊賀守公関東江御発駕之由也、

今日予蹴鞠之色昇進二付、*飛鳥井・難波御両家江御礼ニ参上、御両家へ
平骨扇子銀要ニシテ三柄宛延紙五束宛上ル、雑掌四人へ銀五匁宛遣之也、
御両家共御逢被成也、

当正月十日、有紋之沓被免之也、

*飛鳥井：飛鳥井雅香。正四位下左中将。難波：難波宗建。従三位左中将。い
れも蹴鞠の家。

一十一日己酉、陰天、未ノ刻より晴、今日御奉行所へ社頭御修理之義二付
松木拝領之御願ニ参上、下神主親夏・予・本願所三人也、西御役所へ参
上、*本多筑後守殿・新軒方与力中井孫助へ対談、社頭破損之旨一通口上
ニ而申述、扱山内松木拝領之願候義申述、願書・例書并産子中へ寄附之義
頼候届之口状書相渡ス也、差上ル書付如左、

奉差上御願書

一稻荷社樓門拝殿其外屋形等之屋根破損仕候二付、修理相加申度奉

存候、当社之義小知ニ而御修理料曾而無御座候故、前々より山内之
松木拝領仕修理仕来候、此度も山内之松木五拾本計拝領仕度奉願
候、前々之通拝領被為、仰付被下候ハ、社司中難在可奉存候、則
前々より拝領仕候例書別奉差上候、已上

同本願所愛 染 寺判

羽倉——

羽倉河内守判

安田——

大西——

稻荷 安田安芸守判

御奉行様

外ニ奉書横折【卜】(ニ)シテ例書差上ル也、享保七寅ノ年迄ノ例書付上
ル、則前々より之例寅ノ年ノ留二記、仍不記此也、且又奉書横折ニシテ
役人方迄之口上之覚書差出ス、如左、

口上之覚

稻荷社樓門拝殿其外屋形等之屋根殊外破損仕候二付、此度山内之松
木拝領之御願申上、修理相加申度奉存候、然とも余程之破損ニ御座
候得は、松木之分計ニ而は修理之義難調奉存候故、当社産子之者と
もへ少々寄附相加候様ニ頼申度奉存候、尤勸化奉加等之訳ニ而は無
御座候、敷地産子中計江相談仕寄附之義相頼申度奉存候、仍右之段
各様迄御届申上置候、以上、

巳三月 稻荷 社司中判

御奉行所 御役人中

右之通三通之書付差上候処、松木之義は見分被遣候上ニ而可被仰付との事
也、役人方へ之届之義は、届之段被聞置候との義也、東御役所へも右之

三通持参候処、新軒方与力中は最早退出ニ而当番之与力爪木直十郎へ申談、三通之書付相渡ス之処、新軒方へ委細可申達との事也、首尾能書付相納り大慶々々、

一今朝上りかけに方内左兵衛へも修理之義ニ付松木拝領之御願ニ罷出候旨相届ル也、

*本多筑後守…本多忠英、享保八、元文二年京都西町奉行。

一十二日庚戌、晴、今日御奉行所より触状廻ル、御諸司へ之寺社方出礼之事、本寺本社之分来ル十五日明六ツより五ツ時迄ニ可罷出旨也、未寺末社は十六日也、

一十五日癸丑、雨降、巳ノ刻より雨止陰天、今日御諸司牧野佐渡守公へ御礼ニ出ル、中神主親友・予・本願所龍山三人一所ニ出ル、夜七ツ時出宅狩衣・折烏帽子也、青侍老人上下を着入、乗物之者三人宛也、則手札如左三枚持参、先玄関ニ而渡シ、扱出礼之節出口ニ而渡ス也、残り一枚は町御奉行所へ届之節入用也、東御役所は御留主故不入、而御奉行御在京之節は四枚可為用意也、

稻荷社司 大西近江守

同断 羽倉河内守

同本願所 愛染寺

御礼之義は五ツ半時之比より始ル、当日諸役之礼先相済、其後五山之惣録智積院、其跡は次第不同也、銘々手寄才覚次第也、参着座敷之事も惣席別席之無差別也、定而も始而出礼之節は参着之座席は広間之北戌亥ノ座敷へ入可相待、扱礼相始り候ハ、其候廊下へ出、取次之側江随分近く寄居候へハ早速ニ相済也、大社小社官位高下之差別も無之、次第不同、手寄次第第二相済事也、御礼相済御奉行所へも御届申御帳面ニ付也、町御奉行本多筑後守殿ニも御諸司屋敷へ御詰被成、入口之北之方ニ屏風ニテ一

構之座被相構御詰也、則其前ヲはいる也、尤入しなニ目礼之心得可有之事也、筑後殿御座被成候外ハにしり入に入也、御礼之任様は右廊下口ニ而手札相渡候へハ請取人兩人相改、扱披露之取次先へ立出ル也、三人次第ニ出ル、入口より二間計縁側へ行相勤ル也、佐渡守公ニは南向辰巳ノ方へ少向テ被成御座也、取次老人老人之名ヲ申上時御礼仕直シ退也、尤退之節筑後守殿之御前を通時平伏仕通也、定而も此心得可有之事也、

一十六日甲子、晴、今日如例月次御祈禱執行也、当家月番故於拜殿幕祓之座等設之也、

一廿日戊午、快晴、今日神幸之神事也、儀式等如例、未ノ半刻ヨリ出仕申ノ上刻事済也、出仕之輩は中社禰宜・上社禰宜兩人不参、余は正官五人ヲ始不残出勤也、

一今日於殿上*大仏当町組之町年寄呼候、日限之相談也、廿四日可然との事也、中神主不興之顔色突止千万也、不忠不礼之義言語道断之事共也、先廿四日之定日也、

一山内又この外荒候ニ付山廻番始ル也、則今日於殿上右之沙汰有之、明日より社中下人ヲ廻番ニ出ス筈也、

*大仏当町組：大仏本町老丁目、同式丁目、同三丁目、同四丁目、同五丁目、同

六丁目、正面町、大坂町、豊浦町、中町一丁目、袋町、石垣町、遊行前町、西

落町、仏師上町、上音羽町、仏師中ノ町、仏師町、橋本上ノ町、山崎町、音羽

町、大黒町、橋東式丁目、橋本町、朱雀町、上人町、橋町、鍵屋町

一廿二庚申、陰天、夜ニ入テ雨、今日大仏組町年寄へ廻状可遣哉之旨問屋町河内屋伝蔵へ令相談之処、来ル廿六日当町之御湯ニて大仏当町組廿八丁於御旅所令参会之義有之由故、左候ハ、其節廻状之披露有之、来会之人數之有無も可有之候間、廿四日呼候事差延、廿四日ニは廻状ヲ出シ、廿九日ニ呼候様ニとの相談相極ル也、因茲廿八町之町名明日伝蔵より帳

面取寄せ町々之名書付廻状出入筈也、夫故廿四日之義義延引也、則下神主親夏方へも親冬月番二候条、此旨可被相心得旨申達ル也、

一廿四日壬戌、雨降、午ノ刻ヨリ晴、今日大仏組廿八町之町年寄へ廻状出ス、非勸進坊ヲ本願所ヨリ申付遣之也、則差遣廻状如左、

一今度社頭之義産地之御衆中へ申入度義御座候条、乍御苦勞来ル廿九日午ノ刻時分愛染寺方へ御来入可被下候頼存候、為其以回状申入候、以上

巳三月廿四日

稻荷 社司中

大仏本町卷丁目 次第不同

同式丁目 上音羽町

同三丁目 仏師中ノ町

同四丁目 仏師町

同五丁目 橋本上ノ町

同六丁目 山崎町

正面町 音羽町

大坂町 大黒町

豊浦町 橋東式丁目

中町一丁目 橋本町

袋町 朱雀町

石垣町 上人町

遊行前町 橘町

西落町 鍵屋町

仏師上町 右御年寄中

右之通奉書横折ニシテ上包ニは

大仏稻荷町組 御年寄中 稻荷 社司中

如此相認、右大仏請之坊人へ申付、口上申含遣也、先当町 行間補書一今年ノ本町一丁目ノ兼家勘兵衛方へ相付ル也、則受取候而相心得候旨也、問屋町五条下ル町河内屋伝藏方へも予方より手札相添、帳面も返却仕也、一廿六日甲子、晴、今日奉行所へ予伺公、先達而御願申上置候松木見分之義、何とぞ御旅之中相濟候様ニと新軒方与力中迄申入ル也、則石橋嘉右衛門被罷出見分之義被仰付有之候へとも御用差支候故及延引候、近日成程可罷越との事也、

一廿八日丙寅、晴、今日月次之太麻獻上、予持参仕也、如例伯殿より御人添也、

一廿九日丁卯、晴、大仏産子当町組廿八町之年寄来ル、会所は如例本願所也、先河内屋伝藏来テ示談之、下神主親夏所勞不参、中上神主・予・惣目代・愛染寺五人出合、右年寄中へ令対談、今度社頭破損ニ付産子中へ寄附之義頼入度旨申談也、境内組之年寄いせや市郎兵衛と申仁別二呼、*御門跡之境内組之町々之事相頼也、何も得心ニて心能領掌大慶々々、則精進料理・御酒等出之也、

*御門跡：妙法院宮門跡。天台宗山門派のうち梶井宮門跡・青蓮院宮門跡と並ぶ三門跡の一つ。新日吉神社・蓮華王院・法光寺の管理を兼帯。朱印地一六〇〇石余。荷田春満は、元禄七年七月二十六日、妙法院宮堯延法親王のもとに家頼として出仕している。

四月

一朔日戊辰、雨降、今日大仏当町組昨日来入之町々へ礼状遣也、

一五日壬申、巳ノ刻ヨリ晴、今晚*方内松尾左兵衛より明六松木見分延引之旨申来也、是は先日五日六日比と内意申来候故為案内申来ル也、状賃貞介遣

*方内松尾左兵衛：松尾左兵衛は、京都洛外の末端行政組織を管轄した雑色の一人。雑色の管轄した範囲を「方内（ほうだい）」といった。『京都御役所向大概覚書』「上雑色勤方」には、「二諸寺社遷宮・法事・入院等警固罷出候」「一洛外江惣而御触状出候節寺社方并在々江相触申候」などが規定され、京都町奉行に属して行政・司法・警察の末端実務を担当し、穢多年寄・非田院年寄を配下に置いていた。雑色は、四条室町を基点に四方に区分された地域を分担支配した。四家の上雑色（雑色頭）が各地域の町・村を分担し、良（東北）を荻野、巽（東南）を松尾、乾（西北）を五十嵐、坤（西南）を松村が支配した。『京都御役所向大概覚書』によれば、管轄地域は以下の通りである。

- 一町数五拾貳町・村数六拾貳ヶ村 五十嵐市郎兵衛方内
- 一町数四拾七町・村数四拾五ヶ村 荻野七郎左衛門方内
- 一町数三拾四町・村数九拾六ヶ村 松村与左衛門方内
- 一町数九拾五町・村数百八拾四ヶ村 松尾佐兵衛方内

一六日癸酉、晴、今日家内親族御旅所へ参詣仕也、

一今晚方内松尾左兵衛より社中へ状来ル、明七日松木為見分才木喜六被参候旨申来也、左兵衛より予方へ内証之頼状来ル、支度之節上下之汁一品用意申付くれ候へとの事也、

一今晚明日山留之触申付ル也、社中は歩市兵衛、村方八尉右衛門へ申付也、

一七日甲戌、晴、今日松木為見分西組才喜六・同心遠藤郡八、東より木村勝右衛門・同心土屋久八被参、雑色松尾左兵衛案内也、先*榎橋迄為出迎庄や友之介代源九郎・惣兵衛兩人出し置也、

予・大西中務・愛染寺楼門ノ下迄出向也、如例本願所江来着、暫時休息有之、山内見分也、前以内見分いたし印付置候松木五拾本悉案内仕也、山内へは予・中務・源九郎・惣兵衛、大工権大夫二尺繩為持松木之寸尺為取也、両同心扣ノ帳二被記也、此方ノ帳は中務被記也、茶弁当愛染寺

より出させ、敷物等下番之者へ為持参也、見分相濟北ノ丸山にて休息、弁当有之也、左兵衛頼之汁出之、鯛とたうふとの汁也、煮しめ初出之候へとも曾而不被請也、汁は松尾より之頼分故被給也、下々迄出之、下々へ八湯杯二酒ヲ入遣也、大西近江守・伯耆守・淡路も被出也、予ハ帳面之差出いたし相認ル也、則帳面相認如左差上ル也、

稻荷山松木之覚

- 一 生松木五拾本
- 内四尺廻 三本
- 四尺五寸廻 九本
- 五尺廻 九本
- 五尺五寸廻 拾三本
- 六尺廻 拾壹本
- 六尺三寸廻 壹本
- 六尺五寸廻 四本
- 都合五拾本

右之通私共御案内申御改相違無御座、当社楼門拜殿屋形等為修覆拜領仕度奉願候、以上、

愛染寺判
大西中務判
安田淡路

享保十年巳四月七

羽倉伯耆守判
羽倉河内守判
大西近江守判

御奉行様

帳之表書は稻荷山内生松木之覚 如此書也、
右之通三帳相認とち、こくちをはる也、袋二入両方へ一通宛、今一通は

方内松尾左兵衛へ遣也、諸事首尾能相濟也、未ノ刻過各被帰、樓門之下迄送出ル也、源九郎・惣兵衛は榎ノ橋迄為送也、今日罷出候者共之中食鍵屋七右衛門方へ申付、源九郎・惣兵衛・権大夫・下番人・歩役人に支度為仕也、惣松木之親ニは来ル十一日可罷出旨才木喜六差図也、前々は明日御礼之節暫待合居候て直ニ拝領之義被仰出候へ共、此節は御用繁之由ニ而十一日ニ可参旨也、

一今日於当家正官中・愛染寺会談、大仏当町組之町々之内、壹両町不同心之町有之由ニ付、社中より一両輩再応之頼ニ差遣候て可然との河内伝藏より内意故、明日*毛利伊賀・羽倉筑前被参答ニ令示談也、則右両人も被参、明日弥被参候様ニ申談也、

*榎橋：寛文十年山城国伏見街衛並近郊図によると、稻荷榎木橋町の北側に架かつていた橋。「京街道京橋北端より榎橋迄一里七丁十七間、但三十六丁一里ノ積」とある。榎木橋が東福寺領の境にあたり、この橋以南が深草領で伏見支配地であり、榎木橋を境にして、東福寺門前までは京都町奉行所の支配地で、橋以南が伏見奉行所の管轄であった。橋の名は橋際にあった榎の老樹にちなむと伝えられ、江戸期には扉付黒門があった。

*毛利伊賀：毛利治建。公建二男、政也（毛利三河守公広の弟）の養子。

一八日乙亥、晴、昨日松木見分之為御礼安田大膳被参也、兩御役所昨日之与力同心・方内左兵衛へ被参也、

一九日丙子、晴、今日松尾左兵衛より書状来、先達而差上候松木之例書并願書今一通差上候様ニ木村勝右衛門被申候ニ付可差出との事也、用意無之候ハ、明朝迄ニ可差出、則松尾左兵衛宅へ向為持可遣旨也、

二十日丁丑、晴、今朝松木之例書并願書先達而差上候通ニ正官五人・愛染寺六人之印形、例書ニは社印捺候て、松尾左兵衛へ為持遣也、

一今日大仏境内町へ之廻状遣ス、且妙門跡之御家来町方役石野忠七へ神酒

壹樽、并先日頼遣候伊勢や市郎兵衛も同断、扱石野忠七へハ社中より之為使安田淡路被参、今度之義内証頼入也、廻状も忠七方へ頼廻し被呉候様ニ頼也、来ル十五日町之年寄申入度旨、廻状如左、

今度社頭之義ニ付産地之御衆中へ申入度義御座候条、乍御苦勞来ル十五日午ノ刻時分愛染寺方へ御来入可被下候頼存候、為其以廻状申入候、以上、

巳四月十日 稻荷 社司中

大仏御境内組 次第不同

石繕町

同南組

鐘鑄町

同北組

上梅屋町

下梅屋町

上新シ町

下新シ町

遊行前町

仏師町

桜町

石垣町

上棟梁町北組

同 南組

恵比須町

耳塚町

上塗師屋町

中塗師屋町

下——町

西ノ門町

新六町目

同正面町

下七軒町

上七軒町

上堀詰町

下——町

二王門町

同南組

右御年寄中參

右之廻狀則淡路持參、石野忠七へ頼町々へ廻し被與候様ニ頼被置也、

十一日戊寅、晴、今日御奉行所江松木拝領之窺ニ予伺公、西御役所ニ而才

木喜六被申渡は、願之生松木五十本、先日見分之通神用ニ拝領被仰付候

間、勝手次第社用ニ可仕旨也、因茲東役所へ直ニ御礼ニ參、如左口上書

認持參、取次へ申入、又引返シ西御役所へ參、同事ニ御礼申入ル也、そ

れより新軒方与力中、先日被參候同心兩人へも同事礼ニ參也、

此度社用ニ御願申上候稻荷山内之松木五十本、今日拝領被為仰付

被下、社家中難在奉存候、為御礼參上仕候、已上、

四月十日

稻荷 羽倉河内守

右之通御礼相勤、松尾左兵衛へも歸り礼へ參也、

一今日在京御目付

(原文空)

御兩人御巡見也、案内ニ安田大膳・権預

兩人出ル也、

一今日御巡見之御届ニ安田大膳兩御役所へ被參也、

一十二日己卯、大雨降、夜ニ入テ子刻計晴、今日還幸之神事也、依雨義還

御甚遅刻也、奉幣之節仮立雨儀故、御拝之内ノ南ノ方ニ列立、北向東ヲ

為上、儀式等如例、亥ノ下刻計神式相濟畢、

一十三日庚辰、晴、今日如例産子中よりねり物三組來ル也、

一十四日辛巳、晴、今日奉行所より御触有之、方内より廻狀來、此度御上

京之町御奉行小浜志摩守殿へ御礼之事、寺社方來ル廿一日明六ツより五

ツ迄之内可罷出旨也、本社本寺末社末寺之差別は無之御觸也、

一十五日、晴、壬午、晴、今日大仏境内組町々之年寄中本願所愛染寺へ來

集、正官四人・愛染寺出合、如先格此度社頭修理之義ニ付寄附之事頼入

候旨申談也、何も得心ニ罷歸町内へも相談可申との事也、如先日夕飯料

理出之、御酒心まかせに相勸ル也、問屋町河内屋伝藏取持ニ被參、境内

組之年寄之内ゑひす町の年寄松や清三郎、其外ニ筆屋大和と申仁へも此

度之義世話いたし給候様ニと頼也、申ノ刻時分何もきけん能被立也、

四月十五日

一今日本願所集会相濟、当家寄合相談有之、近日禰宜・祝・権職中へも此

度之事可申渡との事也、來ル廿一日參会可有之と事也、(の脱力)

一京都町々へ案内之事社中より廻狀不遺、先ニ大仏組之衆ニ三人伝藏相共ニ

内意申入くれらるへきとの事也、五条通より西烏丸辺迄押通り、上八松

原を限小路々々之町之年寄一軒々々參り可被與との事也、因茲月勤進之

者伝藏方へ遣、とくと相談工面いたさす筈也、夫故坊人之内老輩之者当

所ニ居住仕ル順意と申者召出し、此度京都町々案内者へ坊人とも其持受

之町々案内いたさせ候間、此旨其筋々之坊人ニ可申渡、此度之御用□□

随分情ニ入候様ニ申付ル也、明日先順意伝藏宅へ參示談可仕旨申付ル也、

一十九日丙戌、晴、今日於当家会谈有之、明後廿一日御奉行所へ之出礼之

事、先格金子式百足持參之事ニ候へ共、□社悉勘略ニ而扇子箱ニ而已相勤

候、当社之事小知之義、其上修理等二付御社之物入段々相増事二候へ、向後扇子口本入二可相改との相談也、下神主親夏・予・目代・愛染寺参会致右之通相極ル、尤中上神主も先達而此義可然との内談相決有之故、此度相改ル也、参勤は親夏・予・愛染寺三人也、予は依所勞権預信章罷出等也、

一今日東九条村役人田中源右衛門方へ、予・大西中務兩人一社よりの惣代二罷越也、此度先比頼置候産子中寄附之事、五ヶ村より八心持次第二寄附可有之との事二候へとも、大仏組之産子中町へ相談二而、家一軒二付鳥目百口講錢相掛寄附可有之との事故、五ヶ村よりも右之通いたしくれられ候様二と頼之ため罷越也、田中源右衛門他行故、子息へとくと申置也、

一今日大仏境内組町之内二も除有之、本町七丁目之境内町一丁、先日両度之参会二落有之故、安田淡路を為使此度之義頼遣也、此一丁八御譜第境内町と申候而、組町之外故先日之廻状二も洩候也、年寄方へ被参淡路委細被頼候処承届候由也、神酒一樽送候へとも不受也、

一今晚河内屋伝蔵方へ予・中務参、京都町々被廻呉候事いか、仕くられ候や、弥頼入旨申談候処、ことの外間違也、当月六日願意参候節、京都町々之町名并年寄へ名相尋候而書付帳面認、十八日四ツ時迄二伝蔵方へ向可罷出、同道二而可廻との約諾二候処、今日迄も無其義候、今日も相待居候へとも無其義候、此方より尋二可罷越と存候処、先刻淡路殿御出、御伝言故右之訳申進候との事也、因茲来ル廿二日八つ時分より先五七町二も廻り始被呉候筈二約諾いたし歸ル也、且大仏境内組町役人堀三左衛門・石野忠七・宇野彦兵衛三人方へ神酒樽宛差遣候て可然、先は一台石野忠七へ差遣候へとも、伝蔵方へ被預候由故、此度八三人へ一所二遣し候て可然、棟梁町いせや市郎兵衛方へ向頼遣候様二との事也、

一廿日丁亥、雨降、今日大仏七丁目年寄方へ神酒一樽、社中より之口状相

添、下番人新兵衛へ申付送之、難在頂戴可仕旨返答也、

一廿一日戊子、晴、今日此度御上京之町御奉行小浜志摩守公へ為御礼、下神主安田安芸守親夏・権預羽倉民部信章・本願所愛染寺罷出ル也、扇子五本入一重くりの台へのせ持参也、首尾能相済、与力石崎喜右衛門へも悦二被参也、巳ノ刻時分相済被歸ル也、

一今日於当家正官五人・愛染寺会談、此度之御修理此方産子中寄附之仕方等之事也、六人之相談有増相済、正禰宜・祝共呼二遣、則此度之事申談ル也、禰宜・祝・権職中不残此度之義八情二被入、何とそ御社之御為二成候様二相働可被申、山方之事も禰宜・祝・両権中申合、惣掛り二いたし支配いたされ候様二との事申渡又也、且産子中へ対談之節、又社中より惣代二被参候事等、乍太義向後いつれも被申合相働られ候て可然旨申談也、兩人とも領掌二而惣中へも可致相談、山方之事も宜相談可申との事也、

一先達而申談候通、向後産子中へ社中寄進事頼候事弥停止之旨申入也、

一今日松本筑後為絢家室ヲ被迎也、今晚婚礼也、因茲明日は社中之女中方、明後には社家中招請有度旨【今日】(昨日) 今日社中へ被触也、昨日之触は市女稻尾相勤、今日社中之男子へ之触は尾崎惣兵衛・石黒市左衛門兩人廻ル也、当家先格は譜第之家来之内侍分二而無之者廻之処、今度松本家之触使甚嚴重之義、時節不相応之義と評判有之也、

一廿二日己丑、雨降、今日松本筑後方二而社中之女中江広メ振舞有之、母公御出也、

今日松本筑後方へ今度之祝物送、生鯛二尾・斗樽五升入巻、青侍伊場九八郎ヲ為使者送之也、

一今日京都町々へ内意触坊人遣、大仏忍ひす町松や清三郎同道いたし被呉也、

一廿三日庚寅、晴陰不決、今日松本筑後方ニ而社中へ祝義之振舞有之也、予不快ニ而不參、

一今日河内屋伝藏方へ羽倉筑前被參、京都内意触之義ニ付昨日間違有之故也、御修理方之雜記ニ詳也、

一廿四日辛卯、晴、今日正禰宜三河守公広亭、禰宜・祝・權職中會談有之、權預罷出、廿一日申渡し候此度之義也、先山方番割等相定ル由也、

一今日正禰宜公広被參、先日申渡し候禰宜・祝・權職中此度(後筆)「四月廿四日」御社修理之御用、山方御用之義一同ニ相心得、随分情ニ入可被相勤との事ニ而、則山方之御修理方出勤之番割三番ニ割付書付持參、ケ様

二いたし相勤可申と存候、若五人之衆中思召寄も候ハ、可受差図との事、且山内残り之立樽之事も何比より取掛り可申哉との事也、予【■】談候

へハ先日申段候通、立樽残り木之事一日も早く取掛せ度候、いか様とも各相談次第近々被取掛候て可然候、此方ニ相談仕義無之、一応各へ相談候上は随分宜敷様ニ可被相計旨申入也、番割之書付請取置也、

一今日京都産子之町々年寄へ内意触、河内屋伝藏坊人方差添被參也、両寺内之外大方相濟也、帳面等別ニ有之、

一今日砂川町年寄鍛冶屋新右衛門来曰、此度藤森社修理之義ニ付、産子中へ寄附之事神主より被相頼候処、凡三貫め入用之内一貫め程は屋根や方よりやね木へきふき手当として残り二貫めを惣産子中へ家別ニ一匁つゝ

寄附之積りニ割付申候、因茲御社中へも産子中より之類ニて何とそ少々寄附を加くれ候様ニとの事也、町方地方より之為使參候との事也、

一廿五日壬辰、晴、今日於当家正官中・愛染寺令會談、下中神主・予・目代・愛染寺出會候

一禰宜・祝・權職中より先日申渡し候義、各領掌候との事令披露

一山方上納銀請取所之事、正官五人【廿】廿日替ニ受取可申との事也、予

ハ平生之御社用方金銀支配之事故、其中又此度御修理之金銀・山方金銀受取候事、紛敷成候段迷惑ニ候条、相除可給旨申之候へとも、兎角何も同心無之、廿日替ニ支配可有之との事、

一昨日申来候藤森社御修覆ニ付、社中よりも少々宛寄附加くれ候へとの義申来旨令沙汰也、尤社中も家別ニ難成候とも家々より寄附可然との事、

一大仏組は早く寄附錢受取所之義相触可然旨相談ニ而、今年は先六月・霜月兩度二本願所愛染方ニて、正官五人・愛染寺立會受納仕旨随分慥ニ可申触候との事、

一京町々年寄呼候事、来ル廿八日・廿九日兩日つゝ遣候て呼可申との事也、則回状明日出し候て可然旨相談也、

一昨日藤森社産子中より社中へも頼来候義令披露也、今当社之義聞付急ニ取立被申也、六月晦日迄ニ寄附錢可相集メ候との事也、社家中より金二百足計寄附可申哉との事、

一廿六日癸巳、晴、今日愛染寺来談、京都町々呼候事節句前ハ先差延候て可然旨伝藏よりも申来、坊人とも此旨申由也、因茲今日廻状不出也、

一廿七日甲午、陰天、今日大仏組へ此度之寄附料受納所之事廻状出之、如左、

追啓、当年之義半相立候へとも、丸一年分御寄附可被下候、以上、

今度御頼申候当社御修理講掛錢受納之事、本願所愛染寺方ニ而正官五人・愛染寺立會、右六人連判之請取証文ヲ以致社納候間、六月・

霜月兩度二朔日より五日迄之内朝四つ時より七ツ時迄ニ、御勝手次第御町々軒數書被相添御持參可被下候、自此方請取ニ差出し候而は

紛敷義出来候故、自此方は請取人一切差出し申間敷候間、乍御苦勞

右之日限ニ御町々より御持參可被下候、為其如此ニ候、以上、

巳四月廿七日

稻荷 社司中

大仏本町老丁目

右御年寄中

右之文言二二通相認、御門跡・境内組と両方へ一通宛遣也、則愛染寺方へ差遣坊人ともへ申付、先河内屋伝蔵方へ參、何方へ可差遣哉相尋、從差図可申旨申付ル也、御境内組は*棟梁町いせや市郎兵衛方へ參可被相尋旨申遣、然処当町組は本町一丁目益家勘兵衛へ渡し、順々二廻し可被與との事也、御境内組はいせや市郎兵衛へ頼候由也、

四月廿七日

一今日より立枯残松木為切候也、則若衆中下知人と成、今日より山入也、

*棟梁町(東山区)：大和大路通五条下ル二丁目町。洛外町統町の一つ。町名は方広寺大仏造營時の工廠跡に由来。元和以来妙法院の境内。

一廿八日乙未、雨、今日藤森神主より正官五人へ書翰来、如左、

一筆致啓上候、先以各様愈御堅固二御勤可被成旨珍重奉存候、然は今度当社拝殿上葺并所々繕等之事、從氏子中寄附之義頼入候二付、地方・町方役人中より以砂川新右衛門御月番迄右口上之趣被申入候由、猶以御社中宜御沙汰被下候様二頼入存候、為其以使礼如此御座候、以上、

卯月廿八日

藤森 神主

稻荷社 正官御衆中

右之書翰并予方別紙相添被差越也、下中神主惣目代へ相廻ス也、

一今日*武家御両伝 奏方御上京之由也、於關東 *若君様御元服之事、当月九日日出度被為相濟候由也、尤先日堂上方より八御諸司御祝義二被

參候由也、從当社は御奉行所より御触無之故御祝義へ不上也、

四月廿八日

一今日月次之太麻從目代家調進也、

*武家伝奏：中院通躬、正二位前權大納言。享保三十二年。中山兼親 正二位前權大納言。享保四十九年。

*若君様：徳川家重。正徳元年誕生。享保十年四月九日元服。任從二位大納言。延享二年九代將軍。

一晦日丁酉、晴、今日は如例当家御膳仕也、且京都町々之回状出之、如左、

追而御来入之節神酒一献進之申度候、以上、

今度社頭之義二付産地之御衆中へ御頼申入度義御座候条、来五月八

日午ノ刻時分愛染寺方へ御来入可被下候、乍御苦勞頼存候、為其以

廻状申入候、以上、

巳四月晦日

稻荷 社司中

次第不同

寺町五条上ル扇や町東側

同西側

同式丁目弓や町

同植松町

松原通寺町東へ入丁

同高瀬川西端難波町

同東側材木町

同下材木町

御幸町五条上ル丁

同万寿寺上ル町

麩や町五条上ル町

同万寿寺上ル町
富小路五条上ル町
同万寿寺上ル町
柳馬場五条上ル町
同万寿寺上ル町
鍛冶や町五条上ル町
同万寿寺上ル町
高倉五条上ル町
同万寿寺上ル町
相之町五条上ル町
東洞院五条上ル町
同万寿寺上ル町東側
同西側
不明門五条上ル町
同万寿寺上ル町
烏丸五条上ル町
同万寿寺上ル町
諏訪町五条上ル町
同万寿寺上ル町
室町五条上ル町
同万寿寺上ル町
右御年寄中
同文言二而
巳四月晦日
次第不同

稻荷 社司中

五条通寺町西へ入町
同御幸町西へ入丁
同富小路西へ入塩竈町
同高倉西へ入町
同東洞院西へ入丁
同烏丸西へ入丁
万寿寺通御幸町西へ入町
同鍛冶や町西へ入丁
同高倉西へ入丁
同東洞院西へ入町
同烏丸西へ入(割書)「東半丁、西半丁」
松原通寺町西へ入丁
同麩や町西へ入丁
同柳ノ馬場西へ入丁
同高倉西へ入丁
同東洞院西へ入丁
同烏丸西へ入丁
同室町西へ入丁
同新町西へ入丁
五条通室町西へ入丁
同新町西へ入丁
万寿寺通室町西へ入丁
同新町西へ入丁
小田原町ノ突抜五条上ル町
同万寿寺上ル町

新町通五条上ル町

同万寿寺上ル町

仏具や町五条上ル町

同万寿寺上ル町

右御年寄中

右二通【書翰扱右】(と宮川町五丁目より八丁目迄二通とハ)五月八日来
会候給候様ニ申触也、左之二通ハ同文言ニテ五月九日来入給候様ニ申遣
也、

同文言ニ而日限五月九日と認、左之町々

巳四月晦日

稲荷 社司中

次第不同

西洞院松原下ル町

同万寿寺下ル町

同五条下ル町

天神通松原下ル町

同万寿寺下ル町

同五条下ル町

同五条下ル式丁目

油小路松原下ル町

同万寿寺下ル町

同五条下ル町

同 下ル式丁目

醒井通松原下ル丁

同万寿寺下ル町

同五条下ル町

同五条下ル二丁目

東堀川松原下ル丁

西堀川松原下ル丁

松原通西洞院西へ入丁

同油小路西へ入丁

同堀川西へ入丁

万寿寺油小路西へ入丁

五条通西洞院西へ入丁

五条通天神西へ入丁

同油小路西へ入丁

東洞院五条下ル町

同五条下ル二丁目

同 三丁目

不明門五条下ル町

同下ル式丁目

烏丸五条下ル丁

同下ル式丁目

諏訪町五条下ル町

同下ル式丁目

室町通五条下ル丁

同下ル式丁目

同下ル三丁目

新町五条下ル丁

同下ル式丁目

仏具や町五条下ル丁

同下ル式丁目(割書)「東側、西側」上錫町

雪駄や町烏丸西へ入丁

同仏具や町西へ入丁

同室町西へ入丁

錢や町室町西へ入丁

鑑や町烏丸西へ入丁

魚之棚仏具や町西へ入北側

右御年寄中

右之外二別口状相添之、如左、

上書二口状

追而申入候、先達而大仏組之衆中ヲ以御内意御頼申入候通、此度

御社頭修覆之義二付御産子之御衆中へ御面談二御頼申入度義御座

候条、来五月八日少々御隙入御座候共乍御苦勞御社參と思召各御

来入可被下候、為其別而御頼申入候、以上、

四月晦日

稻荷 社司中

稻荷社産地之御町々 御年寄中

右之通九日来入之廻状二も相添遣也、文言同断、五月九日少々——と認

也、右之廻状共坊人六人持廻ル也、廿丁計相残り、夜二入テ終ル、明日

又持廻ル筈也、

右之書付共河内屋伝蔵へも見せ遣也、

五月

一朔日戊戌、晴、今朝之神供如何例当家より調進、願主早水七十郎參詣、辰

ノ下刻計献上相濟、儀式等如例、

一今日も坊人とも京都産地之町々昨日相残り候方へ廻状持參仕也、明日・

明後日開合二遣候筈二候へとも、今日於殿上愛染寺示談之上、節句後六日七日兩日開合二出し候筈也、

一四日辛丑、陰天時々雨降、今晚之神供如何例正官五人より調進、予權預召

連出仕、神人一臈如何例出勤、儀式如何例也、

五月四日

一今日例年之通馬場通両側撒敷を拵ル也、今年義は産子之内より見物人可

有之哉と当家より別二散敷ヲ打、伯耆守と肥前守散敷之間二ヶ所へ拵

さす也、

一五日壬寅、晴、今日之神供中神主より調進、儀式等如例、

一五日壬寅、晴、今日藤森祭如例年祭礼之節神輿へ之神供正官五人より献

上也、御盤台下神主方より居之神供当家へ集、自当家持參、献上之役人

八神人一臈奉仕之、正官五人如何例樓門之際二出、藤森神官と一揖、如何

中神主・予・惣目代三人計也、下上神主は不參、神事等無事二相濟、

一今晚例之通本願所より使僧来、明日嘉例之祝義二来入可被下旨申来也、

一六日癸卯、晴、今日御諸司御奉行所へ節句之御礼權預信章罷出ル、目代家

月番なれ共被頼候而相勤ル也、

一今日如何例本願所へ祝義二行也、

一今日坊人とも京都町々へ明後八日弥来入被呉候様二開合二遣也、

一七日甲辰、晴、今日伯家江參上、侍從殿*神代読書御指南、今日日本段之分

相終也、夫ヨリ直*鷺尾前大納言殿へ參*中将棋之御相手二成、二番仕

尤勝也、初番賢行御落、次番横行落何も勝也、

一今日坊人とも京都産地之町々へ九日来入之事開合二遣也、

*神代読書：信名は白川雅富に『日本書紀』神代卷を講義している。雅富は同年

十二月二十一日、二十四歳で神祇伯に補せられており、その準備ともいえる。

*鷺尾前大納言：鷺尾隆長。正二位前権大納言。享保二十一年卒。

*中将棋：室町時代以来の古い将棋の一つ。盤面は各十二目、駒数が九十二枚。駒は取捨てで、とつた駒を再び用いることができない。

一八日乙巳、晴、今日京都産地之町々年寄方参、如前度本願所へ来集、凡四拾人余来会、出合社中予・惣目代・正祝・権祝・田中祝・愛染寺、則予此度之一通口述二申聞入、年寄中承諾領掌也、大仏組河内や伝蔵・いせや市郎兵へ・松や清二郎三人も取持二来ル也、正祝已下三人之祝方酒挨拶二被出、ことの外首尾能也、然而右御修理講寄附料之受納之事、先達而六月・霜月二相定、既二大仏組へは相触候へとも、今日来会之町々年寄中相談之上二正五九月三ヶ月之内十日より廿日迄十日之間勝手次第持参、則本願所二て社司中立会受納候様二との極也、坊人とも六七人も給仕二出ル、

下神主所勞中、上神主当番故不参、仍祝方三人名代二被出也、明日は正禰宜公広へも被出候趣二申遣也、申ノ刻計何もきけん能退散也、

一今日本願所二而予・目代・愛染寺三人相談、今明日不来町々へ神酒一樽宛坊人二口状差添遣答也、則樽之事大仏三而愛染寺へ出入之酒家へ申付ル、樽三升入一樽二付樽代・酒代合テ六匁宛也、凡廿八九樽も入用、十一日十二日二差遣答也、

一今日京都町々年寄方相談二て掛銭受納之事、正五九月と相定候二付、則右之趣小切紙二書付、惣産子之町々年寄方へ一枚宛遣答也、今日不参之町廿壹丁也、年寄廿二人也、但半町組有之故也、

一今日正禰宜祝山内生松木入札之事当廿五日頃と可相定候間、世上入札之者ともへも致沙汰候様二袖ともへ可被申付旨申渡入、尤生松木印之事、明日明後日之内大西中務を案内者として早々印を被付候て可然旨申談ル也、且正禰宜へは明日本願所へ出席候様二申談也、

一九月丙午、晴、今日京都産子之町々年寄方本願所愛染寺方へ来会、凡

三十人余、大仏組取持人伝蔵・清三郎・木津や又左衛門三人被参也、出合社中神主・予・目代・正禰宜・祝・権祝・愛染寺七人也、口述之義等前日之通予相述ル也、何も承諾領掌也、坊人とも六七人給仕二出也、

五月九日

一今日不参之町拾八町年寄十九人、但半町組二丁有之也、

一今日櫛笥前内府公より御使有之、平松半左衛門被参、去秋相認進上仕候江戸御家門方之御屋敷二当社之鎮守有之候処、此鎮守之社へ納り初穂金五百疋、則本殿へ御奉納被成候旨二而、今日午ノ日二候故御使者被下之也、右御初穂金五百疋奉〔挑〕神殿請取書、則左之通差上ル也、

一御鎮守之稻荷御社へ納り候御初穂金五百疋、当社御本殿へ被遊御奉

納、則奉納神前候、已上

已五月九日 御殿預 羽倉河内守印

櫛笥前内府様御使 平松半左衛門殿

右之通請取書半左衛門へ相渡入也、

一十日丁未、晴、今日櫛笥前内府公へ為昨日之御請權預信章参上仕也、

一今日京都産子之町々一昨日昨日不来年寄へ之口状并請取所へ書付、且来会之

町々へ之礼状相認也、明日坊人とも五人程遣答也、

一今日愛染寺来入示談曰、講銭請取候節持成候事正五九月之義は、愛染寺方もことの外願主方之寺用繁多、坊人ともへ祝月故中十日と申は殊外開敷候二付、何共本願所より仕出し之義迷惑仕候由、勝手之者共も領掌不仕候由二而、町々持参之節持成仕出し之事断也、予了簡ヲ加難義之段尤至極二候条、正官五人其元此六人より給仕人等老兩人宛十日之間差出し、坊人も一人罷出候様二申付、扱持成之事は茶屋共之内申付候様二いたし候て可然存旨、示談之上月番目代方へ被罷越、尚相談可然旨申也、因茲

今日目代家ニて正官五人・愛染寺会谈有之、予は明日之口状書付等相認故、先達而存寄ハ愛染寺へ申談候条、其上之義ハ宜相談可有之旨申遣、不及出席也、中神主・目代・愛染評定ニ而掛銭持参之町々へハ神酒計為頂戴相済可申との相談也、

一十一日戊申、晴陰不決、今日京都産子之町々、先日両度之来会之町年寄へ礼状遣、不来年寄へハ口状二樽一樽三升入一宛相送也、右之樽は平柳樽ニシテ染繩卷也、右樽は則酒やより釣台ニて為持遣也、彼方人足也、

坊人とも五人相添来入、不参之町々とも二請取所之書付は町々へ一通宛遣之、則年寄方二張付置候様ニ申遣也、回状・口状・請取所之書付如左、

口状 奉書半切

此間は御差合候歟御来会不被下残念ニ存候、然は此度御社頭破損ニ付、御産子中へ御頼申入候義、別紙之通ニ而御座候、御来会之御町々不残御得心被下候間、弥右之通頼入候、仍此間御来入不被成候故、神酒老樽致進上候、御頂戴可被成候、以上、

五月十一日

稻荷 社司中

何々通何町

御年寄御町中

覚 右同断

一稻荷社御修理講掛銭之事、三ヶ年之間一年二百文宛家別ニ御寄附可被下候事、

一掛銭受納之義、本願所愛染方ニ而社司中立会致社納候間、正五九月二十日より廿日迄之内、御勝手次第乍御苦勞御町々御持参可被下候事、

一掛銭之義、此方より一切請取へ進し申間敷候間、如何様之義申参候

もの有之候共、必御渡し被下候間敷候事、以上、

已五月

稻荷 社司中

稻荷社御産地御町々

御年寄

御町中

此間は御苦勞ニ御来会被下忝存候、然は此度御頼申入候御社修理講之事、御町々御得心被下、別而大慶仕事ニ御座候、仍掛銭請取所之事別紙ニ書付進候、御留置可被下候、此間之御礼旁以廻状如此ニ御座候、以上、

五月十一日

稻荷 社司中

次第不同

寺町五条上ル

右之廻状先日廻り候順ニ坊人共持参仕也、樽之事若辞退候町も有之候ハ、幾度も社中より被差越候間、左候へハ社へ世話御掛候同前之事ニ候間、祝義之神酒ニ候間被受候様ニ可申入旨、坊人ともへ申含遣也、不参之町々四十町計也、来会之町々八十町計也、悉右請取書一枚宛町々遣也、一十二日巳酉、晴、今日も京都町々へ坊人遣也、不残樽も差遣候由也、西堀川松原下ル町は六七軒家数之町ニ而、日蓮宗故歟此一町計樽不受候由也、口状請取書は請取候由也、其余は不残首尾能納ル也、一十三日庚戌、雨降、今日目代家ニ而正官五人・愛染寺会谈、此度御修理方之事あらかしめ評定極置也、六人共出座也、

一普請小屋之事、式間半二五間外構やらひ凡惣廻り十三間計也、所は本願所之前西ノ方也、当所茶や鎗や吉兵衛立借し二仕也、右之かこいにて今月より極月迄之借し料凡百廿目計也、因茲吉兵衛へ申付ル也、足代之事も楼門の足代借し料拾二貫文、拜殿五貫文也、是も一所二申付ル筈也、一普請方惣奉行予相勤候て可然との衆評、予達而相辞也、中奉行毛利伊賀・安田淡路・羽倉筑前此三人二定ル也、下役人は神人之内尾崎左衛門へ申付ル也、

此義雜事とも大方今日評定相濟也、

一今日河内や伝藏方へ大西中務ヲ以兩寺内回リ被與候日限之事尋二遣、一昨日予方より書状遣候へとも、いまた返答無之故、否事尋二遣し候処、町内用事未相濟候由五六日隙入候旨、境内組之年寄方へ頼遣くれられ候へとも得心不被仕候由故、先延引二仕置也、

一十五日壬子、雨降、今日御幸町松原下ル淵浜町より掛銭為持来ル也、因茲本願所より立会候様二申来候故、則予・目代・安田大膳・愛染寺立会、受取之かり帳二記、扱受納之通帳はかり二掙、左之通書付遣也、

稻荷社御修理講掛銭受納之記

豎折紙横折とちにして

愛染寺印

享保十巳年

羽倉伯耆守印

五月

羽倉河内守印

御幸町松原下ル淵浜町

安田備後守印

御年寄

大西近江守印

御町中

安田安芸守印

一錢八百七拾貳文 但、家数廿一軒分

右は巳ノ正月より五月迄之掛銭也、

一錢七百八文

町借屋中之分

右同斷

右之通懺致受納候、已上、

巳五月十五日

御幸町松原下ル淵浜町

御年寄

御町中

右之通請取書遣也、是御持參之町々へも右之通二受納之通相認六人之印形仕也、とちめ二は月番目代之印形捺遣也、使之者へ神酒為戴口上申遣也、

一今日東九条田中源右衛門方へ安田大膳被參、先日予罷越頼候義五ヶ村へも相談いたし給候や、いかゝいまた返事無之候故様子尋二遣也、然処田中源右衛門より被申越趣ハ、東九条塩小路とハ弥其通二相談相極也、東寺は不同心之由三而今年計志次第二寄附可仕との由也、残テ【四】(三)ヶ村ハいまた返事無之由也、

*東九条村(南区)：紀伊郡。村高は「正保村高帳」で二二六二石余、二元祿郷帳「天保郷帳」で二二七〇石余、公家領・門跡領など一八領の相給。東九条の村名は総称で、烏丸町・御霊町・辻子町から成つていたという。

一十七日甲寅、雨降、今朝松本出羽門外二風呂敷一ツ・小箱沓ツ鏝有之候て、右之二品落シ有之候を、出羽家来朝門ヲ明候とて見付候由也、則松本筑後右之段先届二被參也、

午ノ刻過松本出羽高道被參、今朝之義被相届也、退出番渡し候故遅被歸候由二て右之様子物語也、風呂敷之内ハかたひら二つ・あわせ沓つ・丸くけの帯・古き革たひ一・木綿たひ一・*のへ紙一束有之由也、山ノ八兵衛二申付門前二附置、自然尋り来候もの有之候ハ、相告候様二と月番よ

り被申渡也、

五月十七日

一今日も京都産子之町々より寄附掛銭持参也、親夏・信元・信章立合受納也、

一十八日乙卯、雨甚、因茲余程之洪水也、今日御奉行所江昨日之捨置物之届二予・松本出羽罷出ル、則小箱・風呂敷共二為持参、左之通書付差上ル也、

御断書

一稻荷社司松本出羽居室門外二、小箱壹ツ并風呂敷包壹ツ捨置候を、昨十七日朝六つ時門明ケニ罷出候下人見付、月番之社司へ相知らせ候二付、社中立会吟味仕候処、風呂敷包之内二かたひら・裕等、其外雜物有之候、箱之義は錠おろし御座候二付内見不仕候、折節出羽義一昨日より当番ニ御所へ相詰罷在候二付、早速人遣候処御用有之、夜二入罷帰候故右御断延引仕候、則捨有之候品々別紙二書付持参仕、今日御断奉申上候、以上、

享保十年巳五月十八日

稻荷 松本 出羽判
羽倉河内守判

御奉行様

外二、小奉書横折二仕、雜物之品書如左、

覚

一小箱 壹ツ

但シ、錠おろし有之候、

一白き帷子 壹ツ

但シ、*もミのゑりうち有之候、

一白き帷子 壹ツ

一しまの帷子 一ツ

一黒きあわせ 一ツ

但シ、地紬、

一藤色のあわせ 壹ツ

但、地木綿紋有之、

一千種帯 壹筋

但シ、地ちりめん、

一皮足袋 一足

一木綿足袋 一足

一絹きやはん 壹ツ

一茶色頭巾 壹ツ

一布切 壹筋

一延紙 壹束半程

但シ、紙二包有之候、

右十式色風呂敷二包有之候、以上、

巳五月十八日

右之通二通相認、東西之御役所へ持、当番之与力爪木孫十郎へ申入ル也、*志摩守公御留主故ことの外相待、黄昏之時分相濟也、雑色松尾へ相届於御役所岩沼与右衛門取持也、風呂敷包解候て、与力中へ見せ相渡ス也、其後雑色与右衛門受取、色数書付二引合被見也、小箱も開候て内之物被改也、女之持候物之様子也、届之段御聞届被成候、雜物は御取上被成候往還筋札ニ而も立置候て、相尋来者有之候ハ、可申参との御事也、夫より西御役所へ参、右之通書付当番之与力木村定右衛門へ相渡ス也、ケ様之義は即刻相届筈之由也、

一今日御修理取掛り候義も、兩御奉行所新軒方与力中へ御届之書付相渡也、

御聞届被成候との事也、東ノ御役所ニては木村勝右衛門、西御役所ニては中井孫介へ申入也、右之御届は捨置物之御届申入候て予老人御届申也、差上ル書付如左、

差上申御届之口状

稻荷社樓門拜殿之外、屋形等之屋根破損仕候二付、加修覆候義、近々取掛リ申度奉存候、因茲御届申上候、已上、

巳五月十八日

稻荷 社司中判

御奉行様

右之通西東共二差上ル也、御月番は東御役所也、殊外隙入候故、為見舞松本筑後・丸や方迄被參、民部大仏辺迄来ル也、夜二入テ帰宅、

十八日

一今日も産子之町々寄附錢致持參也、安芸守・伯耆守・大膳・民部・愛染寺立会被受取也、

一今日普請小屋掛ル也、愛染寺門之西長五間・奥行二間半也、東西北之方ハ腰壁二申付ル也、

*延紙：小型の杉原紙、鼻紙の上品として用いられた。

*もみのゑりうら：紅網裏、紅色の襟裏がついた帷子。

*志摩守：小浜久隆、京都東町奉行、享保九十二年。

一十九日丙辰、晴、今日大鳥居之前南ノ方石橋之内一尺計引入建札、松板竹串高サ四尺計、

覚

一小箱 巻ツ

鎖前有

一ふろしき包 一ツ

内二十二色有

右二品之物当十七日之朝、鳥居之内南側一軒目之門外ニ捨有之候、若おもひあたりの方有之候ハ、可被尋来候、以上、

巳五月十八日

稻荷社 役人

右之通相立置也、月番より被申付也、

一廿四日辛酉、陰天、今日月番目代家ニ而正官五人会談、上神主不參也、今度御修理方奉行役之事、毛利伊賀・安田淡路・羽倉筑前・大西中務此四人、随分情出し諸事氣を付被申候様との事、則正禰宜・祝兩人呼二遣申談也、外之禰宜・祝・権職・氏人方山役之通番組いたされ被見廻候様二可被申合旨兩人へ申渡ス也、右伊州已下四人之輩へも兩人より可被申達旨申談也、明日普請小屋之内番小屋立ル筈也、

一明日松木之入札相開可申内談也、

一正禰宜以下当所之輩・氏人・中務・筑後へも御社より野袴一具被下候て可然旨予申談、何も一同へ捲ル筈也、則予方より申付筈也、予は普請方役人三人計可然旨申談候へとも、中神主申分兎角惣中との事也、

一今夜半之比方内より触状来、此度御上京之御上使酒井左衛門尉様へ見舞之事、前々より勤来候分は御奉行所へ可為窺之上ニ而請御差図可罷出との事也、

一今日下中神主・目代へ予申談、今度大西肥前守修理講取繕申候、御社よりも百目掛一枚相加り置也、肥前守も社へ之願ニ候条同様二可被相心得旨申達ル也、各可然旨同心也、

一廿五日壬戌、陰天、今日松木五拾本之入札為仕也、如先例本願所ニ而札開也、先毛利伊賀・羽倉筑前・大西中務・庄屋尾崎友之介出合、本願所ニ而入札之者之名前帳相記、入札仕候程之者追々参り、何方たれと帳面二付也、其者ともへ入銀式百目宛差上候様二申渡ス也、扱人数相揃候て入札之者共へ申渡事、

御社より当日之酒代鳥目三貫文被下事、

当所杣方地下之者共二は他所入札之輩と同事二巻銀仲間入申間敷候、一
勿三而も御社へ銀高之上り候様二仕候間、堅巻仲間へ八入間敷、為其三貫
文之鳥目惣中へ被下候事、

木代銀之事、山入二半銀、山半分仕候節皆済、尤敷銀二百め今日より請
取置事、同札八先二開候方落札也と相極事、

山之事来月十日前後より八月十日切二仕廻可申事、

打木懸り木一切此方へ取候事

日防小屋之事、南北両方之外不為建事、尤小屋番両人之外寝宿不罷成候
事、

木出し口之事、当山より外山へ直二出させ候事不罷成候事、

金は今日之入金とも二時之相場二而銀詰二而請取候事、

杣出し方等事、雇賃相対之上同直段之事二候て、当所之者相雇可申事、

右之通尾崎左衛門・同友之介両人申渡ス也、巻銭之事又上之より札三枚
除くれ候様二との事願候へとも不相許、巻銭之事今日之札数四拾八枚有

之二付、老人前百文宛二当り候様二との願二而老貫七百文増遣也、落札候
者不取事也、扱札枚宛持参之者共より入銀二百宛受取也、二百目と相

定候へとも百目内外之銀子も有之候は大かた二改封之俣受取、銘々之名
札付させ置也、尤次札は入銀も一所二袋二入候ても受取置也、札相揃候

上三而色々問答有之、決定相済札開也、一枚宛何貫何百目と書付也、

落札四貫三拾九匁也、 大仏五【郎】兵衛へ落ス也、

二番札四貫老匁也、此札已下残り四拾七枚之入銀其人々へ返ス也、落札
之入銀計受取、但此金四匁受取置也、正官五人・愛染寺出会也、尤三人
之普請方役人并左衛門・友之介・前役市兵衛も罷出ル也、落札存之外銀
高上り、御社之大慶珍重々々、

一廿八日乙丑、晴、今日大仏両組之町々へ廻状出ス、御修理講掛錢持参之

事、弥先達而相触候通、来ル朔日より五日迄之内勝手次第持参被呉候様
二との旨申遣也、則愛染寺へ申達シ坊人共差遣也、

六月

一朔日丁卯、晴、今朝神供如例、松本筑後方より調進也、神供之式如例、
神人方悉不参、*一臈帯刀計出勤ス、案内触も一臈相勤ル也、因茲神供運
送之役辻金兵衛へ俄申渡し相勤ル也、

一今日大仏組之外、京都産子之内よりも掛錢持参也、下中神主・予・目代・
田中祝・権預・愛染寺方へ相詰ル也、御修理方之義等致評定也、先屋
根師角大夫病氣故、弟を召寄せ此度御修理之義申渡ス也、

今日両寺内へ河内屋伝蔵廻被呉也、坊人とも為案内遣也、

*一臈帯刀：稻荷社の神人一臈、尾崎帯刀。

一二日戊辰、晴、今日御上使酒井左衛門尉殿御上着也、三条通は見物人夥
敷風聞也、

今日も河内屋伝蔵寺内其外残り之産子町々被廻也、夜二入坊人歸り、伝
蔵より伝言有之、七条出屋敷之分は何事も東寺之触二従由二而、此度之寄

附之事も東寺之方へ加ル覚悟之由也、追而可致評議事也、先今日両寺内
其外町々凡百町計悉被為仕舞被呉候由也、則坊人当家へ参着之旨相達ル

也、

六月

一四日庚午、晴、今日伏見筋違橋辺藤屋小左衛門方へ、藤森参之下向二立
寄、今度当社御修理講之寄附錢共、当分預り置候て社用之節々取二遣し
可申候間、時々之用事相達様二いたし給候へと頼二予参、尤銀子少々不
足之節、取替くれられ候様二頼也、小左衛門は用繁仁故右之世話いたし

兼候へとも、隣之藤や治兵衛方、此度両替見せ被出候由故、此方にて錢通用之義いたし可被呉候趣、尤治兵衛へ一応対談之上、返事可有之候との事也、

一今日於本願所下神主・予・目代・愛染相談、藤森社へ之寄附之義社中より青銅三貫文差上候て可然、内二貫文は社中家別二出錢也、老貫文八御社より可被出との相談にて社中は安芸守・近江守・予・伯耆守・三河守・肥前守・出羽・彦岐・筑後・能登・常丸・*齋・愛染寺以上拾三軒也、一軒二付百五十二文宛出入、月番故愛染寺より取二廻ス也、歩役市兵衛集二廻答也、

*齋：荷田春満

一五日辛未、晴、今日は大仏組之町々講錢持参之終之日故、正官五人本願所へ立会、上神主参着候へとも散々不快故早速久我二被帰也、寄附都合九拾貫文集ル也、

一今兩寺内へ之廻状出入、坊人とも持廻ル也、七条出屋敷之外八様子有之、先廻状差延ス也、回状之留記與也、来ル八日・九日兩日へ来会之義申遣也、

一今日は大仏組之町々より掛錢持参之任舞日故、正官五人本願所二立会也、寄附錢凡先月十五日已来今日迄九拾七貫余有之也、屋根屋共小屋入御普請手始仕答也、

一六日壬申、晴、今日も寺内へ之廻状出ス也、

一八日甲戌、晴、今日於本願所正官五人・愛染寺会談、先五月十五日已来之社納錢共惣勘定之上、藤屋小左衛門方へ預ケ二遣候義相極也、九拾七貫余有之内、山方入札之節四貫七百文遣、五貫文小屋方へ払、残り八拾八貫余之内、八十貫文は藤やへ渡ス也、八貫文余は普請方銀支配兩人之内近江守当月番と定、則近江守方へ渡ス也、藤やよりは正官五人・愛染

寺六人へ之当名にて藤や治兵衛・小左衛門兩人之名判捺受取之通来ル也、又藤やへも右六人之連判之通拵、稻荷社金銀錢受取之通年月日を書一通遣置也、

御社之帳箱二惣社納帳一冊・惣渡帳老冊・諸買物帳一冊先拵置也、右近江守へ渡ス、錢之受取は渡し之帳面二直、印形捺被置也、

銀八匁八分余有之候二付、是は愛染寺方へ小買物之代之内二渡ス也、右受取候義同断也、御修理方惣金銀錢受払之事ハ、中神主大西近江守・正目代羽倉伯耆守月替二被勤答二子達而相極ル也、予方二而相勤候様二と初より何も相談二候へとも、予方ハ平生之御用金銀支配二付達而相断也、左候へハ六人月番廻し二可仕との相談二候へとも、予了簡有テ兎角兩人二相極ル也、何も得心二而相談首尾能決着安心也、

一今日御普請奉行四人之輩へ表向二而申渡ス也、毛利伊賀・安田淡路・羽倉筑前・大西中務右四人也、下役人尾崎左衛門へも申渡ス也、扱神人一臈を始諸役人不残召寄、此度御修理有之義申聞せ、御社之御為何事二而も存寄義有之候ハ、無遠慮末々役人方よりも氣を付可申候、又御普請中差掛りたる御用有之節は、何ときとなく被仰付事可有之候間、此段兼而相心得候様二申渡ス也、則罷出ル輩一臈尾崎帶刀・辻勘右衛門・雜使尾崎惣兵衛・衛士尾崎彦助・同新之丞・山役人西村尉右衛門罷出ル也、山役尉右衛門へハ、山之義も申渡ス也、

一普請小屋宿人之義、日用方之者砂川三右衛門と申者幸独身者故、此者申付ル答也、尤夜宿之料少々被下答也、

一山内立槁木之残り木之事、此節先こなし候儀被差止候て可然との相談也、十二日比より入札之山方始ル之間、十日比二先相仕舞せ可然、然而五十年之松木こなし之節、山内見舞之事、右四人之普請方役人は相除キ残輩毎に平詰二被致候様二不仕而は、他所之者山内へ入込、生木を切取候事

二候へハ、疎ニは罷成間敷、何も急度被相勤候様ニ可申渡との事也、然共禰宜・祝之輩大暑之節平詰ニも難勤候半間、下役人老人相極候て可然との相談ニ而律義成者相撰、誰彼と評定之上、下番人家来常介幸故障ニ而宿へ引込居候間、此者江申付ル筈也、一日ニ鳥目百文宛下行被下筈也、

一明日小屋入二付、屋根へ御社より祝義被下筈也、餅貳百・三升樽・干肴被下也、

一今度祓川筋之内社領田地其外本所之地へも掛り候樋之木、従先例拝領仕度旨、藪之内惣兵衛・市左衛門より願有之、庄や友之介前以申二付衆評ニ而為致拝領也、

六月

一九日乙亥、晴、今日東寺内町々之年寄来入也、出合輩安芸守・予・伯耆守・肥前守・大膳・筑後・愛染寺也、例之通予此度之頼之義口上二申述ル也、何も得心之旨ニ而存之外首尾能也、大仏組之内伊勢や市郎兵衛・筆屋大和被参被取持也、

一今日は御普請手始二付、普請奉行淡州・筑前・中務・下役人左衛門とも二於愛染寺御饌被下也、坊人共・歩市兵衛相詰ル也、七ツ時分何も気けん能被帰也、

一今日之首尾、則河内屋伝蔵方へも市郎兵衛・大和を頼申遣也、

一十日丙子、晴、今日西寺内之町々年寄方来会也、諸事如昨日、出合輩社務・上神主・予・目代・正禰宜・田中社祝・大膳・氏人方中務・筑後・愛染寺坊人とも・歩役人市郎兵衛も詰ル也、大仏組より松尾清三郎被参呉取持也、凡五十人計被参也、弥首尾能得心也、七ツ時分きけん能被立也、

一今日社中より為使安田大膳ヲ以昨今之様子河内屋伝蔵方へ申遣、先達而苦勞仕被呉候故、昨日今日ともことの外首尾能社中令安悦候旨、先比兩日廻り被呉候謝礼旁申遣也、留主之由故申置被帰也、

一今日正禰宜へ山方之義八日評定之通申達ル也、樋之木拝領之義も申渡ス也、尤山方之事普請方役人四人被除候様ニ申渡ス也、且両寺内へ遣神酒候事申付ル也、

一十一日丁丑、晴、京都両寺内へ遣候礼廻状不来町々へ之口状、且受取書今日より相認也、請取所之書付凡百三十通余、口状四〔通〕〔拾〕通計也、尤前方之通ニ認也、

一十二日戊寅、晴、今日松木入札之者山入仕候二付代銀半銀持参仕也、先比之入銀共二合銀貳貫五十匁八分差上ル也、大仏山科や五兵衛・近江屋甚左衛門・大津や伊兵衛三人参、本人五兵衛兩人請負也、一二三番札之者也、三人申合相仕之由也、則山之仕度之証文取也、如左、

一札之事

一御当山松木五拾本落札、四貫五拾匁八分二申請、只今銀貳貫五拾匁八分差上申候、山仕廻之義、来ル八月十日迄二被仰付奉畏候事、

一山半稷仕候ハ、残銀之義、無滞皆済可仕候事、

一うて木有之候とも、枝葉ニ而も少も申請間敷候事、

一掛り木有之候は御役人様方へ御届ケ申上、御差図ヲ以稷可申候事、

一御山内御法度之趣出入候者迄急度相守らせ可申候事、

右之条々急度相守り可申候、若不埒之義仕候ハ、何時ニ而も山御留可被成候、其時一言之子細申間敷候、為後日仍一札如件、

享保十巳年六月十二日

御役人中様

買主 山科や五兵衛印
請負人 近江や甚左衛門印
同断 大津や伊兵衛印

右之通証文取山内之義委細申渡ス也

一杣之事社之杣平右衛門・金右衛門兩人は兎角雇候様ニ申渡、雇料之事定

而双方存寄可有之候間、其段兩方より折合可致相談、当初袖兩人へも其段此方より申渡し候間、兎角兩人先雇くれ候様ニ申渡候処、社之御雇料之通二仕、兩人とも頼可申旨領掌仕也、則平右衛門・金石衛門をも召寄、右之旨申付ル、難有旨御請申也、

一山入之祝義とて一樽肴三種重箱ニ入山方役人へと申て差出也、此方よりも三升樽・干肴拾枚遣又也、

出合輩社務、予・正目代・正禰宜・祝・中禰宜・田中祝・権目代・氏人中務・愛染寺・尾崎左衛門、銀子吟味仕受取ス也、禰宜・祝方は山方役人故出席、則山内之義禰宜・祝中へ申渡ス也、常介義も召寄申渡也、

先南之谷より始ル也、北之分は松茸過迄差延くれ候様二との願也、とても松茸前取不相仕舞事二候ハ、銀子之義は八月二中皆済歟、糧之義も了簡仕遣也、

今日は大膳・民部兩人之当番二候へ共、民部不快故暫出勤之義相断也、因茲大膳老人常介召連れ山入也、銀子之義は先愛染寺方二預ケ置、明日二而も近江守・伯州兩人へ相渡ス答也、

一十六日壬午、晴、今日七条通鳥丸きしへ屋藤右衛門義寛、常夜燈之石燈籠一基寄進也、御藏と神供所との間二立ル也、愛染寺石燈籠之並束之方二立ル也、

燈明料白銀五百目寄附也、則左之通証文いたし遣也、

印鑑

一稻荷社永代常夜燈之石燈籠一基御寄進二付、夜燈料白銀五百目御寄附謹令受納、至子々孫々迄永々無退転常夜燈明可奉挑之処、仍証文

如件

享保十年

乙巳六月十六日

同断 権預 同 民部印
祈禱所御殿預 羽倉河内守印

河守善兵衛殿

半田新 七殿

右之通相認遣也、右証文当所之事藤右衛門は一向宗故、外へ之遠慮二て石燈籠二も実名計顯シ候二付証文も如此也、爰元二而も表向八唐石や善兵衛・半田新七願上分也、実はきしへ藤右衛門願人也、石屋日用之者ともへも御酒為給也、

一今日出屋敷組并大宮通之残り町へ廻状出ス、坊人持參、七条新地へ八河内屋伝藏方より懇意之相談二而今日内意被申入被與也、一軒未相知二付一兩日中伝藏より聞合、案内次第七条出屋敷組一所二呼答也、

一十七日癸未、晴、今日於本願所正官中令參會、先日山方之上納銀愛染寺方差置候故、中神主方今月御修理方銀子支配之当番近江守方へ相渡ス也、社務・中神主・予・愛染寺立会也、愛染寺方へも先雜用之内へ銀五百め相渡ス、残り壹貫五百五十老刃八分近州方へ被請取也、今日直二伏見屋根やへ銀壹貫め相渡答也、近州・愛染寺共御弘方之惣帳二印形捺シ也、

一今日令相談先頃松本出羽門前二捨置物之事、于今尋二も不来候間、漸三十ヶ日二成候へ八方内二礼いたし候て可然との事、予存寄出羽を社中惣代二可遣旨申談、尤可然との議定也、

一今日公儀より触状来ル、制札之写来ル廿五日迄二可被差出旨也、

一十九日乙酉、晴、今日田中社之屋根葺掛ル也、
一今日七条新地之町々年寄へ回状遣也、回状之文言前々之通也、只三町也、
一今日社頭之義二付産地之御衆中へ御頼申入度義候条

七条河原新地

七条【上ル町】(通)

日上ル町

二之宮町

正面町

右御年寄中

右之通相認遣也、高瀬川端壺丁計八いまた新地之事故、年寄無之由也、

六月十九日

一今晚松本出羽へ申談方内へ之礼之事、明日乍苦勞被相勤候て可然旨申談也、右承諾二而明日被參害也、

一今日於本願所正官中會談、此度松木之買主訴訟之義二付評義也、予不快故不參、趣意は松木買主大仏五郎兵衛事、杣木挽仲間不和二付、此度之山之義色々難渋を申掛、近江木挽をいさせ不申二付難義仕との事也、何とそ社よりも了簡を加呉候様二との願之由也、評定先其通二而被差置由也、

一今日上神主親冬も被參、予雖不快面話、伯家雜掌より上神主・予兩人へ内談之事被申談也、

一今日も六条【地】(寺)内、且京組之産子より掛錢持參也、

一今日伯耆守閑居所へ上神主・予・正祝・愛染寺招請也、

一廿日丙戌、晴、今日嶋原六町之年寄へ廻状遣又也、文言前之通、*中堂寺町之年寄みや田や藤兵衛予・伯耆守近付、前以伯州被談置也、兼而当月晦日神供之節可申談と之事二候へとも、愛染寺願二而廿一日出屋敷之詰二相仕舞申度との事故、則今日之趣手紙二而藤兵衛方へ断申遣、坊人遣也、

一今日も六条寺内より掛錢持參之町一町有之也、

一今日松本出羽方内松尾左兵衛・沢与右衛門へ礼二被參也、左兵衛へは青銅五十疋、与右衛門へ三十疋、則社中と云付札にて出羽名札ハ社中惣代と書て被參也、立札之事も紛失仕候而も不苦義と左兵衛被申由也、右礼

錢御社より出ル、則予方より遣也、

*中堂寺町(下京区)：大宮通の西、松原通と花屋町通の間、葛野郡。村高は「正保村高帳」で八五五石余、「元禄郷帳」で八六三石余、「享保村名帳」で八七七石余。幕府領・寺領・公家領など二六領の相給。東塩小路村と交代で稲荷下社の祭礼復興を担当した。

一廿一日丁亥、晴、今日大宮通之残り町七条出屋敷十九町之年寄中來入也、於愛染寺前々之通饗応、社務・予・目代・正禰宜・祝出會也、今朝予方より達而頼遣、河内や伝蔵も被參取持也、例之通予口上相述べ、各承諾之旨也、坊人とも相詰也、

一今日年寄方會談相濟跡二而山方之義相談也、買主之名代を替、大津や猪兵衛本人へ仕くれ候様二との山方之者共願之由及評定也、本人五兵衛より証文取候上二て依願替候て可然旨申談也、

一廿二日戊子、晴、今日嶋原六町年寄方參也、予ハ依不快罷出、社務・中上神主・目代・正祝・愛染寺出合被申也、河内屋伝蔵も參取持也、坊人とも例之通相詰ル也、右六町之内井筒屋藤兵衛と申仁伯耆守近付故内意頼被申也、是は外之町並と八違各別二寄附いたし被呉候様二被頼也、

一今日伝蔵申云、*西九条出町と申所七八町計有之由、是ハ西九条領之内二而も公儀町之由也、追而吟味之上又々呼候様二相談可有之との事也、

一今日右年寄會之義相濟候跡二而山方之相談有之由也、兎角予罷出候節相談相決可申候との事二て先其通二被差置との事也、松木買主名代を替候ても五兵衛親子之内を山へ入候て、近江木挽入候事いたさせ間敷旨木挽仲間申二付、買主替候之義も不相濟由也、

一今朝松本出羽被參、一昨日方内松尾左兵衛・下雑色沢与右衛門へ被參候処、兩人とも對話二而悦之由也、松尾左兵衛被申ハ、立札之事ハ往還筋之事二候へハ紛失もいたすへき事二候旨挨拶之由也、然はもはや立札をも

取退候て可然也、

一今朝松本筑後祖母清久院死去也、

*西九条：西九条村（下京区・南区）。葛野郡。江戸初期に一部が町場化し、金

換町・三軒替地町・松本町・清水町・伊勢松町となる。村高は「元禄郷帳」「享

保村名帳」で一三二七石余、支配は「享保村名帳」では幕府領・東寺領・太子

堂領・遍照心院（大通寺）領・市屋道場（金光寺）領・慶松庵領・雑色五十嵐

氏知行地・同松村氏知行地。社寺には太神宮寺・稻荷神社旅所・知恩院末福田

寺・同寺末西福寺・万福寺末長建寺がある。

一廿三日己丑、晴、今日於本願所正官中寄会、下中上神主・予・目代・愛

染寺、山方之義也、兎角予方より*中井主水方へ内意為尋候て可然との

事二而、主水方法度之訳聞合二遣答也、扱九条五ヶ村へ坊人順意ヲ以催促

へ遣答也、

*中井主水：中井正豊。京都大工頭、五〇〇石四〇人扶持。享保二十年卒。

一廿四日庚寅、晴、坊人順意ヲ以九条五ヶ村へ遣、東九条田中源右衛門方

へも段々預世話候故、社中より手紙遣酒三升送ル也、東寺堤源右衛門方

へ順意参候処、甚不埒之返事也、ことの外困窮之節其上神輿損し申候二

付、此義取掛り候故、何とも当分寄附之義難仕との事也、寄町廿五町程

有之由、此分は山より直二頼遣候て可然候旨申之由也、西九条村*岩崎

尉右衛門へ遣候処、是も無疎意存候へとも、いまたはか／＼敷無之由申

也、領境町付之事順意とくと聞届、書付取帰ル也、是而相談之上直二山

より可申遣者也、不動堂は唯一町計也、此義は心得候旨也、余村役人は

皆他出之由也、

一今日中井主水方へ岡崎数馬ヲ以木挽仲間掟之義尋へ遣也、兎角山城一國

へ八他國之木挽不入答之掟也、然とも木挽仲間相對之上主水方へ不知二

働事ハ不構との事也、何事二而も指支之事出来、表向二成候ては近江木挽

を遣候事ハ法度之由也、

*岩崎尉右衛門：西九条村の庄屋。

一廿五日辛卯、今日御奉行所松平伊賀殿制札之写持参、大膳也、

一廿六日壬辰、晴、今日愛染寺方三而正官中会談、山方之事也、予は今朝愛

染寺二示談、存寄之趣申聞、中井主水方之様子も申談置候故不及出席

名代、二権預罷出ル也、下中神主・目代・愛染寺・民部出座也、松木買主

五兵衛参候て申候趣は内証二而詫ヲ入、埒明候様二仕候由申二付、然は弥

其通二候事、近々より山内形付候様二仕候へと被申渡候由也、

一廿七日癸巳、晴、今日公儀より御触有、*女一宮薨去二付廿八日迄三

日之内鳴物停止之旨也、

*女一宮：後光明天皇女一宮一品孝子内親王。二十六日准三宮宣下、礼成門院と

称す。同日薨去、七十六歳。

一廿八日甲午、晴、今朝五ツ時権目代嫡子熊丸六才二而病死、絶言語事也、

昨夜半比より急病差発様々療治手を尽し候へ共不及素力相果畢、無是非

次第也、

一今日月次之大麻献上之処、今日は廢朝二候条来朔日差上候様との事二而、

中神主より不被献之旨也、

一廿九日乙未、今日例之通大祓之神供松本筑後より調進也、儀式等如例、

目代父子不参、昨日之依凶事也、

一今日目代家御膳仕祝義於当家相勤遣也、家内無正体取込候御故、

一今日藤森社へ寄附三貫文遣、神人五臈尾崎隼人二下番人差添遣也、四方

役人ともよりの請取来、甚難心得仕方也、

(共紙表紙)

「享保十年歳次

家記二冊之内 下

乙巳七月朔日 正預 信名(花押)

享保十年歳次乙巳七月ヨリノ記

七月

一朔日丙申、晴、今朝之神供目代家ヨリ調進、儀式等例、^(如脱)尤依不幸目代父子不参、

一五日庚子、晴、今日於下神主亭花揃也、祝義二可致参会旨再三申来、予不快故不参也、

一六日辛丑、晴、今日伯家江七夕之花献上二付、歩役之者へ白米式合下行之、正官五人より出之也、

一七月六日、今日明七夕之神供物とも相調也、素餅等相調ル也、
一今日於中神主方正官中・愛染寺会谈有之也、書ハ有御修理之記、

一七日壬寅、晴、今朝之神饗如何例当家より調進、辰ノ刻儀式等如例、殿上之式同断、当家ニ而之祝式同断、今日より正官五人瓜・茄子・さくけ等喰之也、

一今日御諸司御奉行所へ之出礼、安田大膳被勤之也、

一八日癸卯、晴、今日鳴物停止之触来、昨七日より明九日迄三日之間也、大セウ寺之宮御他界故也、

一九日甲辰、晴、今日松茸之掛松葉仕也、夜前月番より案内触有之、正官五人・愛染寺より繩一把宛・下部者人宛出之也、山役人尉右衛門・友之

介出ル也、当年は尉右衛門病氣故不出由也、

一十日乙巳、晴、今日拝殿之普請先相仕舞ス也、盆前二仕舞、今日切二仕也、

一今日坊人ともへ鳥目拾五貫文被下、此度之骨折料也、愛染寺へ渡し、愛染寺より配分仕也、礼二来、

一十一日丙午、晴、今日河内屋伝蔵方へ御社より晒式疋・五升樽・鯖五刺被遣、社中より之為使権預ヲ遣也、難在拝領仕旨也、

一十二日丁未、晴、今日普請方役人四人と下役左衛門へ祝義被下、御修理方相月番目代家故正官中寄会相渡ス也、四人之衆へ八銀沓枚、左衛門二

八鳥目五百疋、扱日用方頭取仁兵衛鳥目五百文、且下番人へも三百文つゝ被下也、屋根や角太夫俵普請小屋ニ而小遣召遣二二付鳥目五百文被下也、

一十三日戊申、晴、今日山方支配人衆へ御祝義被下、則於当家予相渡ス、五人立会ニ不及也、正禰・祝兩人呼二遣、則祝物相渡ス、方金百疋宛被

下也、三河守・肥前守・出羽・沓岐・大膳・民部・筑後、右七人へ被下之也、右かねく之心付共予了簡之通無滞相濟令満悦者也、

一今日下神方より大膳ヲ以相談申来、明十四日月次之御祈祷触相回し候御祈祷所之事拝殿は普請最中二候へハ、神供所ニて相構可申哉と存候旨

いかゝとの事也、弥其通可然と存候ハ、廻状へも其旨可相触之間及相談之旨申来は、可然存候旨申答之也、

一十四日己酉、晴、今日下神主より御祈祷触有之、御倉所ニ而相構候旨被相触也、

一十六日辛亥、晴、今日月次之御祈祷二參勤、於神供所之中間被相構、御祈祷執行仕也、

一十七日〔雨〕(壬)子、雨、巳ノ刻ヨリ晴、今日、西九条寄町・東寺寄町へ坊人順意ヲ遣、先西九条庄屋岩崎尉右衛門・東寺役人堤源右衛門方へ

案内申遣也、寄町之義弥此方より寄附之義頼入候条、左様二被相心得候様二との旨申遣也、

七月

一十九日甲寅、晴、今日河内屋伝蔵方へ人遣、西九条・東寺寄町へ之案内之事、其元勝手次第二參給候様二申遣候処、取込候事有之由二而盆前之礼二も未被參旨断也、一兩日中二參面上二可申談之旨也、

一廿日乙卯、晴、今日河内屋伝蔵来入、先盆前之礼二參候由也、扱予対顔

之上談曰、東寺・九条寄町之事、東寺之義は大通寺門前等入組之事有之候、西九条出町八町は案内二參二不及、其頭町ノ年寄へとくと申談候処、

残り町々へも案内申通、もはや廻状之義今やく相待居申候程之首尾之旨也、坊人方老人被遣候て可然旨被申二付、然は明廿一日坊人とも一人

可差遣候間、其元隙入候ハ、何とそ外人成とも被差添其元ノ代二差遣給候様二相頼也、承諾之旨二て、明日坊人差遣、廿三日比廻状遣答也、

一今晚愛染寺二明日坊人願意東寺九条寄町へ可被遣旨申遣也、

一廿一日丙辰、晴、今日、東寺九条へ坊人願意ヲ遣、河内屋伝蔵方よりも伝蔵代り二町内之仁被差添遣也、不殘案内二廻り候処、何も得心、招請

之節可參旨申由也、大通寺門前五町は三十年計已前、公儀より被申付、*六孫王社之産子二成候由也、因茲得心不仕候へ共順（念）口段々申解二て、先

庄や參得心之様子也、右町々は請之坊人無之、愛染寺直二札場之由故差極候坊人無之旨也、今朝若坊人とも兩人可參旨申參候二付、愛染寺へ申

達老分之者被遣候て可然、殊伝蔵も不參候へは願意二參候様二可被申付旨申遣、因茲願意參也、

*六孫王社：八条町（南区）に鎮座、六孫王經基（清和源氏祖）を祀る神社。この辺りに貞純親王・經基父子の桃園邸があり、十世紀中期、經基死後に子息満仲が父をこの地に葬り一社を建立したと伝える。十三世紀には源実朝夫人が亡

夫の菩提を弔い遍照心院（大通寺）を建立、その鎮守となった。のち火災や応仁の乱で荒廃したが、元禄十五年（一七〇二）幕府の援助により再興、本殿以下を造営。宝永四年（一七〇七）神輿一式と御旅所などを整備。「京西八条遍照心院惣代多門院、六孫王社御造営を謝し奉る」（『徳川実紀』享保十年六月一日条）。

七月

一廿三日戊午、晴、今日東寺九条之寄町へ廻状出之、坊人持參仕也、

追而、御来入之節神酒一獻進申度候、以上、

今度社頭之義二付産地之御衆中江御頼申入度義御座候条、来ル廿六日午ノ刻時分愛染寺方江御来入可被下候、乍御苦勞頼存候、為其以廻状

申入候、以上

七月廿三日

稻荷 社司中

次第不同

西九条境内町

東寺寄町

上夷町

下夷町

戒光寺町

古御旅町

八条坊門中之町

清水町

下麴や町

八条坊門町

東垣か内町

西垣か内町

塩屋町

大黒町

石橋町

中之町

慶戒町

塔之角町

塔之角出在家町

四ツ塚東町

同にし町

右御町々 御年寄中

追而——

一同文言三而

七月廿三日

次第不同

大通寺門前境内五町

八条町

五反田町

寺之前町

匣町

八条出在家町

右御町々

庄や太右衛門殿

御年寄中

稻荷 社司中

右五町は庄屋太右衛門支配ニ而、諸事太右衛門差図次第之由故、廻状へも如此書載也、此五町は六孫王社之産子ニ成候由ニ而、表向は寄附之義同心

不仕之趣也、然共元来当社之産地故、寄附之義志之だけは寄進可仕旨也、

一廿四日己未、晴、今日目代家ニ而盆前御社御普請方之惣勘定也、正官五人・愛染寺立会也、予口中氣故不罷出也、

一廿五日庚申、晴、今日社領庄や友之介之外、庄や年寄とも来ル、明廿六

日雨乞仕候、例之通山内樋ノ水へ入込申候故御断申上候との事也、月番

社務へも可為届旨申渡ス也、

一今日ヨリ拜殿之屋根ニ取掛ル也、盆後之始り也、

一廿六日辛酉、晴、今日東寺九条之境内町之年寄方愛染寺へ来入、例之通

於本願所饗応也、予先月廿七日より口中痛、此節別而差重り平臥之体故

不参、出会之輩上神主・目代・正禰宜・氏人中務・愛染寺、河内屋伝蔵

も取持ニ参ル也、坊人とも、相詰ル、諸事前方之通御修理之義ニ付寄附

之事頼入度旨被申談候処、町々之年能得心仕候由也、大通寺門前五町之

義は今朝断状差越候由也、先年公儀より被仰付六孫王社之産子へ成候故

表向相憚、今日も得不参候由、然共寄附之義は志次第二仕、何とぞ寄進

可仕旨申越候由也、

一今日当村百姓町人共雨乞仕也、神前へも神酒一樽献上仕也、則予方より

直ニ其樽庄や年寄之中へ頂戴仕候へと申遣之也、難在旨礼へ来ル也、

一廿七日壬戌、雨降、巳ノ刻過より晴、陰晴不決、昨日之晴天夜中ニ陰天

と成、今朝之雨不測之義也、雨乞之奇瑞歟、村中之者共感悦仕也、

一廿八日癸亥、晴、今日此間来入之町々又不来町々へ神酒送、前々之通口

状・廻状等遣也、坊人とも参、予不快故右之廻状・口状請取之月日付之

書付愛染寺方ニて被認被遣也、尤予方より前々之留書遣之也、首尾能樽

も納恭悦仕候由也、匣町庄屋太右衛門遣候也、

一晦日乙丑、晴、今日村方庄屋年寄共参り、雨乞之奇瑞有之、難在奉存候旨ニ而神前ニ而若者共躍催度かり申候、年寄とも之義は今日樋ノ水へ御礼ノ神酒捧申候、若者とも八馬場前ニ而躍を仕度と願候、如何可仕哉窺候との事也、御普請之節故樓門之内ニ而火之元之義氣遣遠慮も候故不罷成候、馬場前ニて八不苦事ニ候間、猶月番へも相窺候様ニと申渡又也、

一今日生松木入札之者上納銀壹貫め持参仕也、残テ壹貫め八月中比迄相待くれ候様ニとの願也、其通令許容壹貫め受取也、則於本願所権預・権目代・愛染寺立会受取也、

八月

一朔日丙寅、晴、今朝之神供例之通松本出羽高道方より調進、儀式等如例、

一今日御諸司・兩御奉行所へ之礼、奉射当やより被相勤也、(論脱)勿兩御奉行所へ八例之通青銅五十疋宛相上ル也、信舎被勤之也、例之通神人方一人・歩役者人申付ル、歩料も出之也、

一伏見郡代へ之礼権預相勤ル也、神人方歩役人之事同断、神人方は無用之者共此方迄召寄、直ニ返し候て不召連也、人足も同事、歩料八遣之ヌ也、

一六日辛未、晴、今日五条間屋町河内屋伝蔵方へ祈禱之札箱遣、裏書社中と書也、正官五人ヨリ添状遣、則親夏方より世話いたし被遣也、右は先月伝蔵横難之義出来之様子有之二付、急正道之筋目神力ヲ以相通候様ニ、於神前祈禱仕くれ候様ニと願二付、伝蔵事今度御修理之義ニ付各別之御奉公働有之故、社中ニも疎略難成故、八朔神供之節則社中於神殿横難解除之祈禱相勤也、先月廿九日より之願故昨五日迄ニて一七ヶ日相満二付今日札遣也、

一七日壬申、晴、今日藪之内之道作也、社中藪之内之百姓共より老人宛人を出入也、橋木杭木二山之打松木二三本遣之也、則庄屋藪之内之者とも

願二付遣之也、尤中食ニ壹文餅百・酒ニ升御社より被下也、

一今日河内屋伝蔵方より昨日之礼ニ名代市郎兵衛と申仁来ル也、正官五人へ口状之礼書持参也、

一十六日辛巳、晴、今日如例月次御祈禱執行、当家月番也、拜殿之修覆未仕舞故於神供所設之也、

一廿一日丙戌、雨降、今晚山留ニ而社中地下とも山札とも月番中神主方へ被請取也、今朝被相触也、

一廿二日丁亥、陰天、午ノ刻ヨリ雨降、今日松尾左兵衛方より予方へ手紙来ル、当四月松木見分之節新軒与力木村勝右衛門被頼候櫛之木、松茸時分ニ被成前二何とそ為堀呉候様ニとの催促也、一兩日中可差遣旨返答申遣也、

一廿三日戊子、陰天、今日山ノ口立札為立也、予幸櫛を為堀候序ニ下番人兩人召連行也、奥之札は重而為立筈也、先口之分之板札立之也、

今日二条与力へ遣候櫛・小松為堀也、下番人兩人と予下人と召連為堀之也、櫛三十本余・小松拾本、右小松は草間五右衛門より所望、松かさも為拾遣也、

一廿四日己丑、晴、今日二条東組新軒与力草間五右衛門・木村勝右衛門へ櫛・小松為持遣也、手紙相添遣也、門前松尾六兵衛社より之雇二いたし、予下人老人と兩人ニ為持遣也、

一廿五日庚寅、晴、時々小雨降、今日月番より北之馬場筋道作之触有之也、明日より道筋土持又筈也、

一廿六日辛卯、晴、今日北之馬場筋道作也、社中之下部老人宛茶屋共不殘坊人とも六人、掃除人兩人も出ル也、昼食御社より被下、鎰屋吉兵衛方ニ罷仕出也、山之松木十二本為切胴木ニ為居也、祓川之川筋埋有之候故、此土を為揚川筋も序ニ直又也、道之北端二溝を為堀中程より東ノ水は東

へ流入す也、一兩日も掛ル積也、

一今日庄屋友之助来ル、*国高役銀昨日京都吉野や惣左衛門方へ相渡し候二付、其請取持参仕也、月番中神主方へ可参旨申付ル、

一今日友之助へ申渡し、祓川筋土を揚川筋さらえさせ候二付、何とそ百姓中よりも一日手伝くれ間敷哉頼、百姓共不殘助くれ候様庄や・年寄共へ相談仕見可申候旨申渡也、

*国高役銀…木津川・桂川・賀茂川・宇治川・神崎中津川・淀川・大和川の国役普請にかかる臨時課税。畿内では享保六年以降、これらの川の大規模な普請の費用を、一割を幕府が出し、九割を国々の村々に割り当てた。

一廿七日壬辰、晴、今日も社中茶屋共・勸進坊共より人歩一人宛出之、祓川筋道作り也、中食御社より被下也、

一今日奉行所へ国掛り高役銀之納請取差出ス也、正官五人之連判ニ而例之通相認遣、月番神主方より安田大膳を被頼被遣也、差上ル書付如左、

覚

稻荷社領

山城国紀伊郡

一高百六石八斗九升六合五才

稻荷村

高銀三拾三匁五分六厘五毛

但シ、百石二付三拾老匁四分宛

右は此度山城木津川・桂川・賀茂川・宇治川・神崎中津川・撰津河内淀川・大和川筋御普請二付、山城国高役銀書面之通社領村々取立之、芳野屋惣左衛門方相納候、以上、

目代 羽倉伯耆守印

御殿預 羽倉河内守印

享保十年八月廿七日

上神主 安田備後守印

御勘定所

中神主 大西近江守印

下神主 安田安芸守印

右之通惣左衛門方より之請取書相添差出ス也、

廿七日

一今晚中神主亭ニ而正官五人・愛染寺相談有之也、来月十日より廿日迄之内は寄附銭受取之義へ正官中若輩無解怠本願所へ相詰可申候へとも、其外之日は不詰合節立空之輩無之候而は如何二候間、朔日より十日・廿一日より晦日迄ハ幸普請奉行四人之衆中当番之日付、印判持参いたされ、掛銭持参之方候ハ、本願所へ立合被申候様ニとの事、

扱本願所ニ差置候仕人之事、九月中ハ両鑑や・竹や三人之者共順々ニ一人宛下袴を着相詰可申候、其代ニ其当番之者之方より神酒并其日之当番之役人之中食を仕出し可申候旨、鑑や吉兵衛を召寄申付ル、畏候旨領掌仕也、朔日よりハ掛銭持参之方へ神酒為頂戴候筈也、此酒則三軒之茶やとも方より入候様ニ仕筈也、尤其日相詰メ社中之中飯仕出しも三軒より順番ニ当番之者之方より仕出ス也、

一九月中比迄ニハ拜殿之屋根等相仕舞可申候へハ、其跡之普請之事并天・大黒両堂を冬中ニいたさせ候て可然、楼門ハ中之冬中ニは出来申間敷候へハ、板拵仕置、来春早々取掛り候様ニとの極也、

一例年宗門帳之事、去々年迄方内へ差出し一臈神人持参候処、二三年此方御役所へ直ニ差上候、方内へハ雜紙ニ而留帳遣之事故、只今一臈神人持参仕候へとも、此義相止候て可然旨相談之処、右持参之義ニ付下行鳥目二十疋被下候二付、神人一臈雜紙之留帳ニ而も先格之通持参仕度旨願之趣故、所詮社中境内之印形迄一老取二廻り候、骨折も有之間、此義は了簡いたし、其通ニ仕候て可然旨相談決也、

一例年松茸献上之節、諸役人之内神人方雜使松茸持とり候、歩人足二当り候へハ御社より鳥目百錢被下候事、是松本主水為利時分如是不分明之義被定置事也、今以被下物相止候事も難成候へハ、所詮此義は其歩役ニ当

り候て山之番と差替候て、こくち何程へたゞり候とも其日之山番二当り候百姓と入替候て可然、毎年五六百文宛御社之無益不分明之物入有之事故、今年より庄屋尉右衛門江申渡し、此歩役之事右之通二差替候様二可仕旨申渡又筈也、

一帯刀町百姓与左衛門義老衰仕候二付、村方役義勤り兼候故、山札之事東福寺井戸ノ町二居申候弟作兵衛ハ山札譲り申度、村役等も相勤させ申度旨、尾崎外記家来故、外記月番迄願之二付、則中神主披露也、何も不苦義に評定相極也、尤其節作兵衛より一札為取申筈也、

一田中社旧地之社今度修理二付、塗方之事京都三条通東洞院東へ入谷久右衛門と申町人、元来大坂より之出見世ニ而葉種其外米類商候町人歟、右塗方之事今度寄進任也、因茲右之丹ことの外見事ニ而本朱塗之様二相見へ候二付、重而社頭屋形等塗候節右之丹所望之義相談いたし候て可然との事也、追而左衛門ニ而も差遣、様子可相尋筈二令相談也、

一奉物帳折本之事、表紙ハ倭錦ニ而紙は鳥の子紙歟木漉之厚紙類ニ而三百折程二仕、銀経引ニいたし候て可然、表紙裏ハ金薄置可然、則愛染寺方より尋二遣筈也、

一廿八日癸巳、晴、今日祓川筋普請二頼百姓共不残出ル也、山内より五間之伏木出さす也、百姓とも出ス也、祓川之土砂悉揚也、置土等も少々仕也、中食御社より被下、鎰や吉兵衛方ニ而申付ル、今日迄二大方百人計之仕出し也、老人前四分宛二相定ル也、百姓中ことの外せい出し候故、酒五升中食後二出之也、ことの外難在かる也、

一今日月次御祈禱之大麻献上、予月番故権預持参仕也、今日も寄附錢持参之町有之故、予・愛染寺立合受取也、

八月

一廿九日甲午、晴、今日祓川之道筋置土持之人足御前之町より上三町之者とも寄進二罷出ル也、尤屋並ニ而八無之、志之次第二出ル也、中食之義は達而断申二付御社より不被下也、

九月

一朔日乙未、雨、今日之神供例之通当家より調進、儀式等如例、

一今日より本願所二掛錢持参之方有之節八四人之普請奉行当番之方立合被請取也、両鎰や・竹や三人之者共順番二本願所へ相詰、御用承之筈也、

一三日丁酉、晴、今日当社産地之町々掛錢之義二付廻状出、坊人持参候、

一四日戊戌、陰天雨降、今日公儀より触状来ル、御社司牧野佐渡守公御下知状制札被出候間、来ル六日・七日両日之内東御役所へ寺社方之輩可罷出旨也、

一六日庚子、陰天雨降、今日松茸之番小屋掛ル也、昨夕月番より社中地下へ被触之、社中よりは縄一把・薙一枚宛下部持参為仕也、

一今日御諸司ニ松茸之牙切之注進ニ権預罷出ル、御用人三好八郎右衛門へ申達ル也、尤兩御役所へも御届申也、

一今日制札受取ニ安田大膳被参、下番人一人持人二被召連、尤渋紙細引繩用意也、一人ニ而八ことの外不都合之様子ニ候由也、重而可相心得事也、

東御役所ニ而証文方被渡之也、尤御諸司へも御届、御札相兼被参也、

一今日*上杉弾正大弼殿京都屋敷へ権預参、今度米沢領内蔵王堂稻荷社勸請之義頼来也、因茲去月廿九日より執行、潔斎ニ入、御靈物為封本式之通ニ為認遣之也、尤御靈箱ニハ注連を引、外箱ニはさなたの紐を付ル、安鎮之証状も相添遣、

正一位稻荷大明神安鎮之事——書出ス也、是家伝也、当社之神位正

一位と申事証記不分明候へとも或記二天下ノ諸社へ正一位を被授之記有之ヲ以為証、尤当社より末々之社等二も正一位之神階有之上は於社は可為勿論之事也、則留守居草間正左衛門へ直談ノ御璽等相渡、幣料白銀五枚寄附也、権預狩衣二烏帽子を着入、安鎮之御璽物奉持故、大門為開候由也、

*上杉弾正大弼：上杉宗憲、出羽米沢藩主、一五万石。「京都役所方覚書」(京都町触集成 別巻一)によれば上杉家の京都屋敷は、「買得」で堺町通三条下町にあり、表口一二間余、裏行一七間余であつた。

一七日辛丑、晴、今日制札之写板伏見材木や茨木七左衛門方申遣候処挽板無之、其上節句前は鬧敷候故出来兼候由二而断申越也、因茲大工権大夫江申付、京都二而致吟味筈也、月番上神主二候処何之無沙汰、下神主方より月番代々懸引可被申付候処、無何之沙汰二付、目代予方々僉議仕候へとも板之挽合無之也、

一八日壬寅、晴、今日制札之板大工権大夫方京都木やとも致吟味候処、挽合之板無之旨午ノ刻時分大工方より断申越、伯耆守へ示談候処、伏見二而は節句前は難相調との事也、明九日早天大工権大夫へ今一応京都之木やとも致吟味候様二申付ル也、月番下神主方より近比無沙汰仕方也、

一今日明日は拜殿之普請止ル也、

一九日癸卯、雨降、今日之神供上神主ヨリ調進、儀式等如例、制札板之事京都二も無之故、伏見茨木やへ申付、十一日迄二挽立ル筈也、

一今日御諸司御奉行所へ之礼安田大膳被相勤也、

二十日甲辰、雨降、今日ヨリ本願所江産子中寄附錢持参、請取二正官之輩勝手次第二見舞、安田大膳・民部兩人ハ極而相詰也、正官五人より下部老人宛順々二出之也、尤三軒之茶やとも順々二相詰ル也、本願所二立会候輩之中食右三軒之者共より仕出之、但焼たうふ二香物二菜之定也、

一今日奉納之折本之表紙四条松屋権左衛門方より取寄ル也、今織紅地之錦也、長巻尺三寸、幅二尺二寸、代銀廿四匁也、明神之御用故ことの外下直之旨申越也、則愛染寺方へ遣、経師方へ渡入也、

一十一日乙巳、晴、今日ヨリ山之番始ル也、今日山内松茸見分二予相廻ル、山役*外記召連、扱喜左衛門・五左衛門・久左衛門三人之庄や方山廻番之事、前々より山之番不仕候へとも去年より申付、平生之廻番も折々心掛、順々二相廻ル筈也、因茲松茸番之事も昼之内三人は順番二山内惣くるりを老人宛廻可申候、其代二山之番之義は只今迄不仕事二候へハ、今新法二もいかゝ二候間申付間敷、只昼之内相廻り候様二申渡入也、三人とも品能申付故ことの外快領掌仕也、則今日喜左衛門呼寄候て申渡し、直二召連、予・外記・喜左衛門三人山内遂吟味候処、牙切茸凡三百本計ハ相見ル也、

*外記：尾崎外記。稻荷社の神人、山役。

一十二日丙午、晴、今日制札板出来故、則正禰宜公広能書故写被書之也、大工権大夫へ申付制札立替ル、目代信元出合差図、予不快不罷出也、月番上神主二候へとも一向無世話、下神主方より月番代可被致世話之処、無情之事共也、右制札本札之板は御蔵へ納置、右只今迄立置候札も前々より悉御蔵へ納置也、右写之古板は何ら御社用之箱類二而も用可然事也、串木は材木小屋へ入置、御用之節何二而も用二立候義二用之也、

板之長サケスリ立式尺三寸・幅巻尺八寸、尤一枚板也、上二雨除之サン木ヲ打、形は将棋之駒形也、串木八寸角也、

九月

一十六日庚戌、晴、今日御諸司へ松茸一番取之注進二伺公、予十八日より廿日迄之内可然候旨申入候処、御諸司二は *法皇様修学寺御幸之供奉二而御留主、御用人三好八郎右衛門へ対談、山内之様子申入処、十八日

天氣次第御取可被成旨也、則月番へも申達社中地下へも加番事等申触也、

一今日御奉行所東御役所へ宗旨改帳持參之処、吟味之事有之、不納也、

一今朝御奉行所より*御触有之、法皇様御幸二付火之用心之事也、

*法皇様修学寺御幸：靈元法皇（二六五四—一七三二）の修学寺（現修学院離宮）

御幸。

*『京都町触集成』一六一九

明十六日 一法皇御所御幸二候間、火之元之儀、町々裏借屋迄随分念入

候様二、洛中洛外へ可相触者也

巳九月十五日

一十七日辛亥、晴、今日昼より山内加番申付ル也、社中地下へも例之通明

日一番取之旨申触也、掛松葉おろし、赤葉大束二荷・青葉一荷拵置也、

歩役市兵衛勤之也、山内惣廻り吟味いたさす也、谷刻等若衆中奇被仕也、

明日差出又書付等相認置也、

一十八日壬子、晴、朝之間曇天、今日松茸一番取也、為奉行御諸司与力田

中権兵衛・同心野原杣右衛門・舟橋十蔵・加納十次郎・御直衆川口四平・

下目付佐谷代右衛門被參、松葉三荷、先達而登又卒領之下役人は不參也、

松茸例之通社中諸役人・地下人足不残出、取立差上ル員数つほミ五百廿

本、ひらき式百六十五本、二また茸十七本、都合八百拾壹本也、今年は

二また茸別二書付遣也、差上ルも別二手籠二入れル也、出合社中安芸守・

予・伯耆守・肥前守・大膳・民部・筑前・中務・筑後・伊織也、諸役人・

庄やとも不残出ル也、山役尉右衛門八病氣故、勝手迄相詰人足之世話等

申付ル也、巳ノ刻時分諸事首尾能相濟奉行之輩被帰也、例之通鳥居前迄

送出、跡二而之祝儀等如例、

一例之通雜茸戻ル、社中家数二割拜領也、上神主は他所二候へとも拜領也、

此方之隠居弁スル家数十四軒二割也、本分故神人方・社役人・庄や方へ

八不遣也、二番取二は可遣事也、

一十九日癸丑、晴、今日御諸司へ昨日之御礼二參、与力へも參也、

一廿一日乙卯、晴、今日宗旨帳差上ル、当年はことの外六ヶ敷也、今日切

之処中神主失念、予昨日存出し、大膳へ申談、夜前夜中二被認也、

一廿四日戊午、晴、今日御諸司へ二番松茸取之注進二権預伺公入、御用人

三好八郎右衛門へ対談、山内之様子申入之処、明後廿六日二番取可有之

旨被申渡也、

一今日社中山役之者共へ、明後廿六日松茸二番取之旨申触也、

一廿五日己未、晴、今日松茸加番申付、社中より一人・百姓式人、丸山二

入ル也、今日社中山役之者へ明日松茸二番取之旨申触、早天二可罷出旨

地下中へも為触也、社中へも上分之輩不出方下人一人宛可被差出旨申触

也、松葉等用意仕也、今度は青松葉二荷、赤葉一荷也、若衆中山内点検

二被參也、山役尾崎外記・三人之庄屋共も今日山内廻ル也、

一今日神人一藤帶刀召寄、向後松茸持參人足二被指候神人方雜使惣兵衛共

二御社之松茸取二二日宛可罷出候、御社より松茸持參人足之料、百文宛

被下之事、近代之例近比以不埒之事二候へとも、三十四年も御社より被

下二來候事二候へハ、今以相止候ハ、神人方難義可仕候間、其代二五日

之内御社用茸取られ候節、一日宛日用可差出旨申渡又也、畏候旨領掌仕

也、

今日松尾左兵衛方へ遣、雜紙之宗門改帳判形取廻ル也、

一廿六日庚申、晴、今日松茸二番取也、為奉行御諸司与力羽太助二郎・同

心向坂与平次・三宅文次郎・中村藤二郎・目付小谷久内・下田茂兵衛被

參也、都合松茸五百十式本差上ル也、内つほミ式百七十本、ひらき式百

廿本、また茸十式本、儀式等如例、出合社中安芸守・備後守・予・伯耆

守・大膳・民部・筑前・中務・内蔵之丞・伊織、神人方、庄や外記、残

四人之者共も出ル也、尉右衛門八台所迄參詰人足之世話仕也、巳ノ刻過首尾能相濟被歸也、例之通鳥居迄送出ル、如何間違之義有之て歟、与力之馬不參故歩ニ而被歸也、跡ニて例之通祝義有之也、

一社用茸とも取立二例之通社中より不殘人足出ル、尤若衆中被出也、上分之輩出ル家より八下人不出也、三人之庄やも御社へ之御奉公ニ出ル也、

一松茸之人足歸ル、雜茸下ル也、社中・神人方・諸役人・庄や共へも二三本宛配分仕ス也、

御諸司御用人中より予方手紙来ル、如左、

其山松茸御用相濟候間、跡山之儀社家中勝手次第被致候様、佐渡守被申候、以上、

九月廿六日

羽倉河内守様

三好八郎右衛門

寺井三右衛門

右之通切紙ニ而申来ル也、因茲山之番人引取也、

一廿七日辛酉、晴、今日御諸司へ昨日之御礼ニ、権預民部伺公、跡山拝領茸等之御礼も口上ニ申上ル也、与力へも行也、

一今日御兩奉行所へ松茸三拾本宛差上ル、与力方へも例之通送之也、今年ことの外払底故、今日先与力方六人・松尾左兵衛へと計十五本つゝ遣也、

内西組深谷平左衛門八、今日隱居願相濟候由故被戻也、兩御役所之公事方・新軒方以上十二人へ送也、正官五人・愛染寺より例之通人足出ル也、

一今日伯殿ニも松茸上ル也、拾五本也、則民部持參仕也、

十月

一朔日乙丑、晴曇不決、今日之神供如例当家ヨリ調進、儀式等如例、

今晚庄屋西村尉右衛門方より令註進、村方へ八方内より触状来由、来ル

五日御諸司伏見御奉行所北条遠江守殿へ御出之由ニ而、御出之路次は西海

道・竹田通、御歸路伏見海道御通被遊候由令告知之也、

一二日丙寅、晴、今晚方内より触状来、如左、

口上

一寺社方頂戴之、御朱印并御免許御下知状等之写御認被成、当月十日迄二西御役所御勘定方江御差上可被成候、

一右写何通差上、外二何にても頂戴之御書付所持否旨、別紙二御認御印形被成御持可被成候、

右之通私共より申進候様ニ被仰渡、如此ニ御座候、以上、

巳十月朔日

松尾左兵衛印

右之通来ル也、

一今日より鳥居筋・両馬場其外社辺之掃除申付ル也、

一三日丁卯、晴、今日公儀より触状来、別ニ留置也、

今日正官中・愛染寺へ明日掃除下部一人宛可被差出旨申触也、茶屋共日勸進之者へも申付ル、

一四日戊辰、晴、今日社辺之掃除仕ル也、正官五人本願より下部老人つゝ、坊人共六人、茶屋共不殘御社掃除人とも罷出ル也、

普請方役人当番之仁下知被仕候様ニ申渡又也、則安田淡州・下役左衛門兩人下知被仕也、

一今日御普請方之義ニ付、産子中町々之吟味之義旁ニ付於本願所衆会之筈二候処、明後六日、御朱印写之義ニ正官立会候筈故、其節一所ニ相談可有之との事ニて明後日迄差延へ也、御朱印写之紙ハ中鷹紙ニ仕替也、

一六日庚午、晴、今日正官五人下神主方へ寄会、御朱印箱之封切、御朱印之写也、御当代之御朱印、当御代迄六通写也、尤耆通々々となた様之御朱印之写と小張札押也、

一今日、本願所ニ而正官五人・普請方役人中寄合、相談当九月迄之寄錢とも

之勘定、又御修理之仕方等相談也、先当年霜月中ニ仕舞、来春初午過より取掛ル筈也、当九月迄之寄銭凡六百貫文程相集ル也、拜殿仕舞候ニ付、弁才天・大黒両堂之屋根ニ取掛ル也、

一五条御願堂を始、其外六条裏寺町町之道端へも、産地之分は不残寄附之義河内や伝藏廻被與筈也、社中より使として下役人之内一人指添筈也、九条五ヶ村へも廻状出ス筈也、

一山之義大仏買主願候ニ付、勝手次第松木こなしニ取掛り候様ニ申付ル筈也、

一八日壬申、陰天、時々時雨降、未ノ刻より晴、今日西御役所へ御朱印之写予持参仕也、別ニ書付相添如左、

覚

此度写差上候、御朱印六通之外、頂戴之御書付等無御座候、以^{（止座）}

目代

羽倉伯耆守判

享保十巳年十月

羽倉河内守判

安田備後守判

大西近江守判

下社神主

安田安芸守判

御奉行所

右之通相認、外ニ御朱印之目録一通令持参仕、勘定方与力下田忠八へ相渡ス也、

十月

一九日癸酉、晴、今晚方内より明日在京目付衆巡見之旨申来ル也、

二十日甲戌、晴、今日*百日目付巡見也、大西近江守・安田大膳・民部案

内へ罷出ル、*稲葉修理・*馬場三郎左衛門御兩人御巡見也、

一今日御奉行所へ之届へ安田大膳頼遣也、当家用番なれとも*北小路江藏

人・*同院^{子息}藏人入、中将棋相催、因茲二字之届大膳ヲ頼遣也、

一今日より弁財天堂屋根葺掛ル也、

*百日目付…大坂目付、はじめ上方目付といった。老中支配で大坂城二ノ丸に勤務し、大坂在勤中の万石以下の士の行動を監督し、実情を老中に報告するを任とした。寛永五年（一六二八）創設。創設当時は一年一回の交替であつたが、

寛永三年（一六六三）に一年三回交替となり、百日目付の名があつた。翌四年に二回交替に改められ、寛政五年（一七九三）一年交替にもどつた。获生徂徠『政談』卷之三、「京都百日目付ト云ハ何ノ目付ナルヤラン。寺々ノ縁起・宝物ヲ見テ歩行クヲ役トス。埒モナキコト也。是ハ、京都ト云所ハ堂上ノ在所ニテ、

長袖計ノ所ナル故、一々目クジラヲ立テ悪事ヲ見出ス様ニスルトキハ、却テ治メノ害ト成ルトテ、往昔智恵アル老中ノ斯クサセタルガ、今ハ例ト成タルベシ。去ドモ何事モ形計リニナツテ、其身モ何ノ御用ニテ上リタルト云事ヲ知ヌハ、如何ナルトヤラム」

*稲葉修理…稲葉正方。幕府使番。三〇〇石。

*馬場三郎左衛門…馬場尚繁。小性組番士。二〇〇石。

*北小路江藏人…北小路俊包か。六位藏人。宮内権少輔。宝暦三年（一七五三）卒八十一歳。享保十年当時五三歳。

*同院藏人…北小路俊民か。藏人。宮内権少輔。宝暦十二年卒六十六歳。享保十年当時二九歳。

一十一日乙亥、晴、今日大仏木買五兵衛山内之松木大割仕度旨願之故、則令許容、山内へ木挽ヲ入ル也、

一十【四】（五）日【戊寅】（己卯）、晴、今宵亥ノ刻計尾崎外記参、告曰、

只今敷之内之百姓共外記方へ参申候趣ハ、此間*伏見町並掃除仕候ニ付、

敷之内ノ入口町並より見込候所見苦候間、掃除仕候様ニ伏見奉行所役人方見廻り候節、*帯刀町之年寄へ申付られ候由ニ而、則敷之内尉右衛門・

方見廻り候節、*帯刀町之年寄へ申付られ候由ニ而、則敷之内尉右衛門・

方見廻り候節、*帯刀町之年寄へ申付られ候由ニ而、則敷之内尉右衛門・

方見廻り候節、*帯刀町之年寄へ申付られ候由ニ而、則敷之内尉右衛門・

方見廻り候節、*帯刀町之年寄へ申付られ候由ニ而、則敷之内尉右衛門・

方見廻り候節、*帯刀町之年寄へ申付られ候由ニ而、則敷之内尉右衛門・

方見廻り候節、*帯刀町之年寄へ申付られ候由ニ而、則敷之内尉右衛門・

方見廻り候節、*帯刀町之年寄へ申付られ候由ニ而、則敷之内尉右衛門・

方見廻り候節、*帯刀町之年寄へ申付られ候由ニ而、則敷之内尉右衛門・

方見廻り候節、*帯刀町之年寄へ申付られ候由ニ而、則敷之内尉右衛門・

方見廻り候節、*帯刀町之年寄へ申付られ候由ニ而、則敷之内尉右衛門・

方見廻り候節、*帯刀町之年寄へ申付られ候由ニ而、則敷之内尉右衛門・

方見廻り候節、*帯刀町之年寄へ申付られ候由ニ而、則敷之内尉右衛門・

市左衛門方へ再三其旨申越候処、市左衛門不了簡ニ而彼所敷之内より掃除仕義無之旨申遣候故、則帶刀町より然ハ町並十五間之間は町支配之義と心得、彼方より掃除いたし、其上町口より四五間此方二幅二尺・深サ二尺計之溝を掘切候由、牛馬之通路も難義仕候溝故、如何可仕哉と相訴候旨注進之仕也、則外記・尉右衛門・市左衛門・嘉兵衛召寄様子相尋候処、右之次第也、右通筋は境内地ニ而此方之支配候処、既毎度境内之道作りニも此方より二作り、当秋之道作りニも何も作り候道筋之所、何とて敷之内より掃除不仕候間、町方よりいか様共いたし候様とハ申遣哉、市左衛門甚不心得之義、今以此方より了簡は先難相加候間、其方共より町年寄方何となく掃除之義は不勘ニて返事申候、此所は境内ニ而社中より之支配二候間、右之溝埋立候様ニ可申遣候、其上ニ而彼方より返事ニよつて相談之上了簡可差加旨申渡ス、先尉右衛門方より其趣可申遣、予方へも社中へも曾而不為相知分二仕、下ニ而相濟候様ニ可仕旨申付ル也、

*伏見町：紀伊郡のうち。豊臣秀吉が築城した伏見城の城下町に始まり、江戸期には元禄九一一年の京都町奉行支配下の期間を除き、伏見奉行が支配。江戸中期には町数は二六三町余、町組は南組一〇五町と北組一五八町に大別され、南組は本町・小屋・新町筋・材木・京橋島・三栖・直違橋弥助・直違橋権六・六地藏の九組、北組は本町・小屋・両替町・墨染・大亀谷・聚楽・高田・坪井・御小人の九組に分かれていた。江戸後期には北組の小屋組が北古家組・北古家南新町組・稲荷組・内北古家組内町の四組に分かれ、北組は一二組となつた。

*帶刀町：伏見町のうち。南組本町一七町の一つ。

二十【五】(六) 日庚辰、晴、今日月次之御祈禱執行、月番下神主、拜殿之普請出来故、今日之御祈禱拜殿ニ而執行也、昨日迄ニ而惣繕等出来仕也、大破之処先拜殿新キ様ニ罷成大慶々々、偏ニ神慮之至処歟、

一今日尾崎左右衛門を召寄、敷之内入口之様子町内ニ而相談等有之候哉、町内之者共之意趣如何仕候意味有之候哉相尋候処、曾而我意之所為無之、境内之道筋二候処、此度敷之内より不被相構候との事難心得義、却而町方ニも迷惑氣之毒ニ存居候由、然共町並之分ニ成候へハ不及是非候趣申居候との事也、因茲尾崎外記を以年寄方へ外記心得ニ而申談分二いたし申遣、此間は出口掃除之事市左衛門方へ被申聞候処、市左衛門不勘候て不存旨申答候由、因茲其元町内より掃除被仕、殊ニ制規ニ小溝被掘候由、此所は社之境内地ニ而、則毎年之道作りニも社中境内之百姓中相作り候道筋、市左衛門不了簡ニ而掃除之事不存旨申遣、向後掃除之事町並へ見苦敷見へ候ハ、年寄方へ申聞可給候、境内之事ハ庄や支配ニて年寄奉居ニ候条、已來は外記方へ被相達可給、扱溝之義境内地之事二候条、早速被埋候て可然旨外記示談仕也、年寄も兼而左様ニ而可有御座義、町方ニ曾而不好事二候へとも敷之内より不被構との事故、伏見御奉行所より八度々見込之所掃除仕候様ニと申付られ候故、無是非此度町方より手を付也、向後之義委細相心得申也、溝之義も外記早速為埋可申候、町内へも右之段披露可仕御念入候義二候旨領掌、心能仕之由外記返事申来ル也、

抑右之道筋は全社之境内道筋也、大鳥居・北之鳥居・南口とて当社境内之内三ヶ所之入口也、然而初午之節博奕之禁制札衝場所西光寺際ニ立ル、是ハ南より之細道と西より之入口との辻故也、山内不屈者さらし場も右之所也、是も町口ニ可仕之処、町口ハ道幅狭、其上南より之細道之辻西光際ニ有之故、前々此所へさらし来ル也、後格此旨可相心得也、

一廿一日乙酉、晴、今日御諸司牧野佐渡守殿伏見【八】北条遠江守殿へ御招請ニ而、御出かけハ西油小路通を御通被成候由也、御歸路此海道御通当社へも御寄可被成哉と、社辺掃除等申付ル、正官五人・愛染寺より下部若人宛出之、鳥居前へ少々砂為持也、

未ノ下刻計御通、安芸守・近江守・予・伯耆守・愛染寺大鳥居前迄出向、狩衣を着入、直ニ御通也、念入社司中被出向候との御挨拶之御使来ル也、則五人之名書付遣之、尤町御奉行小浜志摩守殿ニも御出被成也、志摩守殿よりハ御使も不来故名札も不遣也、

一今日大西肥前守・松本筑後東寺へ被參、当社へ寄附之事寺中へ被申込也、中宮方役人對話之由也、

十月

一廿六日庚寅、晴、今日御諸司佐渡守公*御子息御兩人と本田筑後守殿・小浜左橋殿伏見へ御出被成候付当社へも御社參被遊也、俄ニ掃除等申付ル、則北之鳥居より御入、案内ニ安芸守・伯耆守・民部・愛染寺被出也、社頭ことの外奇麗成由御称美社中之大慶也、大鳥居之際迄送被出也、晩後御歸之節又鳥居前迄被出向也、立挑灯当家より式つ出也、

一今日迄ニ而弁才天堂之普請出来也、塗之事普請方役人存寄まち〜成候付予へ相談也、先無用之旨示談、三年後一同ニ塗直し繕等可仕、先屋根一通修覆之覚悟可然旨申談也、

*御子息兩人：所司代牧野英成には、嫡子豊前守明成のほか九人の子息がいるが、明成は江戸におり、誰を京都に伴つたのかは不明。

一廿七日辛卯、晴、今日日本田筑後守殿・小浜志摩守殿へ昨日之礼ニ権預參ル也、昨日は御參詣被遊、社中大慶奉存旨為御礼參上候旨申入ル也、御諸司へハ不參也、

一今日大西肥前守東寺へ被參、寺中方諸役人へ之頼之義相談ニ被參候処、中宮方役人と寺中方役人兩人へ對話之由也、何も得其意候旨也、中宮方役人は重而愛元へ可參之由也、

霜月

一朔日乙未、晴、今朝之神供如例当家より調進、儀式如例、正官五人相揃出勤仕也、

今日於殿上正官五人評定、向後拜殿ニ注連繩ヲ引候ハ、見分可然、三年之内ハ先普請方より奉事、其後は正官五人正五九月毎御祈禱之月番より引替候様ニ可仕との定也、先此度ハ普請方より引也、

一山上*劍石より上ノ塚迄之道筋ことの外森茂仕候ニ付、社中より下人者人宛出之、三分通ハ御社へ上、七分通其家々へ拜領仕候様ニいたし候て可然旨評儀相定ル也、大膳・民部・筑後此三人被出、下知被仕候様ニ申渡又也、則月番・目代家より今晚社中江被觸也、下人無之不勝手之家よりハ不被出候とも勝手次第之事也、明日より苜掛ル筈也、

*劍石：御劍社の位置にある。昔、神人がこの岩に上南を縛つたという伝説があり、雷石とも呼ばれる。『稲荷山十二景』では、「劍石蒼苔」と称している。

一二日丙申、晴、今日より御山詣之道筋苜柴仕ル也、家々より下部者人宛出之也、御社用木鴻ノ巢ニ有之ニ付、今日は社中之下人とも先出之さす也、三分通上納之柴此出料ニ直ニ社中下人出し候家々へ拜領いたさす筈ニ三人之輩支配也、

一六日庚子、晴、夜ニ入テ雨降、今宵方内より廻状来ル、明七日御諸司宇治筋御巡見被遊候ニ付、当社・藤森へも御巡見御立寄可被成候間、例之通掃除等念入御案内可仕旨申来ル也、藤森社へも自是為知可申旨申来ル也、

一七日辛丑、雨、未下刻より雨止、今日之神供如例毛利三河守より調進儀式如例、

一今日御諸司御巡見之義、依雨天御延引也、則夜ニ入方内より申来ル也、
一八日壬寅、巳ノ刻過より雨降、申ノ刻計より晴、今日火焼之神供如例松

本内蔵之丞より調進、儀式等如例、夜二入テ方内より書状来ル、明九日御諸司宇治筋御巡見之由申来ル也、則月番目代家より掃除等之義被申付也、

一九日癸卯、晴、今日御諸司牧野佐渡守公・御町奉行小浜志摩守殿当社御巡見被遊也、今未明より正官五人・愛染寺下人・茶や日勸進之者共へ掃除之義月番より被申付也、辰ノ刻時分則御參詣大鳥居之際迄御出迎二出ル、各狩衣を着ス、中神主・予・目代・祓川老岐・安田大膳・本願愛染寺罷出ル也、社頭不殘御巡見御修理等之義御鎮座之年曆等御尋故御返答申入、本願所二御入被成暫時御休息被遊也、志摩守公被仰渡は当社之来由・神宝等之義有増書付二通差上候様二との御事也、鳥居前迄御送申也、ことの外首尾能御巡見相濟大慶々々、

一御諸司・両御奉行所へ今日之御礼御届二権預信章・本願所伺公也、来由之書付二通相認差上ル、来由書付之義は毎例在京御目付へ差上ル社之軒數書付を本二立、御鎮座年曆と神宝と旅所之屋形とを書加差上ル也、本書横折二枚とちて認ル也、留別二記之也、右書付之写急二相認故脱落脱之義も有之、又不委事共有之也、重而考弁之上可相記者也、志摩守殿被仰渡は一通は御諸司へ被差上、一通は御手前二御留被遊候旨也、然を愛染寺承違、一通ハ西御奉行所へ差上候様二と心得、今日西御役所二も持参之由也、予ハ御傍二不居候故被仰渡之様子不承候処、伯州被聞届候趣ハ相違也、

十一月九日

一今夜亥ノ刻計御諸司・町御奉行宇治より御帰路被遊也、大鳥居前へ出向也、両方二大挑灯を立ル也、則当家より出之、今朝罷出候輩出ル也、御両所共御挨拶有之也、

一十日甲辰、晴、今日山之口開也、

一十二日丙午、晴、今日松尾左兵衛より書状来ル、社中弑名此節差上候社附之書今一通東御役所へ差出し候様二との事也、証文方へ可相違旨申来ル也、先日愛染寺聞違不調法如此也、

一十三日丁未、晴、今日社附之書付認ル、
一十四日戊申、晴、今日東御役所へ社附之書付安田大膳持参也、田中郡右衛門へ被相渡候由也、

一今日迄二而大黒堂之普請相濟也、

一十六日庚戌、晴、今日毛利三河守・同伊賀借銀之出入二付御奉行所へ名代安田大膳被出也、則三河守より昨日右之旨被相届也、

一十七日辛亥、雨降、今日冬至也、如例神供目代家より調進、儀式等如例、

一廿日乙寅、晴、今日九条五ヶ村へ安田淡路寄附之分催促二被参也、

霜月

一廿五日己未、晴、今日目代家二而御普請方物算用有之也、正官五人・愛染寺且四人之普請奉行并尾崎左衛門御社より御酒饌被下也、予取次之拝借銀共取集、都合一貫め今日令上納也、当暮御払銀老貫五六百めも不足之様子二相見ル也、田中社・拝殿・弁天堂・大黒堂、右四ヶ所之入用凡六貫め余入ル也、

(以下異筆、信章筆力)

十二月

一朔日甲子、半雨半晴、今朝之大神供例之通当家より調進之、儀式如例、出仕之輩下神主・中神主・予・正目代・正禰宜・正祝・権祝・上社禰宜・上社祝・田中社祝・権預也、附神供所社中烈座之上予申云、今日事故有之候而一宿かけ二山門江罷越候間、留主之内若非常之儀も候ハ、宜頼入候旨沙汰申置也、

一七日、今日は当家米打也、例之通家来中致参集ナリ、夜二入醋食之上発声共有之、何も四つ時罷帰ルナリ、

一八日、今昼時方内松尾左兵衛方より触状到来、其故ハ此頃各所盜賊難有之、数日ヲ歴ル之後公儀江訴之候事不届之至二候間、自今已後即日即時二不訴、日数へて訴候ハ、堅取上無之旨触状之趣也、

一九日壬申、今日当社御煤払也、大神供如例、本神供目代家より献之、添神供下神主両所之調進也、御煤払之篠竹例之通当家より献上、儀式等如例、正預義仍病氣不参仕ル也、

一今日、昼時神人外記*玉虫左兵衛より之御城鏑松之切紙持参スル也、文章如例、質錢百払之也、

*玉虫左兵衛：玉虫茂喜。京都代官、享保四く十七年。三百俵。実兄小堀仁右衛門克敬も京都代官。

一十一日【乙】(甲)戌、晴、今夕社中・親類中・神人一老・当家々来共へ、明後十三日先祖荷田靈祭之旨触之也、

一十三日丙子、晴、今日先祖荷田靈神之祭日如例、今朝辰ノ下刻於荷田靈社之神前、神供奉幣等儀式例年之通ナリ、一臈之神人手長二出仕、正目代・権預・権目代着座、神供玉串等取次之、正預義は此間病氣未快故不

遂出勤故、正目代奉幣之儀ヲ取行ル、且今朝如例社中親類方朝飯祝義二被参也、例年は終日宴会之事有共、今年は正預病氣故終日之宴会無之ナリ、

一十四日丁午、晴、今日方内松尾左兵衛【殿】より社務・御殿預両人之名当にて書状到来、其故は去年宗門帳と一所二帯刀之書【状】(付)被差出候処、今年は未差上候間、両御役所へ早々可被差上旨申来ル也、当年之宗門被上候月番八中神主故、社務より右之趣中神主へ被申遣也、

一十五日戊寅、今日中神主より昨日方内より申来候帯刀之書【状】(付)相

認差上候間、一覽之上印形加之候旨申来、則華押之也、田中社祝親盛奉行所へ持参被致也、

一十七日庚辰、晴、今日権禰宜より已下権預迄之位階之願書、明十八日二白川殿へ持参有之故、親盛持参、一覽之上華押也、但此願書ハ去年差上候処、去年ハ御沙汰無之故、復今年再応之願書差上ルナリ、尤此内二正目代・権目代去年無御沙汰故、願書之内へ右之御歎も書入ルナリ、則右之輩ノ叙日ノ旧書も相添上ル也、

一十八日辛巳、晴、今日正目代・権目代・権禰宜已下権預迄之位階之願書差上ル也、親友・信元持参、首尾相納ルナリ、併叙日之例書二信元從上之叙日無之故、叙日之書付追而白川殿にて御認可有間為胤指遣へき旨仰出さるゝ也、何も披見難有也、如此二錯乱将来、做事也、

一廿一日甲申、晴、今日伯殿へ権預小折紙差出シ置候故、宜御沙汰願申段御伺仕ル也、附菊亭殿へ古唐律疏義一冊並類聚国史一冊返上申也、取次【〇】丹治使へ御渡シ罷帰ル也、

一今日例年之通二条御城鏑松はやし立ル也、且今日大膳諸司へ明後廿三日二御鏑松之奉行可被成遣届ニ参上之処、不勘にて廿四日と申帰ル、故何も相談之上復明未明二廿三日ニ奉行可被遣被下旨届ニ参らるゝナリ、是甚大膳不勘之誤也、

一廿二日乙酉、今日大膳昨日日限相違之断ニ未明ヨリ諸司へ被参、昨日之断被相違、廿三日ニ奉行可遣由用人返答也、

一今宵伯殿ヨリ書状到来、其故ハ右記也、

從三位殿仰二候、此度社家中位階願之儀被 仰上候、御吟味之
□早々殿下へ被窺候処ニ、ケ様ニ御寄会前押詰被 相願候義不
届千万ニ思召候、最早当年ハ位階願書分此間 御上へ差上り有
之候、当年之儀ハ不及御沙汰、明春可願之旨被仰下候、仍而早々

被仰遣候、以上、

稻荷 下神主殿

十二月廿二日

中神主殿伯家

上神主殿雜掌

御殿預殿

目代殿

一廿三日丙戌、今日二条御鋸松見分之奉行小谷久内・田中義右衛門兩人被參、松木等之見分首尾相濟帰ル也、予は不快二付不出儀伯州・淡州出合被申ナリ、

一廿五日丁亥、今朝例之通二条御鋸松未明二差登スナリ、宰領二八外記・八郎兵衛差添ルナリ、

一廿七日庚寅、晴、今日例之通三ヶ日之下御物仕ナリ、朝飯二中務・神人三人・雜使一人来入ナリ、朝祝義之饗応濟テノ後、直二神所へ參勤シテ先当家元旦ノ神供調進スルユヘ当家ノ下盛拵ル也、夫より処々二下盛相拵ルコトナリ、

一廿九日壬辰、晴、今日は元旦之神供拵之夕メ御働ナリ、然とも昨夜右之口触失念セルユヘ、神人方不參之なれとも権預・信武式人而荒増神供拵置也、将来廿八日ノ夜御働触不可為失念者也、

一晦癸巳、晴、今日明元旦ノ進物仕也、前々は社中老輩之方々迄も參勤二テ神供拵雖有之、今テハ老分之輩ハ不及申、若輩ノ氏人モ參勤セス、廢乱セルコト也、漸神人三人參勤、権預・信武等迄二テ神供委ク造作畢ル也、

平成二十年度國學院大學特別推進研究

「近世における前期国学の総合的研究」 成果報告書

荷田春満門人一覧稿

宝永四年荷田春満日記

享保十年羽倉信名日記

平成二十一年（二〇〇九）三月十日発行

研究代表者 根岸茂夫（國學院大學文学部教授）

発行 國學院大學文学部

〒一五〇―八四四〇 東京都渋谷区東四丁目十番二十八号

印刷 株式会社 山陽堂写真製版所